

平成30年度

保健・福祉・医療・子育て支援の概要



津山市環境福祉部・こども保健部

目 次

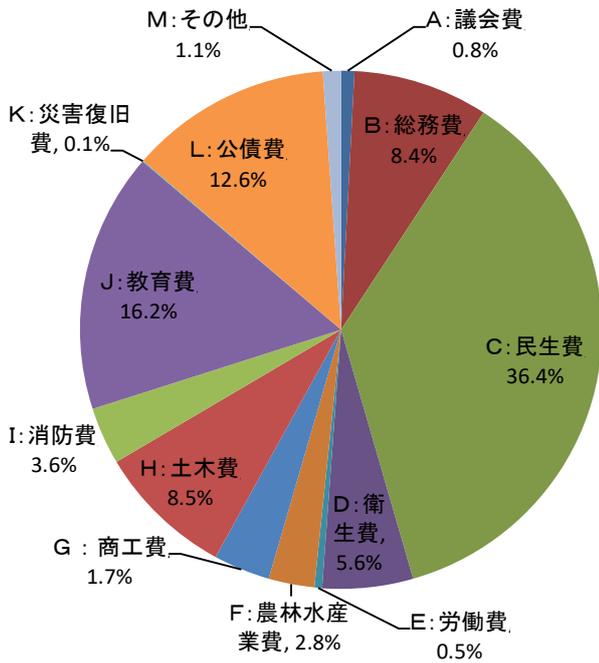
津山市の概要	1
生活福祉課	
援護関係	5
会館	6
生活保護	10
民生委員・児童委員	12
生活困窮者自立支援	14
障害福祉課	
身体障害者（児）福祉	15
知的障害者（児）福祉	21
精神障害者福祉	24
人にやさしいまちづくり条例	28
神南備園	33
高齢介護課	
高齢者福祉	35
介護保険	41
保険年金課	
国民健康保険	54
国民年金	66
こども課	
子育て支援	73
放課後児童クラブ	75
就学前教育・保育	76
児童館	78
児童福祉	80
母子・父子及び寡婦福祉	87
医療福祉	92
市立保育所	94
市立幼稚園	95
こども子育て相談室	
児童相談	96
健康増進課	
地域医療	97
保健指導	98
愛育委員・栄養委員	106
地域療育推進事業	108
社会福祉協議会	111
社会福祉施設一覧表	113
高齢者人口の推移	119
津山市児童人口の推移	120
福祉関係職員職種別一覧表	121
福祉関係機構図	123

津山市の概要

市政施行	昭和4年2月11日	議員定数	28人
総面積	506.33 k m ²	民生委員・児童委員数	283人
世帯 (H30.4.1現在)	44,988世帯	愛育・栄養委員	1010人
人口 (H30.4.1現在)	101,598人	平成30年度 当初予算一般会計 (歳出)	47,600,000千円
男	48,610人		
女	52,988人		
人口密度	200.7人		

一般会計歳出予算 (H30年度当初)

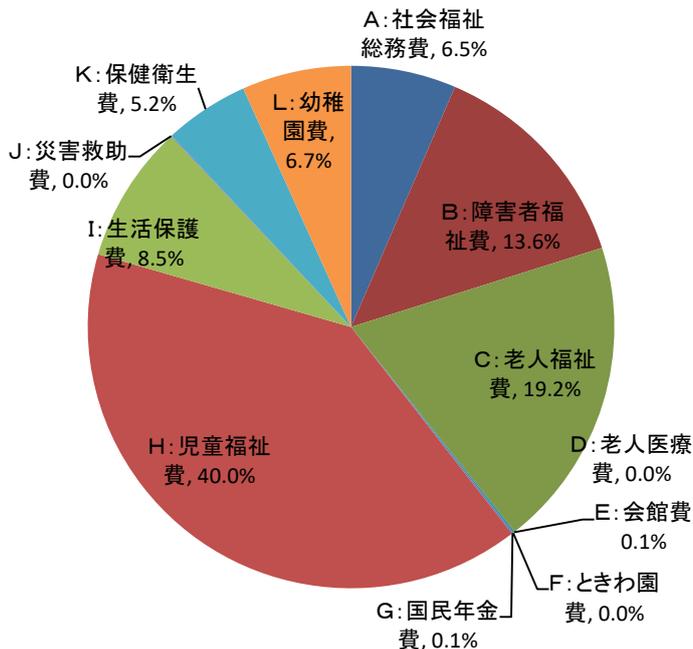
(単位：千円)



費目	予算額	比率
A: 議会費	392,616	0.8%
B: 総務費	3,979,737	8.4%
C: 民生費	17,308,909	36.4%
D: 衛生費	2,669,926	5.6%
E: 労働費	228,192	0.5%
F: 農林水産業費	1,352,700	2.8%
G: 商工費	1,667,236	3.5%
H: 土木費	4,042,401	8.5%
I: 消防費	1,703,397	3.6%
J: 教育費	7,712,793	16.2%
K: 災害復旧費	28,536	0.1%
L: 公債費	5,980,792	12.6%
M: その他	532,765	1.1%
合計	47,600,000	100.0%

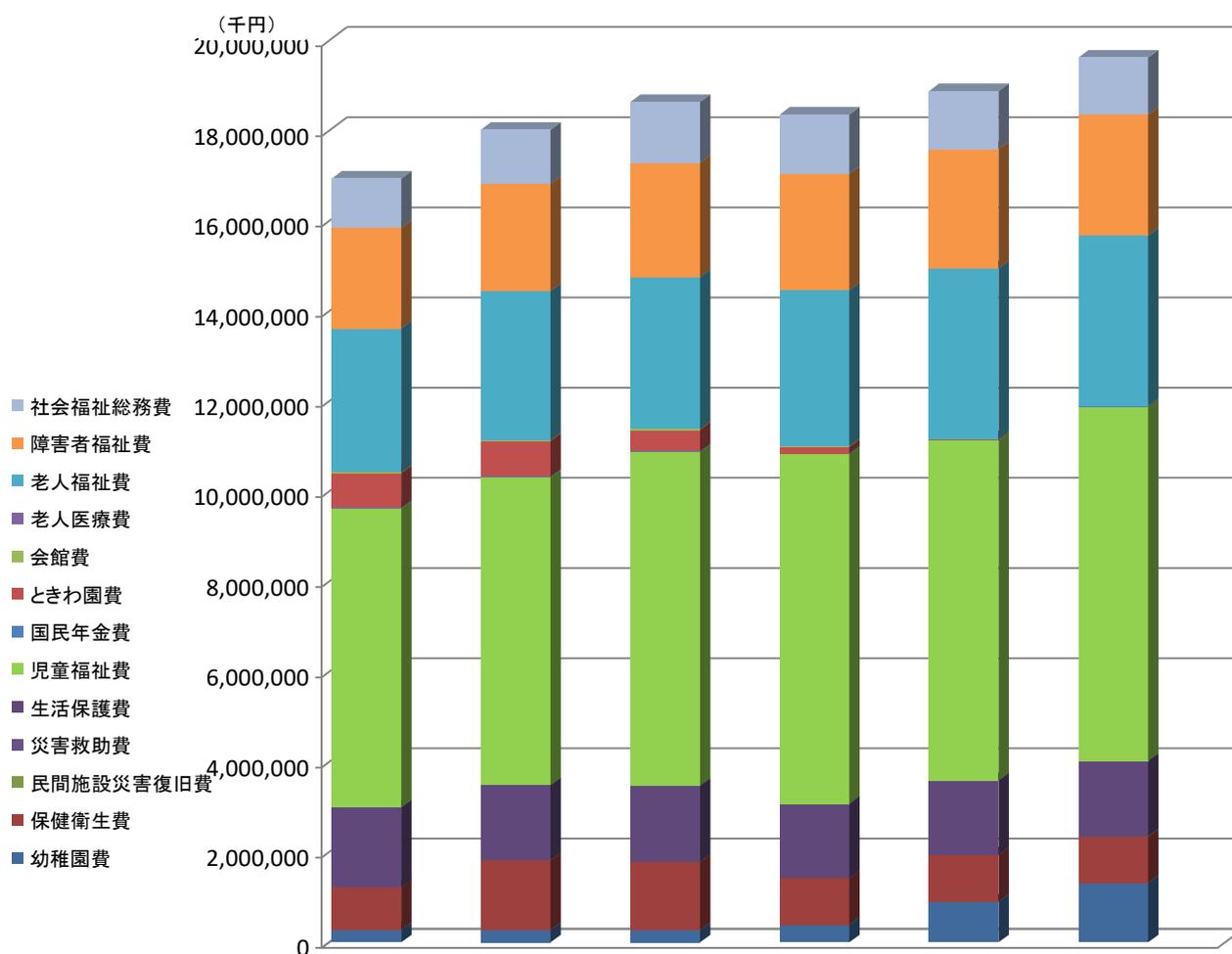
一般会計歳出予算 [関連部分] (H30年度当初)

(単位：千円)



費目	予算額	比率
A: 社会福祉総務費	1,266,502	6.5%
B: 障害者福祉費	2,676,994	13.6%
C: 老人福祉費	3,769,810	19.2%
D: 老人医療費	0	0.0%
E: 会館費	23,905	0.1%
F: ときわ園費	0	0.0%
G: 国民年金費	17,216	0.1%
H: 児童福祉費	7,839,085	40.0%
I: 生活保護費	1,671,709	8.5%
J: 災害救助費	9,500	0.0%
K: 保健衛生費	1,023,644	5.2%
L: 幼稚園費	1,317,291	6.7%
合計	19,615,656	100.0%

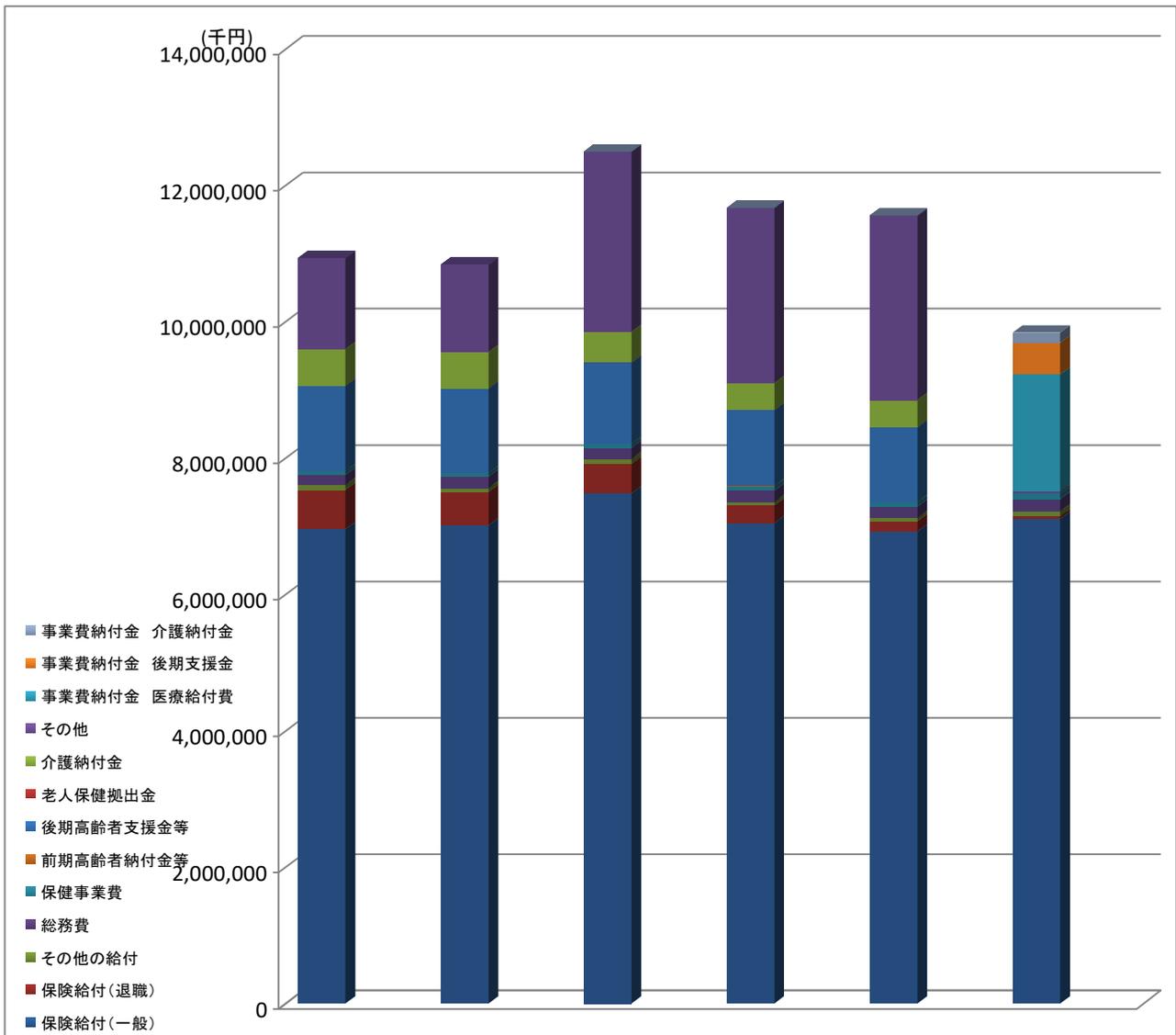
保健・福祉・医療関係一般会計歳出額（年度別）



(単位：千円)

	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (当初予算)
幼稚園費	271,385	266,665	269,597	389,174	902,148	1,317,291
保健衛生費	944,692	1,550,265	1,516,898	1,035,032	1,038,940	1,023,644
民間施設災害復旧費	0	0	0	0	0	0
災害救助費	0	293	0	0	0	9,500
生活保護費	1,775,690	1,664,833	1,686,642	1,648,974	1,649,396	1,671,709
児童福祉費	6,629,173	6,829,601	7,398,111	7,748,363	7,538,215	7,839,085
国民年金費	17,585	20,912	18,596	17,677	17,364	17,216
ときわ園費	758,416	777,602	473,421	143,382	1,296	0
会館費	29,057	29,283	27,827	28,988	23,579	23,905
老人医療費	1	1	0	0	0	0
老人福祉費	3,188,405	3,299,187	3,360,829	3,443,671	3,774,792	3,769,810
障害者福祉費	2,230,187	2,374,210	2,529,139	2,584,482	2,637,253	2,676,994
社会福祉総務費	1,087,123	1,200,032	1,351,271	1,314,302	1,287,973	1,266,502

国民健康保険特別会計

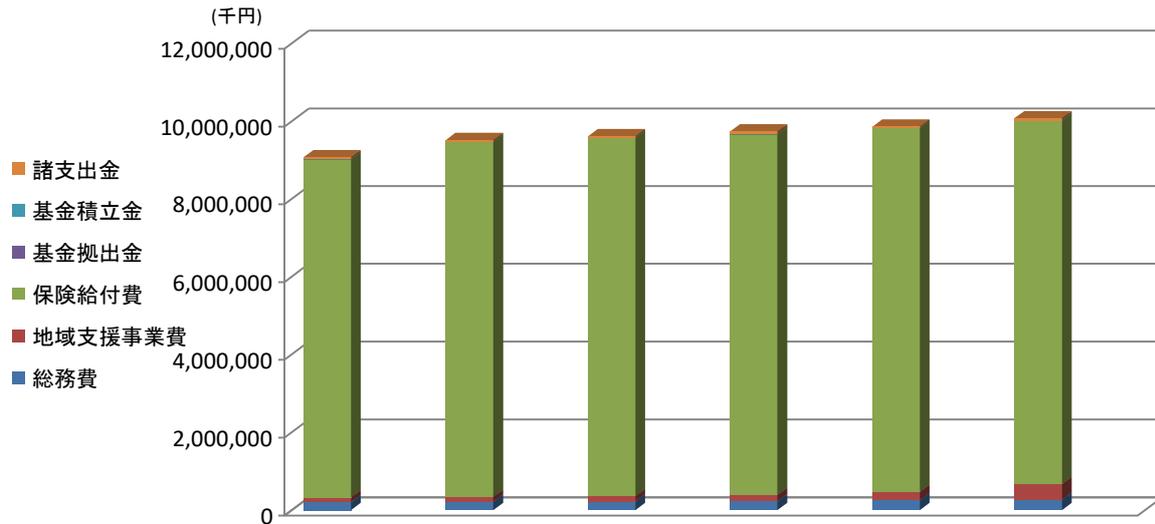


(単位：千円)

	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (当初予算)
保険給付(一般)	6,956,475	7,012,773	7,482,288	7,045,329	6,923,459	7,109,290
保険給付(退職)	577,657	489,244	431,652	259,309	148,212	38,717
その他の給付	68,850	57,668	71,306	49,934	51,832	73,909
総務費	148,895	167,371	163,830	167,810	162,842	175,142
保健事業費	53,585	55,933	58,577	63,471	64,510	83,547
前期高齢者納付金等	1,283	965	796	793	4,075	—
後期高齢者支援金等	1,254,769	1,237,017	1,192,728	1,116,579	1,100,516	—
老人保健拠出金	54	50	50	39	25	0
介護納付金	536,124	532,135	448,901	397,757	391,648	—
事業費納付金 医療給付費	—	—	—	—	—	1,712,886
事業費納付金 後期支援金	—	—	—	—	—	473,568
事業費納付金 介護納付金	—	—	—	—	—	143,157
その他	1,334,775	1,284,435	2,642,562	2,568,200	2,709,936	28,615

平成30年度国保制度改正により会計費目の変更あり

介護保険特別会計



(単位：千円)

	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (当初予算)
総務費	203,438	219,628	227,719	232,300	252,604	270,687
地域支援事業費	128,422	125,880	130,547	158,625	221,852	401,134
保険給付費	8,685,302	9,125,913	9,203,259	9,268,380	9,343,487	9,340,936
基金拠出金	0	0	0	0	0	0
基金積立金	1,138	914	952	715	728	125
諸支出金	50,042	38,780	48,368	70,427	36,741	61,159

援 護 関 係

戦没者遺族・戦傷病者援護事務

戦没者の遺族及び戦傷病者に対して、恩給法や戦傷病者・戦没者遺族等援護法に基づき、公務扶助料遺族年金など、戦没者の妻、父母等に対する特別給付金及び特別弔慰金の支給申請の受付、さらに毎年秋には津山市戦没者追悼式を執り行っている。

法外援護事務

行旅人等旅費援助事務

行旅人に対しては、最寄りの市までを限度としての旅費援助等を行っている。

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
取扱件数	7件	9件	11件	4件	4件

火災見舞い事務

火災による被災者に対しては、全焼2万円、半焼1万円の火災見舞金を支給している。

(なお、火災による死亡者に対しては、弔慰金として5万円を支給)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
取扱件数	12件 (内支所3件)	3件 (内支所0件)	4件 (内支所1件)	9件 (内支所0件)	7件 (内支所1件)

災害援護資金貸付

災害救助法適用の災害時においては、被災者に対して最高限度額350万円の災害援護資金の貸し付けを行っている。

- ・平成10年10月18日台風10号災害 貸付件数 143件 貸付額 2億340万円
- ・平成14年度より償還開始

日本赤十字社関係

日赤岡山県支部津山市地区の事務局として、津山市赤十字奉仕団と連携し、日赤会費の募集や災害時における義援金等の受付事務を行っている。

(1) 日赤会費集約状況

(単位：円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会費集約状況	11,909,000	11,653,700	11,274,400	10,971,400	10,587,600

(2) 日赤会員数

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会 員 数	12,859人	12,662人	12,261人	11,923人	11,533人

福岡会館・加茂中原会館・公郷会館・柳会館・大久保会館

津山市福岡会館・津山市加茂中原会館・津山市公郷会館・津山市柳会館・津山市大久保会館は、隣保館として地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行なうことを目的としています。会館の事業としては、人権、生活、福祉、教育等の各種相談事業、及び啓発広報事業、図書閲覧・貸出事業。料理教室、工作教室、健康体操教室、交通安全教室等の教育文化事業等です。また町内会や子ども会を始め、生け花やカラオケの自主グループ活動、各種の会議や集いの場として利用され、地域の方々に広く活用されています。

津山市福岡会館

所在地 津山市横山1232-1 (昭和35年6月1日開館)
敷地面積 1,875.00㎡ 建築延面積 349.90㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建
電話 22-2828 (FAX兼用)

津山市加茂中原会館

所在地 津山市加茂町中原87-1 (昭和57年4月1日開館)
敷地面積 2,671.00㎡ 建築延面積 243.44㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建
電話 42-3224 (FAX兼用)

津山市公郷会館

所在地 津山市加茂町公郷1604-7 (昭和57年4月1日開館)
敷地面積 1,097.00㎡ 建築延面積 263.78㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建
電話 42-3269 (FAX兼用)

津山市柳会館

所在地 津山市南方中556-2 (昭和56年4月1日開館)
敷地面積 365.37㎡ 建築延面積 277.64㎡ 構造 鉄筋コンクリート2階建
電話 57-2474 (FAX兼用)

津山市大久保会館

所在地 津山市久米川南2902-1 (昭和46年4月1日開館)
敷地面積 585.65㎡ 建築延面積 326.50㎡ 構造 鉄筋コンクリート2階建
電話 57-2351 (FAX兼用)

会館別事業実施回数及び人員

○ 津山市福岡会館

事業名		年 度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談	回数(回)	21	22	75	123	96
	人員(人)	21	22	75	123	96
啓発 広報	回数(回)	14	20	31	34	41
	人員(人)	3,166	3,133	3,976	3,696	3,128
教養 文化	回数(回)	122	130	181	144	165
	人員(人)	1,888	1,975	1,818	1,446	1,459
保健衛 生福祉	回数(回)	93	83	192	172	173
	人員(人)	1,222	1,114	3,395	3,242	3,177
図書 閲覧等	回数(回)	94	138	229	248	154
	人員(人)	94	138	229	248	154
会議室 利用	回数(回)	148	98	114	65	92
	人員(人)	3,453	1,714	2,685	1,423	2,123
合計	回数(回)	492	491	822	786	721
	人員(人)	9,844	8,096	12,178	10,178	10,137

○ 津山市加茂中原会館

事業名		年 度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談	回数(回)	25	25	43	16	32
	人員(人)	25	25	43	16	32
啓発 広報	回数(回)	15	21	15	19	15
	人員(人)	1,740	1,798	1,700	1,700	1,700
教養 文化	回数(回)	418	405	508	447	446
	人員(人)	3,110	3,137	4,038	3,555	3,088
保健衛 生福祉	回数(回)	8	8	14	21	10
	人員(人)	157	137	158	269	222
図書 閲覧等	回数(回)	50	50	50	30	24
	人員(人)	50	50	50	30	24
会議室 利用	回数(回)	243	25	12	13	12
	人員(人)	2,633	404	229	206	192
合計	回数(回)	759	534	642	546	539
	人員(人)	7,715	5,551	6,218	5,776	5,258

○ 津山市公郷会館

事業名		年 度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談	回数(回)	8	7	18	20	33
	人員(人)	8	7	18	20	33
啓発 広報	回数(回)	14	25	18	24	30
	人員(人)	1,700	1,785	1,770	1,778	1,807
教養 文化	回数(回)	488	450	251	289	245
	人員(人)	2,394	2,576	1,460	2,195	1,923
保健衛 生福祉	回数(回)	16	6	50	47	61
	人員(人)	203	75	431	435	470
図書 閲覧等	回数(回)	20	55	5	39	72
	人員(人)	20	55	5	39	72
会議室 利用	回数(回)	20	9	2	8	10
	人員(人)	214	121	26	114	110
合計	回数(回)	566	552	344	427	451
	人員(人)	4,539	4,619	3,710	4,581	4,415

○ 津山市柳会館

事業名		年 度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談	回数(回)	8	4	13	10	11
	人員(人)	8	4	13	10	11
啓発 広報	回数(回)	13	15	16	13	57
	人員(人)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,772
教養 文化	回数(回)	134	109	130	114	68
	人員(人)	1,208	1,157	1,308	1,178	593
保健衛 生福祉	回数(回)	18	34	5	7	1
	人員(人)	54	36	32	69	1
図書 閲覧等	回数(回)	2	2	4	0	0
	人員(人)	2	2	4	0	0
会議室 利用	回数(回)	76	46	32	30	51
	人員(人)	841	565	322	300	300
合計	回数(回)	251	210	200	174	188
	人員(人)	4,513	4,164	4,079	3,957	3,677

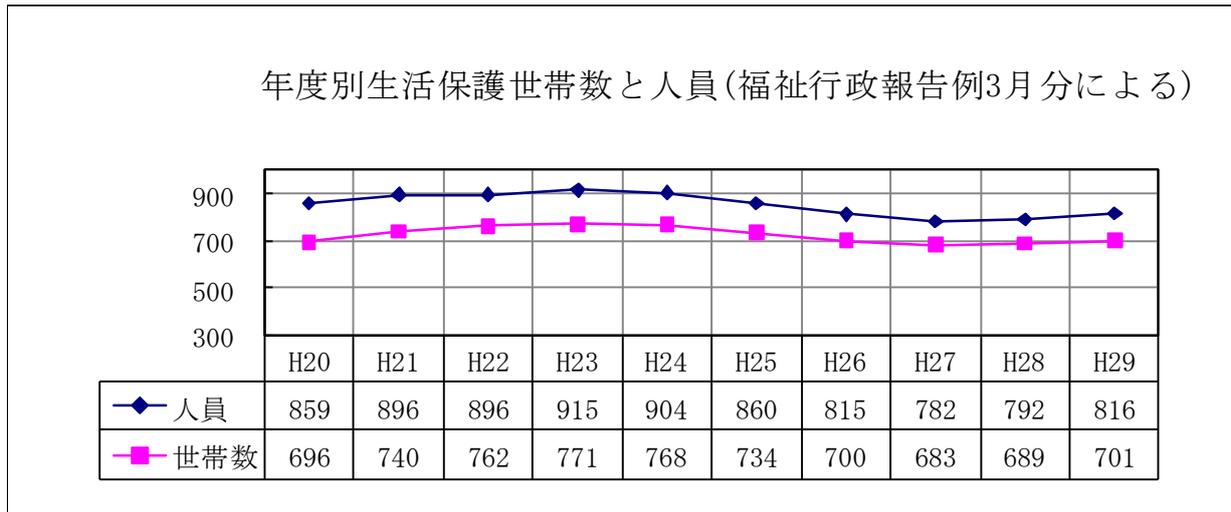
○ 津山市大久保会館

事業名		年 度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談	回数(回)	7	6	10	10	17
	人員(人)	7	6	10	10	17
啓発 広報	回数(回)	39	53	62	61	63
	人員(人)	2,400	2,350	2,300	2,300	2,300
教養 文化	回数(回)	129	137	40	144	163
	人員(人)	1,093	1,219	571	987	1,186
保健衛 生福祉	回数(回)	9	5	8	9	11
	人員(人)	59	61	89	104	108
図書 閲覧等	回数(回)	10	8	5	7	8
	人員(人)	10	8	5	7	8
会議室 利用	回数(回)	28	27	13	8	6
	人員(人)	218	261	177	96	64
合計	回数(回)	222	236	138	239	268
	人員(人)	3,787	3,905	3,152	3,504	3,683

生 活 保 護

生活保護法は、憲法第25条の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業および葬祭の8種類の扶助がある。その費用は国が75%、市が25%を負担している。保護の基準は厚生労働大臣が定めるが、年齢、世帯構成および地域により異なっており、津山市における単身世帯(49歳)の平成30年10月現在の最低生活費基準額は、生活費が67,630円、住宅費が31,000円(上限)の合計98,630円である。

本市の保護率は、平成7年度から平成10年度まで4%台を推移し、平成11年度以降、医療保険制度の改正や介護保険制度の開始など社会保障関係費用における負担増、長引く景気低迷に起因する世帯収入の減少などを背景に保護率は6%台となった。平成17年2月28日には近隣4町村(加茂町、阿波村、勝北町、久米町)との合併に伴い、被保護世帯が約70世帯増加し、保護率は6.46%となった。さらに、平成20年のリーマンショック以降、景気悪化により保護申請・開始件数が急増し、特に稼働能力のある生活保護受給者が増加し、平成24年度に8.53%となった。その後は景気改善の影響もあり、平成29年度末の保護率は7.6%となっている。医療扶助については扶助費全体の5割強を占めており、医療扶助の比重は依然として高い。

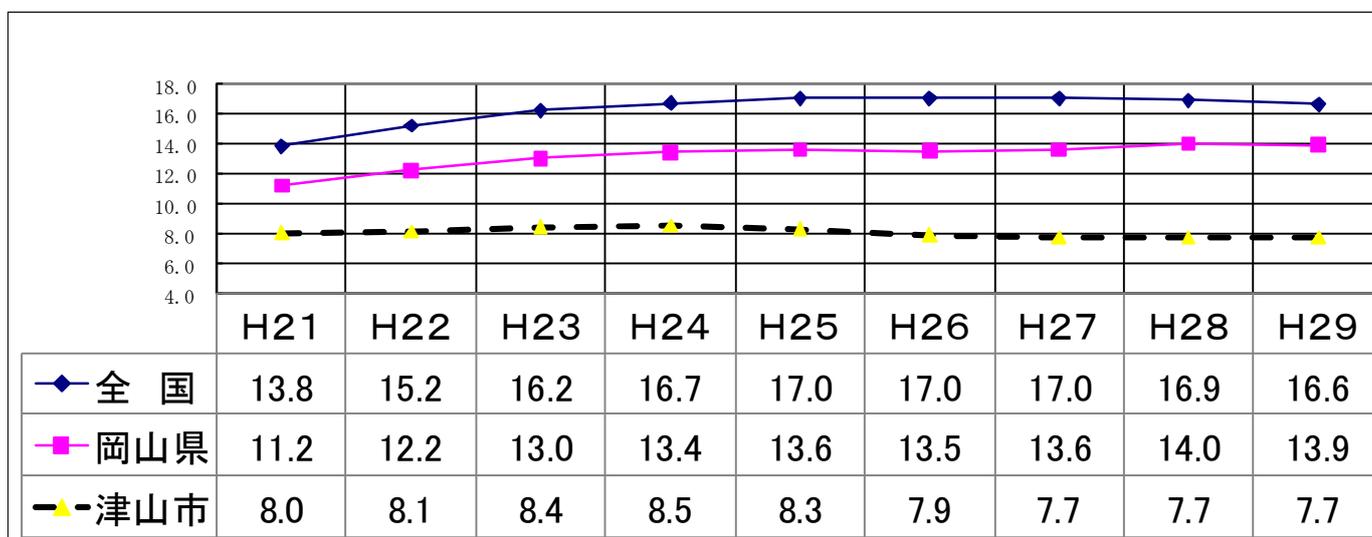


扶助別保護費の推移

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活扶助	(29.6%)	(29.4%)	(29.5%)	(29.9%)
	410,560	403,931	392,634	385,436
住宅扶助	(9.0%)	(8.9%)	(9.0%)	(9.7%)
	124,200	122,061	120,345	125,601
医療扶助	(58.9%)	(59.3%)	(59.2%)	(57.8%)
	815,962	815,301	787,643	745,956
その他の扶助	(2.5%)	(2.4%)	(2.3%)	(2.6%)
	34,079	33,970	30,527	34,223
合 計	1,384,801	1,375,263	1,331,149	1,291,216
対前年比	94.4%	99.3%	96.8%	97.0%

津山市・岡山県・全国の保護率の推移



県下都市保護率(平成30年3月)

区 分	保護率(%)
岡 山 市	18.9
倉 敷 市	15.1
津 山 市	7.6
玉 野 市	13.5
笠 岡 市	8.8
井 原 市	4.7
総 社 市	6.1
高 梁 市	10.2
新 見 市	6.2
備 前 市	7.6
瀬 戸 内 市	2.2
赤 磐 市	2.3
真 庭 市	6.5
美 作 市	5.9
浅 口 市	3.8
都 市 部	13.8
郡 部	5.6
県 全 体	13.3

全国保護率の状況(平成30年7月現在)

区 分	保護率(%)
全 国	16.6
最高(大阪府)	32.3
最低(富山県)	3.4

保護率 = (被保護人員 ÷ 人口) × 1,000

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって自主的に被保護者の自立更生、低所得世帯の援護や指導、福祉関係機関の協力を責務としている。同時に、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員に充てられたものとされ、児童福祉の分野においても重要な役割を果たしている。平成6年からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度が設けられ、特に児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡連携をとるなどのパイプ役としての役割をもっている。

津山市では平成30年11月1日現在256名（定員258名）の民生委員・児童委員と、25名（定員25名）の主任児童委員が厚生労働大臣の委嘱を受けており、その活動状況は次のとおりである。

民生委員・児童委員の活動状況

（平成29年度）

内容別相談・支援件数			
区 分	件 数	区 分	件 数
在宅福祉	917	介護保険	410
健康・保健医療	558	子育て・母子保健	135
子どもの地域生活	1,213	子どもの教育・学校生活	638
生活費	1310	年金・保険	79
仕事	53	家族関係	260
住居	150	生活環境	542
日常的な支援	3,558	その他	1,701
分野別相談・支援件数			
区 分	件 数	区 分	件 数
高齢者に関すること	5,749	障害者に関すること	420
子どもに関すること	2,664	その他	1,512
計			10,345

調査・実態把握 3,121件 民児協運営・研修 4,514件 証明事務 326件
 行事・事業・会議への参加協力 5,510件 地域福祉活動・自主活動 10,790件
 要保護児童の発見の通告・仲介 46件 訪問回数 30,363回
 連絡調整回数 10,278回 活動日数 28,754日（うち主任児童委員分 2,336日）

民生委員・児童委員協議会の組織

津山市の民生委員・児童委員は、13地区に分かれて活動しているが、地区ごとに会長1名、副会長2名をおいて、その運営にあたっている。

津山市民生児童委員連合協議会は、13地区が連合することで構成され、地区民生委員児童委員協議会の代表者（会長・副会長）をもって運営されている。また、連合協議会の内部組織として主任児童部会を設置し、民生委員・児童委員との連携及び各地区主任児童委員の相互交流、連絡調整等をおこない、主任児童委員活動の推進を図っている。

生活困窮者自立支援

平成27年4月施行の「生活困窮者自立支援法」に伴い、さまざまな事情で生活にお困りの方の自立を支えるため、専門の相談支援員が関係機関と連携しながら、相談支援を行います。

自立相談支援

自立相談支援員3名を配置し、相談者にどのような支援が必要かを一緒に考え、必要に応じて具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

就労支援

就労支援員1名を配置し、相談者のこれまでの経験や今の状況に応じた就労支援を行います。また、ハローワークと連携して、職業相談や面接の受け方、履歴書の書き方などに関するアドバイスも行います。

家計相談支援

家計相談支援員1名を配置し、一緒に家計計画表を作成し、家計状況の「見える化」と、収入より支出が多い、債務・滞納がふくらんでいるなどの根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、生活再生を支援します。

住居確保給付金の支給

離職などにより、住居を失うおそれのある方等に対して、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたいうえで、就職に向けた支援を行います。

新規相談件数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規相談件数	146件	105件	93件

事業等利用件数

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
プラン策定件数（再プランを含む）		30件	37件	40件
うち一般就労支援対象		24件	25件	23件
うち延べ就労者（増収者も含む）		13件	12件	13件
利用事業等	住居確保給付金	1件	4件	3件
	家計相談支援事業	—	5件	6件
	自立相談支援事業による就労支援	24件	30件	32件
	生活福祉資金による貸付	2件	0件	0件
	生活保護受給者等就労自立促進事業	16件	19件	18件

身体障害者（児）福祉

身体に障害がある人（児童）が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、身体に障害がある人（児童）の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

身体障害者手帳交付状況

（各年度末現在・単位：人）

区 分		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
視 覚 障 害	18 歳未満	6	4	3	2	2
	18 歳以上	290	295	297	251	243
	計	296	299	300	253	245
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	18 歳未満	8	8	9	10	11
	18 歳以上	365	355	422	342	334
	計	373	363	431	352	345
音 声 言 語 機 能 障 害	18 歳未満	1	1	0	1	1
	18 歳以上	40	33	49	41	37
	計	41	34	49	42	38
肢 体 不 自 由	18 歳未満	36	36	30	33	31
	18 歳以上	2,429	2,429	2,233	2,293	2,209
	計	2,563	2,465	2,263	2,326	2,240
内 部 障 害	18 歳未満	11	12	13	13	15
	18 歳以上	1,297	1,295	1,289	1,266	1,273
	計	1,308	1,307	1,302	1,279	1,288
合 計	18 歳未満	63	61	55	59	60
	18 歳以上	4,518	4,407	4,290	4,193	4,096
	計	4,581	4,468	4,345	4,252	4,156

身体障害者（児） 障害福祉サービス

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援
- 自立訓練（機能訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 共同生活援助

施 設 別 利 用 状 況

(平成 29 年度末現在)

施 設 名	種 別	利用者数
あさひ園	就労継続支援B型	2人
旭川児童院	療養介護	16人
旭川荘竜ノ口寮	生活介護, 施設入所支援	1人
あすなろ園	生活介護, 施設入所支援	27人
ウイッシュランド	就労継続支援B型	2人
ウィズユー	就労継続支援A型	3人
大佐荘	生活介護, 施設入所支援	3人
吉備ワークホーム	施設入所支援, 就労継続支援B型	2人
きぼう作業所	就労継続支援B型	10人
きんかえも	就労継続支援B型, 共同生活援助	1人
熊本身体障害者能力開発センター	生活介護, 施設入所支援	1人
さくら苑	生活介護, 施設入所支援	1人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	6人
さやかなる苑	生活介護, 施設入所支援	8人
スキダマリンク	就労継続支援B型	3人
セルフ弥生	就労継続支援B型	6人
どんぐり工房	就労継続支援B型, 生活介護	8人
のぞみ寮	生活介護, 施設入所支援	1人
広島西医療センター	療養介護	1人
フォレック	就労継続支援B型	1人
ふれんど久米	就労継続支援B型	2人
ホワイト	就労継続支援B型	2人
母恵夢	就労継続支援B型	3人
松江医療センター	療養介護	1人
みすず荘	生活介護, 施設入所支援	24人
南岡山医療センター	療養介護	1人
ワーキングメイト	就労継続支援B型	1人
ワークショップ津山	就労継続支援B型	18人
合 計		155人

年 度 別 施 設 利 用 状 況

(各年度末現在)

年 度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
利 用 者 数	173人	165人	161人	165人	155人

身体障害者補装具交付・修理給付制度

身体上の障害を補うための用具の交付及び修理を行い、障害者の自立支援を図る。

身体障害者補装具交付・修理給付状況

(各年度末現在・単位：件)

区 分		件 数				
		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
補聴器	交付	32	32	24	27	32
	修理	20	17	8	10	16
義 肢	交付	8	10	9	9	7
	修理	9	3	10	5	6
装 具	交付	23	18	25	17	15
	修理	7	4	5	8	9
車椅子	交付	20	12	6	12	9
	修理	54	49	52	50	35
その他	交付	22	14	11	14	14
	修理	12	9	4	4	7
計	交付	105	86	75	79	77
	修理	102	82	79	77	73
合 計		207	168	154	156	150

○費用負担→本人または扶養義務者の一定以上の所得がある場合、原則1割負担（世帯の所得状況に応じて限度額を設定）（H18年10月から）

障害者（児）日常生活用具給付・貸与状況

障害者に対し日常生活がより円滑に行われるように必要に応じて給付・貸与される。

年 度 別 利 用 状 況

(各年度末現在・単位：件)

区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
ス ト マ	1,620	1,574	1,601	1,591	1,587
紙 お む つ	230	239	268	277	313
視覚障害者用ポータブルレコーダー	4	4	3	1	0
障害者用通信装置	1	1	2	4	1
盲人用時計	1	1	4	7	5
住 宅 改 修	3	3	4	2	5
そ の 他	50	36	46	42	37

身体障害児補装具交付・修理給付制度

身体上の障害を補うための用具を支給する。

年 度 別 利 用 状 況

(各年度末現在・単位：件)

年 度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
件 数	29	28	27	28	40

障害者移動支援事業

重度障害者（児）がタクシー、バスを利用する場合、あるいは本人または家族の所有の自家用自動車に給油する場合にその料金の一部を助成することにより、重度障害者の社会参加を促進し福祉の向上を図る。

年 度 別 利 用 状 況

(各年度末現在・単位：人)

年 度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
タクシー券	537	524	510	519	509
給油券	629	611	611	609	625
バス券	12	16	13	11	8

身体障害者運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

身体障害者が免許取得で就労や社会参加などが見込まれる場合はその取得費を、また本人が車を所有し、かつ運転する場合は自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

年 度 別 利 用 状 況

(各年度末現在・単位：件)

年 度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
免許取得	1	1	0	0	0
改 造	1	0	2	4	2

点訳奉仕員等養成事業

手話奉仕員（入門・基礎）・要約筆記・朗読・点字などの技能を必要とするボランティアの育成のために教室を開講している。

教室実施回数：85回（平成29年度）

（実施内訳：手話奉仕員養成講座入門課程25回、手話奉仕員養成講座基礎課程28回、要約筆記奉仕員養成課程16回、点訳講座8回、朗読講座8回）

福祉バス「さくら号」貸出事業

市内の障害関係団体、施設などを対象に、社会活動への参加を促進するため23人乗り（座席15席と補助席6シート・車いす2台固定式）のバスを貸出する。

貸出件数：51件（平成29年度）

福祉タクシー

身体障害者や寝たきり高齢者が車いすまたは担架のまま乗車できるタクシーを運行依頼している。

運行依頼件数：244件（平成29年度）

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者で手話通訳・要約筆記を必要とする人に手話通訳者・要約筆記者を派遣する。

手話通訳者・要約筆記者派遣件数：75件（平成29年度）

手話通訳者設置事業

社会福祉事務所の窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障害者の方々の通訳や各種相談に応じている。

手話通訳者：2名配置

発声教室

疾病により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人を対象に、食道発声法などにより発声能力の回復を図る。（毎月第1・第3日曜日、神南備園で開催）

心身障害者医療費助成事業

重度の障害のある方に、心身障害者医療受給資格証を発行する。

病院などで診察を受ける場合に、この資格証と健康保険証を提示することで、保険診療分の自己負担額が一部のみの負担となる。（県内で受診する場合）県外で受診の場合は、後日、保険診療分の自己負担額の一部以外が払い戻しとなる。

年度別資格者数及び利用状況

（各年度末現在）

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
身体障害者	1,281人	1,249人	1,153人	1,122人	1016人
知的障害者	243人	238人	244人	249人	226人
受診件数	29,298件	28,340件	28,007件	27,279件	26,182件

特別障害者手当

身体障害者手帳1級又は2級程度以上の異なる障害が重複している人、これらの障害と日常生活での動作及び行動が困難であり常時特別の介護を必要とする精神の障害（最重度の知的障害含む）が重複している20歳以上の人に支給するもの。

支給額 月額 26,940円（平成30年4月～）

なお、施設（通園施設は除く）に入所している方、病院に3ヶ月を超えて入院している方は対象となりません。また、受給対象者又は、その配偶者・扶養義務者の所得が一定の額を超えているときは支給されない。

年度別支給状況

（各年度末現在・単位：人）

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
受給者数	99	96	101	93	94

障害児福祉手当

身体障害者手帳1級又は2級の一部、療育手帳Aのうち最重度等の20歳未満の児童で日常生活において常時介護を必要とする人に支給するもの。

なお、障害を理由とする年金等を受給している場合や、施設入所児（通園施設は除く）は対象となりません。また、受給対象者又は、その配偶者・扶養義務者の所得が一定の額を超えているときは支給されない。

支給額 月額 14,650円（平成30年4月～）

年度別支給状況

（各年度末現在・単位：人）

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
受給者数	40(5)	41(3)	44(3)	34(3)	35(2)

（ ）の数値は経過的福祉手当受給者

津山市重度障害者特別給付金

市内に居住する重度障害者で、昭和57年1月1日以前に20歳に達した外国人等で同日前に重度障害者であった人達で公的年金制度に加入できず、障害基礎年金等の受給資格のない人に支給するもの。

支給額 年額 300,000円

年度別支給状況

（各年度末現在・単位：人）

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
受給者数	0	0	0	0	0

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体障害者手帳の1・2・3と4級の一部、知的の障害の重度・中度の20歳未満の児童を養育している人に支給するもの。(診断書が必要な場合がある。)

ただし、障害児が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき又は施設に入所(通園施設は除く)しているとき、及び看護する人の前年所得が一定の額以上であるときは支給されません。

支給額	1級	51,700円/月	受給資格者	71人
	2級	34,430円/月	受給資格者	58人

心身障害者扶養共済制度

身体障害者手帳1級～3級を所持している方、療育手帳を所持している方及びこれらと同程度の障害を有する方を扶養する保護者が加入し、毎月掛金を県に納付し、保護者が死亡または重度障害を負った場合残された障害者(児)に月額20,000円(身体障害者手帳1～2級、又は療育手帳「A」の所持している方は30,000円)の年金を支給する。

保護者の月額掛金は本人の年齢によって異なる。2口まで加入することができる。

年 度 別 加 入・支 給 状 況

(各年度末現在・単位：人)

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
加入者数	59	59	58	56	55

知的障害者(児)福祉

知的に障害のある人(児童)が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、知的に障害のある人(児童)の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

療育手帳の交付状況

手 帳 交 付 件 数

(各年度末現在・単位：人)

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
療 育 A	273	277	276	283	280
療 育 B	566	589	610	626	638
合 計	839	866	886	909	918

知的障害者（児）障害福祉サービス

- 居宅介護
- 療養介護
- 重度障害者等包括支援
- 宿泊型自立訓練
- 就労継続支援B型
- 重度訪問介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 就労移行支援
- 共同生活援助
- 行動援護
- 短期入所
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労継続支援A型

施設別利用状況

（平成29年度末現在）

施設名	種別	利用者数
あかりの家	生活介護	1人
青空ワークス	就労継続支援A型	3人
アグリネット加賀	就労継続支援A型	2人
あさひ園	就労継続支援B型	2人
ウィズユー	就労継続支援A型	4人
ウィッシュランド	就労継続支援B型	8人
きずな	就労継続支援B型, 生活介護	11人
吉備路学園	生活介護, 施設入所支援	1人
吉備の里希望	就労継続支援B型	1人
吉備の里つばき寮	宿泊型自立訓練	4人
吉備の里なでしこ	就労移行支援, 施設入所支援, 自立訓練	5人
吉備の里ひなぎく	就労継続支援B型	1人
きぼう作業所	就労継続支援B型	1人
きんかえも	就労継続支援B型	17人
健康の森学園	就労移行支援, 自立訓練, 施設入所支援, 就労継続支援B型	7人
岡星寮	施設入所支援, 生活介護	2人
岡山ハーモニー	就労継続支援A型	2人
神南備園	生活介護	7人
コスモスの園	生活介護, 施設入所支援	1人
さくらの実	就労継続支援B型, 生活介護	9人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	15人
しらうめ	就労継続支援B型	2人
神郷の園	生活介護, 施設入所支援	3人
スカーハート（灯心会）	就労継続支援B型	2人
スタートワーキングサポート	就労継続支援A型	2人

住倉学園	生活介護、施設入所支援	1人
セルフ弥生	就労継続支援B型	10人
宙	就労継続支援A型	4人
たかはし松風寮	生活介護、施設入所支援	1人
津山ひかり学園さつきの丘	生活介護、施設入所支援	17人
津山ひかり学園ひかりの丘	就労継続支援A型、就労継続支援B型	28人
津山ひかり学園ひかりの杜	生活介護、施設入所支援	26人
津山みのり学園ココロみのり	生活介護、施設入所支援	34人
津山みのり学園セルフみのり	就労継続支援B型	15人
津山みのり学園ライフみのり	施設入所支援、生活介護	37人
津山みのり学園ワークスみのり	就労継続支援A型	13人
デイセンターまにわ	生活介護、就労継続支援B型	4人
デイセンターひるぜん	生活介護	1人
トラストワークス	就労継続支援A型、就労継続支援B型	15人
どんぐり工房	就労継続支援B型、生活介護	12人
ひゅうまん	生活介護、施設入所支援	2人
蒜山慶光園	生活介護、施設入所支援	1人
ファースト	就労継続支援A型	2人
フォレック	就労継続支援B型	5人
ふくじゅう	就労継続支援A型	1人
プラスワーク	就労継続支援B型	1人
ふれんど久米	就労継続支援B型	1人
母恵夢	就労継続支援B型	7人
ぼればれ	生活介護、施設入所支援	3人
ホワイト	就労継続支援B型	7人
マルワック	就労継続支援A型	1人
みさき福祉園	施設入所支援、生活介護	17人
みすず荘	生活介護	2人
ももっ子くめなん	就労継続支援A型	6人
輪輪かけはし	就労継続支援B型	7人
ワーキングメイト	就労継続支援B型	6人
ワークサポート	就労継続支援B型	1人
ワークショップつやま	就労継続支援B型	1人
ワークスひるぜん	就労継続支援B型	2人
ワークみさき	就労継続支援B型	9人
合 計		413人

年度別施設利用状況

(各年度末現在)

年 度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
利 用 者 数	363 人	381 人	385 人	406 人	413 人

精神障害者福祉

精神に障害のある人が、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するため、必要な援助を行ない、福祉の推進をしている。

精神障害者の状況

(平成 29 年度末現在: 人)

区 分		人 数	総 数	年 齢 別 内 訳						
				20 歳 未 満	20 歳 ～ 30 歳 未 満	30 歳 ～ 40 歳 未 満	40 歳 ～ 50 歳 未 満	50 歳 ～ 60 歳 未 満	60 歳 ～ 70 歳 未 満	70 歳 以 上
福祉 手帳 交付 者数	1 級	107	1	4	4	18	14	30	36	
	2 級	468	15	62	63	104	109	72	43	
	3 級	108	2	17	19	25	27	14	4	
	合 計	683	18	83	86	147	150	116	83	
自立 支 援 医 療 【 精 神 】 受 給 者 数	症状性を含む器質性精神障害	49	0	0	2	4	8	17	18	
	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	75	0	1	8	9	14	31	12	
	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	500	1	19	71	118	112	127	52	
	気分障害	407	3	15	57	107	113	85	27	
	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	268	12	43	52	77	46	26	12	
	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	7	0	1	2	3	1	0	0	
	成人の人格及び行動の障害	7	0	2	1	3	0	1	0	
	精神遅滞	42	1	4	9	8	7	7	6	
	心理的発達の障害	95	27	37	15	12	4	0	0	
	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	21	4	7	5	4	1	0	0	
	てんかん	84	6	11	22	17	14	12	2	
	その他の精神障害	0	0	0	0	0	0	0	0	
	分類不明	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	1555	54	140	244	362	320	306	129		

精神障害者障害福祉サービス

- 居宅介護
- 行動援護
- 生活介護
- 短期入所
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 共同生活援助
- 地域移行支援
- 地域定着支援

施設別利用状況

(平成29年度末現在)

種別(人数)	施設名	利用者数
就労継続支援A型事業所 (35人)	青空ワークス	4人
	ありがとうファーム	1人
	ウィズユー	9人
	宙	6人
	トラストワークス	5人
	西山ファーム	1人
	ファースト	1人
	ももっ子くめなん	8人
就労継続支援B型事業所 (延べ183人) (実178人)	あさひ園	4人
	ウィッシュランド	11人
	ウィズ	42人
	きぼう作業所	2人
	さくらワークヒルズ	5人
	じゃがいもの木(きんかえも・泉茶)	1人
	しらうめの会共同作業所	10人
	スカイハート灯	1人
	スキダマリンク	7人
	セルフ弥生	4人
	トラストワークス	22人
	フォレック	5人
	ふれんど久米	11人
	母恵夢	26人
	ホワイト	4人
	輪輪かけはし	8人
	ワーキングメイト	16人
	ワークショップ津山	4人
就労移行支援 (3人)	さくらワークヒルズ	2人
	フリーデザイン	1人
生活介護 (延べ37人)	神南備園	12人
	葛下	22人
	さくらの実	1人

(実 36 人)	さやかなる苑	1 人
	みすず荘	1 人
共同生活援助 (62 人)	葛下	22 人
	サンコート	21 人
	じゃがいも畑 (キタヒメ・チェリーハイツ・春風・ハヤト)	6 人
	たいようの丘	1 人
	姫山の里 (姫山・瓜生原・よりそい津山口)	8 人
	母恵夢	4 人
合 計 (延べ)		320 人

障 害 児 福 祉

身体に障害がある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）に対し、身近な地域で適切な支援が受けられるよう援助し、福祉の推進をしている。

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

施 設 別 利 用 状 況

(H30. 3. 31 現在)

施 設 名	種 別	利用者数
児童発達支援事業所「てけてけ」	児童発達支援	68 人
児童発達支援事業所 あゆみ	児童発達支援	50 人
放課後等デイサービス事業所 Liebe	放課後等デイサービス	24 人
放課後等デイサービス ポロカ	放課後等デイサービス	23 人
おひさま 津山沼事業所	放課後等デイサービス	22 人
おひさま 津山事業所	放課後等デイサービス	17 人
キッズ ゆうゆう	放課後等デイサービス	8 人
こどもの森 みさき	放課後等デイサービス	3 人
socio 勝央	放課後等デイサービス	2 人
カヤノコ島	放課後等デイサービス	2 人
おれんじ村	放課後等デイサービス	1 人
児童発達支援センター キッズみのり	児童発達支援, 放課後等デイサービス	59 人
多機能型事業所 socio	児童発達支援, 放課後等デイサービス	48 人
ラルーチェめぐみ	児童発達支援, 放課後等デイサービス	44 人

おひさま 津山河辺事業所	児童発達支援, 放課後等デイサービス	8人
PAKARA KIDS	児童発達支援, 放課後等デイサービス	5人
デイケアセンター ビーハウス	児童発達支援, 放課後等デイサービス	4人
旭川荘真庭地域センターさくら	児童発達支援, 放課後等デイサービス	2人
KIDS*FIRST	児童発達支援, 放課後等デイサービス	2人
インクルーシブ教室白ゆり	児童発達支援, 放課後等デイサービス	1人
児童発達支援事業所 めばえ	児童発達支援, 放課後等デイサービス	1人
岡山かなりや学園	児童発達支援, 保育所等訪問支援	6人
合 計		400人
実利用人数		359人

人にやさしいまちづくり条例

子どもから高齢者まで、すべての人が一人の人間として尊重され、社会を構成する一員として自立し、住み慣れた地域で共に支えあい、生きがいを持ちながら安心して生活することができる「バリアフリー社会の実現」を市民総参加で推進しようとする条例です。

条例の基本方針

「心のバリアフリー」の推進
「物のバリアフリー」の推進

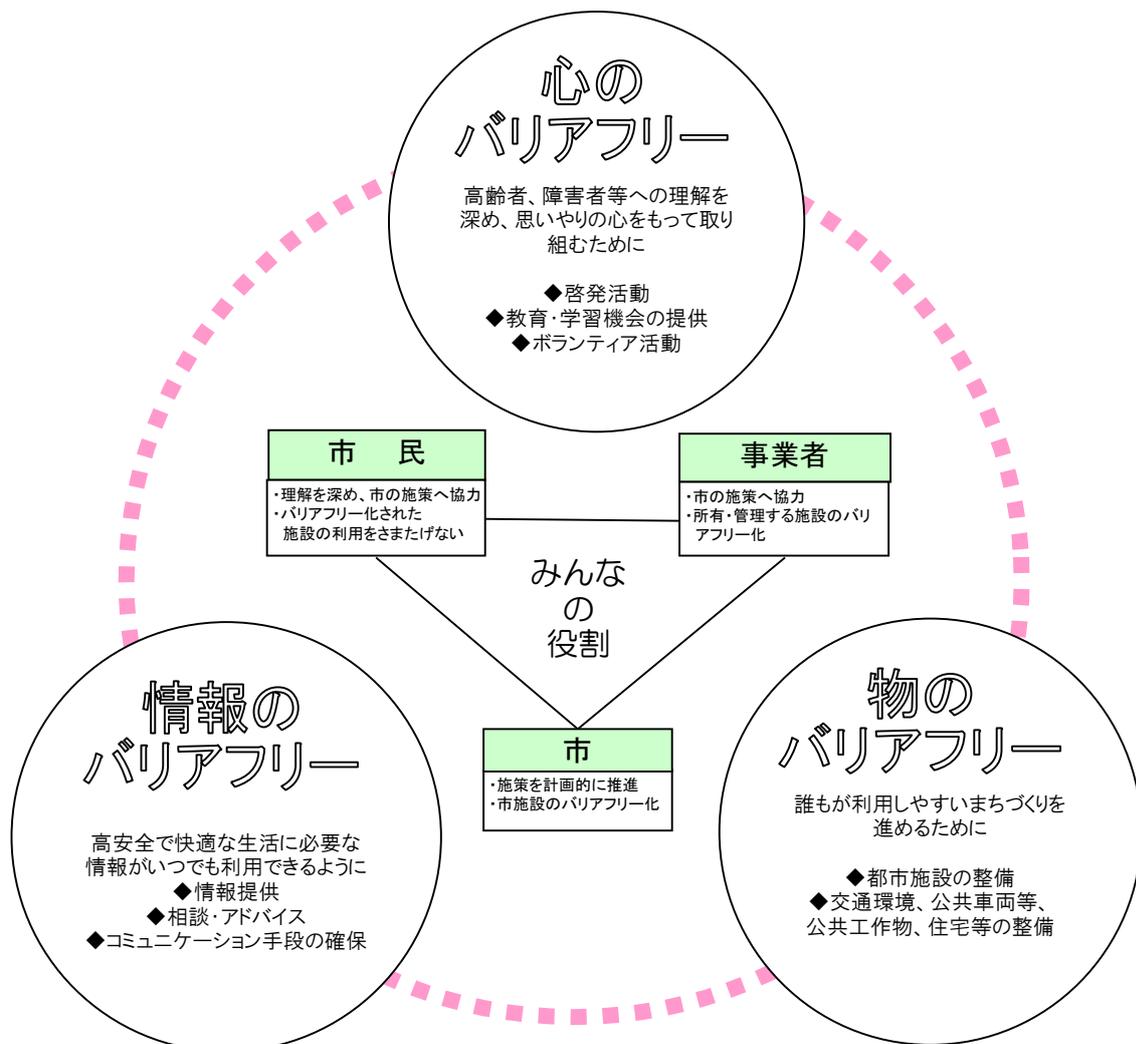
「情報のバリアフリー」の推進
「地域社会での連帯形成」の推進

条例の特徴

市・市民及び事業者の役割を明らかにしていること
まちづくりに関する施策の基本となる事項及び都市施設等の整備についての必要事項を定めていること

条例の制定・施行時期

平成 12年12月 条例制定
平成 13年 4月 ソフト面施行
平成 14年 4月よりハード面施行(全面施行)



平成14年度 実施事業

○啓発活動

- ・心のバリアフリー体験会の開催（1回）
- ・バリアフリー適合証の交付（9件）

○推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催（2回開催）
- ・まちづくり推進委員会の開催（2回開催）
- ・市有施設バリアフリー化整備事業
 - 本庁舎……車いす用駐車場の整備並びに正面玄関までの屋根設置
西側出入口の自動ドア設置
東側トイレ（地階～6階）の腰掛式便器及び手すり設置
1階多目的トイレの整備
 - 鶴山公園……切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置
厩堀トイレの改修
三の丸トイレ多目的（車いす、幼児、おむつ交換台）トイレの増築
- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金
 - 補助適用対象区域の拡大（全市域）（利用2件）
- ・公共施設整備検討会の新設（新規）（2回）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議の開始（都市計画課への委託事業）

平成15年度 実施事業

○啓発活動

- ・心のバリアフリー体験会の開催（1回）
- ・バリアフリー適合証の交付（9件）

○推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催（1回開催）
- ・市有施設バリアフリー化整備事業
 - 東庁舎……点字ブロック設置、トイレ改修
 - 鶴山公園……切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置
 - 神南備園……身障用駐車場に上屋を設置
 - 中央児童館……多目的トイレ設置、玄関段差解消、自動ドア設置
 - 中央会館……トイレ改修、玄関階段に手すり設置
 - 福岡会館……トイレ改修
- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金
 - 補助適用対象区域の拡大（全市域）（利用0件）
- ・公共施設整備検討会の開催（1回）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（都市計画課への委託事業）

平成16年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（3件）
- ・バリアフリーマップの作成
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催（1回開催）
- ・市有施設バリアフリー化整備事業
津山総合文化センター・・・トイレの改修、点字ブロックの改修
中央公園噴水側トイレ・・・器具の改修・移設、周辺の舗装
知新館・・・・・・・・・・階段に手すり設置
鶴山塾・・・・・・・・・・トイレの改修
山下児童公園・・・・・・・・北入口の段差解消、南側入口からトイレまでの舗装
- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（1件）
- ・公共施設整備検討会（1回）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成17年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（8件）
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（2件）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成18年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（9件）
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成19年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（10件）
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用1件）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成20年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（1件）

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用2件）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成21年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（4件）

○推進事業

- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成22年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（17件）

平成23年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（1件）

平成24年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（2件）

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用1件）

平成25年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（1件）

平成26年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の再交付（6件）

平成27年度 実施事業

○啓発活動

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進

平成28年度 実施事業

○啓発活動

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進
- ・バリアフリー適合証の再交付（12件）

平成29年度 実施事業

○啓発活動

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用1件）

津山市障害者福祉センター神南備園

1. 経過

神南備園は、平成6年4月、在宅障害者の社会生活への適応や生きがいを高め、自立や社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的に設置された。平成26年度まで、日中活動系サービスとして地域活動支援センターⅡ型事業(基本事業、入浴サービス)、相談支援事業(生活支援事業、障害支援相談)、貸館事業、委託事業を実施してきた。

民間事業者のノウハウや経営手法を活用することにより、事業の充実とサービス提供量の確保が期待できることから、平成27年度、指定管理者制度を導入し現在に至る。

指定管理者制度導入後は、障害福祉サービス(生活介護事業(入浴・食事サービス含む)、計画相談支援事業)、日中一時支援事業(食事サービス含む)、貸館事業を展開している。

※地域活動支援センターⅡ型事業(地域生活支援事業)・・・地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練(パソコン・健康体操・陶芸・交流教室等)、入浴等のサービスを実施するもの

※生活介護事業(障害福祉サービス)・・・常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するもの

※計画相談支援事業(障害福祉サービス)・・・障害福祉サービスや地域相談支援を利用するすべての障害のある方、または障害のある児童が適切なサービスを受けられるようマネジメントし、サービス利用計画を作成、モニタリングするもの

※日中一時支援事業(地域生活支援事業)・・・障害のある方の日中における活動の場を確保することで、家族の就労や介護者の一時的な休息を提供するもの

※貸館事業・・・津山市在住の障害者・障害者関係福祉団体・障害者関係ボランティア団体に神南備園を貸して活動の場を提供するもの

2. 指定管理者制度導入前利用状況(平成26年度まで)

(単位：人)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
基本事業	2,211	2,378	2,650	2,897	2,309
入浴サービス	1,001	1,144	1,095	1,243	1,082
合計	3,212	3,522	3,745	4,140	3,391
生活支援事業	1,032	1,195	1,348	1,664	1,719
障害支援相談	3	2	5	0	0
貸館事業	3,454	3,374	3,513	3,657	4,121
地域交流・活性化支援事業	—	—	12	13	12

3. 指定管理者制度導入後利用状況(平成27~29年度)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護事業	1,795人	2,425人	3,007人
入浴サービス	1,098人	1,280人	1,389人
食事サービス	1,313食	1,932食	2,706食
日中一時支援事業	331人	346人	401人
食事サービス	169食	213食	162食
計画相談支援	187件	242件	205件
児童相談支援	89件	90件	86件
その他相談支援	319件	1,024件	1,744件
貸館事業	3,583人	4,040人	3,732人

4. 指定管理者について

- ・ 指定管理者所在地 津山市瓜生原 326-1
 名称 社会福祉法人 千寿福社会
 代表者 理事長 小林 和彦
- ・ 指定管理期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

高 齢 者 福 祉

在 宅 福 祉 施 策

●食の自立支援事業（配食サービス）

一人暮らしの高齢者又は高齢者だけの世帯で住民税非課税世帯の方たちへ、食生活の改善・見守り目的で昼食を配達し、孤独感を取り除いて生きがいのある生活と福祉の向上を図る。

利用料 1食 410円

利用日 月～金曜日の5日以内

年度別利用状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	74人	51人	35人	27人	24人
延べ配食数	5,824食	3,665食	3,210食	2,507食	2,169食

●生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイサービス）

居宅での見守りが困難となった場合に、住民税非課税世帯に属する高齢者を、一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ、生活管理指導等を行って要介護状態への進行を予防するなど、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。

保護の期間 原則として年10日以内

費用 1人1日当たり 1,720円（生活保護世帯については無料）

実施施設 日本原荘（新野東1797）、鶯園（瓜生原337-1）

ケアハウス北辰（林田1664）、サンライフみのり（二宮999）

年度別利用状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ人員	2人	2人	0人	0人	0人
延べ日数	10日	4日	0日	0日	0日

●緊急通報装置の貸与事業

要介護高齢者に対し、少しでも在宅生活が容易にできるよう支援する。緊急通報装置については、近年独居高齢者が増加している中で、高齢者や家族の関心も高く必要性が高まっている。

年度別給付（貸与）状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
緊急通報装置	21	26	16	23	14

●住宅改造助成事業

介護を必要とする在宅高齢者の居住環境の向上と介護者の負担の軽減を図るために行う住宅の改造について、経費の一部を助成する。

年度別利用状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要介護3～5	3件	5件	3件	1件	3件
要介護1～2 及び要支援	15件	4件	8件	8件	6件
合 計	18件	9件	11件	9件	9件

●介護用品支給事業

要介護度3～5で住民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品を支給する。平成26年度からは、支給の対象要件に主介護者及び被介護者の介護保険料の完納条件を追加するとともに、主介護者の所得要件を設け、支給限度額を2段階とし、負担の公平性を図った。

支給するもの 紙おむつ・尿取りパット

年度別利用状況

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	293 名	257 名	222 名	197 名	218 名

●家族介護慰労金支給事業

要介護度4～5で過去1年間介護保険サービスを利用せず、また、通算して病院、施設などへの入所が3ヶ月未満の低所得の高齢者を介護している住民税非課税世帯に属する家族に対して、主介護者に支給する。（平成26年度からは住民税課税世帯の主介護者に対しても支給）

年度別支給状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給件数	4件	5件	2件	2件	3件

●高齢者虐待対策事業

「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待を防止し、高齢者及び養護者の支援を行う。

のべ対応件数 1,348 件（平成29年度現在延べ件数）

年度別虐待認定件数

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
養護者等による虐待	35件	29件	28件	26件	33件
施設従事者等による虐待	0件	0件	1件	0件	0件
合 計	35件	29件	29件	26件	33件

施設福祉施策

●養護老人ホーム

日常生活はどうか自分でできても、一人暮らしで身寄りがないか、家庭の事情で家族と同居できない高齢者に家庭にかわって生活していただくための施設である。

☆ おおむね65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活ができない方が対象になる。(所得税や市民税の所得割が課税されていない世帯に限る。

☆ 費用は、本人については収入額、扶養義務者については所得税等の課税状況に応じて費用の負担をする。

年度別施設入所状況 (各年4月1日現在)

区 分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
養護老人ホーム	139人	127人	138人	146人	144人

養護老人ホーム入所状況 (平成30年4月1日現在)

老人ホーム名	定 員	入所者数	老人ホーム名	定 員	入所者数
と き わ 園	80名	71名	玉 松 園	60名	2名
か が み の 園	50名	17名	備 前 多 聞 荘	50名	2名
塩 手 荘	60名	23名	長 楽 荘	100名	1名
作 東 寮	60名	3名	松 風 園	70名	1名
静 香 園	60名	21名	総 社 市 清 梁 園	50名	1名
報 恩 積 善 会	70名	2名	合 計		144名

※入所者数は津山市の措置によるもの

●高齢者生活福祉センター

久米高齢者福祉センター「やすらぎの丘」の居住部門は、家族の支援を受けることが困難で、在宅生活に不安がある高齢者の生活の場として機能している。

年度別施設利用状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数	8人	10人	11人	5人	9人
延べ利用者数	920人	1,519人	1,762人	1,233人	1,599人

●福祉関係温泉施設

①阿波保健センター・浴室棟(あば温泉)

- ◎ 所在地 津山市阿波 1198
- ◎ 開館年月 平成 12 年 5 月
- ◎ 施設内容 ・大浴場 ・露天風呂 ・サウナ ・機能回復訓練浴室

利用料金	1 回	11 回券	23 回券	35 回券	50 回券
70 歳以上	300 円				
中学生以上 70 歳未満	510 円	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円
小学生	200 円				

※小学校就学前の者は、無料とする。

年度別施設利用状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	47,151人	45,403人	40,361人	39,609人	37,612人
利用料収入	15,672,840円	14,673,890円	15,089,720円	14,306,370円	13,068,190円

②高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」

- ◎ 所在地 津山市加茂町小中原 143
- ◎ 開館年月 平成 14 年 4 月
- ◎ 施設内容 会議室 ・和室 ・ビリヤード室 ・温泉施設 ・ラウンジ

利用料金 (市内)	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	150 円	1,500 円			
中学生以上	300 円	3,000 円	6,000 円	9,000 円	12,000 円
利用料金 (市外)	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	250 円	2,500 円			
中学生以上	510 円	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円

年度別施設利用状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	57,614人	57,126人	57,732人	58,514人	57,622人
利用料収入	13,095,000円	14,310,950円	12,671,390円	14,599,120円	14,436,750円

健康老人施策

●老人クラブの活動

『仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり』活動に自主的、主体的に取り組み、他方では、地域の特性を生かした魅力ある地域社会の創造に向けて、行政や他団体と連携し地域福祉の推進に努めている。

老人クラブ及び会員数の推移

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ク ラ ブ 数	194 クラブ	195 クラブ	189 クラブ	188 クラブ	182 クラブ
会 員 数	9,556人	9,546人	9,278人	9,208人	9,159人

●(社)津山市シルバー人材センター

急速に進行している高齢化社会の中で、高齢者自身が就業を通しての「生きがい」の高揚、社会活動への参加など高齢者福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として平成元年4月1日、社団法人津山市シルバー人材センターが発足した。

本 所 津山市山北638 0868-23-5378

久米支所 津山市中北下1300 0868-57-7822 【平成17年4月1日開設】

※久米町ミニシルバー人材センターと統合

加茂・阿波連絡所 津山市加茂町塔中104 0868-42-4360 【平成18年8月1日開設】

勝北連絡所 津山市西中346-16 0868-36-3008 【平成18年10月18日開設】

久米、加茂・阿波、勝北 各連絡所閉鎖 【平成26年3月31日閉鎖】

年度別会員数（年度末状況）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
男 性	251人	251人	249人	288人	290人
女 性	122人	115人	103人	130人	140人
合 計	373人	366人	352人	418人	430人

平成29年度末状況

津山市の60歳以上人口に対する加入率 1.17%(男1.83%、女0.67%)

※60歳以上人口・・・36,850人(男15,833人、女21,017人)

●ふれあいサロン

高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図り、市民生活に豊かな感性と活力をもたらすことを目的とする。

1. 設置場所 津山市南新座34 アリコベール・しんざ 2階 TEL 24-3600
2. 施設内容 サロン、研修室、和室、会議室
3. 開館時間 9時～21時 (休館日：毎週火曜日、年末、年始)
4. 利用申込 (事務室へ) 所定の申込書による (1ヶ月前より申込み受付)
5. 利用料金 ①1時間当り使用料
サロン 1,940円 研修室 640円 和室 640円 会議室 640円
②冷暖房の使用については5割増
6. 利用状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数	31,972人	27,127人	26,380人	25,441人	24,156人

介護保険

1 高齢者数・認定者数の状況

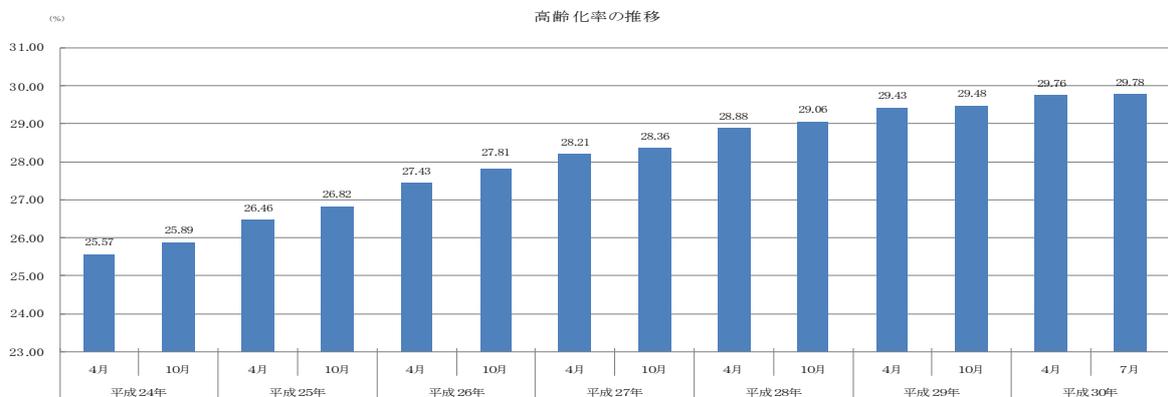
(1) 高齢者数

住民基本台帳による平成 29 年 10 月 1 日現在の総人口は 102,348 人で、高齢者数は 30,176 人です。高齢者数は次第に増加し、平成 32 年には 30,614 人となり、高齢化率は 30.7%まで上昇すると見込んでいます。

区分	第 6 期計画期間（実績）			第 7 期計画期間（推計）			H37 年度 (2025) 推計
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
総人口（人）	104,056	103,117	102,348	101,490	100,595	99,624	94,373
高齢者数（65 歳以上）	29,510	29,962	30,176	30,408	30,563	30,614	30,554
前期（65～74 歳）	14,138	14,345	14,444	14,587	14,551	14,658	12,816
後期（75 歳以上）	15,372	15,617	15,732	15,821	16,012	15,956	17,738
高齢化率（%）	28.4	29.1	29.5	30.0	30.4	30.7	32.4
第 2 号被保険者数 (40～64 歳)	33,101	32,779	32,578	32,423	32,198	32,043	30,531

(2) 高齢化率の推移

津山市における平成 30 年 4 月現在の高齢化率は 29.76%となっており、今後もさらに高齢化が進んでいくと予測されます。



*住民基本台帳(各月 1 日現在)

(3) 被保険者数

第 1 号被保険者	30,131 人	介護保険事業状況報告 (平成 30 年 3 月 31 日現在)
65 歳以上 75 歳未満	14,397 人	
75 歳以上 85 歳未満	9,829 人	
85 歳以上	5,905 人	
外国人被保険者（再掲）	61 人	
住所地特例（再掲）	86 人	
第 2 号被保険者	32,370 人	住民基本台帳（平成 30 年 3 月 31 日現在）
計	62,501 人	

(4) 要介護度別認定者数

平成30年3月末現在の認定者数は6,140人で、平成27年度から減少傾向にありますが、主に要支援認定者の減少によるものであり、今後の状況について注視する必要があります。

なお、要支援1、要支援2、要介護1の軽度認定者割合が46%を占めています。

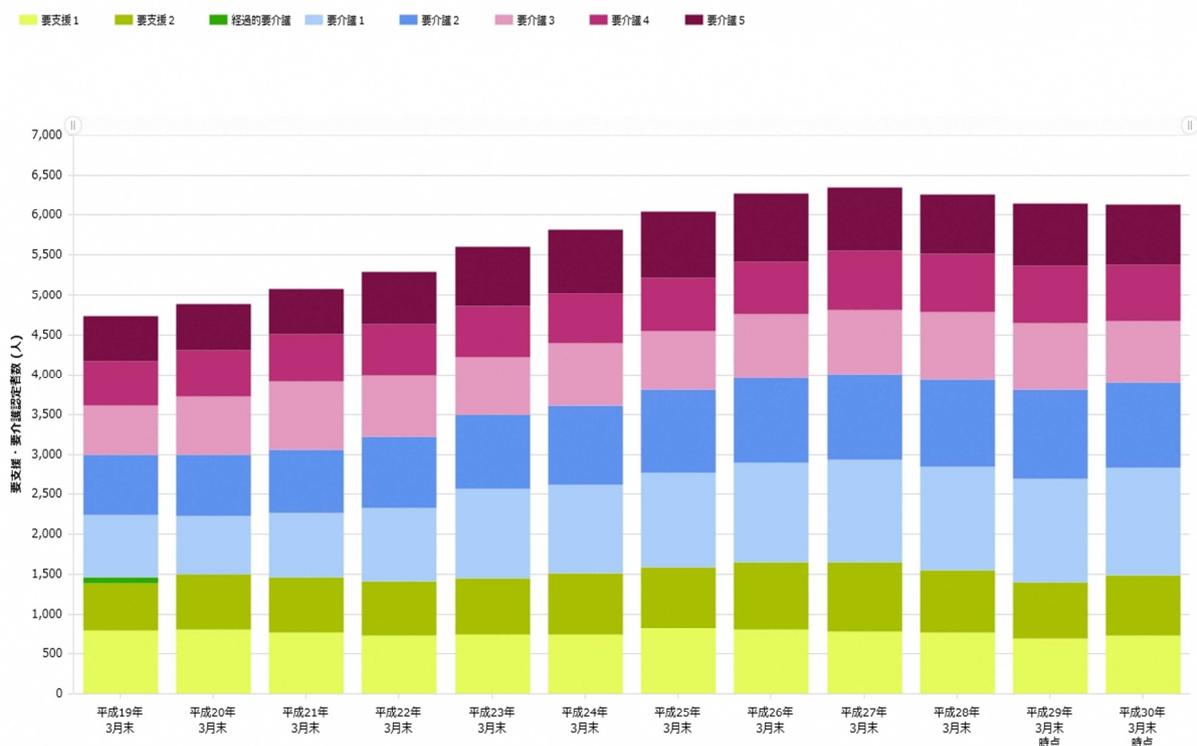
●要支援・要介護認定者数

年月 区分	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
要支援1	794人	767人	762人	683人	722人
要支援2	849人	871人	782人	707人	764人
(小計)	(1,643人)	(1,638人)	(1,544人)	(1,390人)	(1,486人)
要介護1	1,241人	1,297人	1,300人	1,301人	1,336人
要介護2	1,076人	1,081人	1,090人	1,121人	1,082人
要介護3	792人	792人	847人	832人	768人
要介護4	672人	742人	734人	726人	703人
要介護5	854人	807人	753人	788人	765人
(小計)	(4,635人)	(4,719人)	(4,724人)	(4,768人)	(4,654人)
合計	6,278人	6,357人	6,268人	6,158人	6,140人

*介護保険事業状況報告(3月月報分)

津山市における認定者数の推移 (※第2号被保険者を含む)

要支援・要介護認定者数(要介護度別)

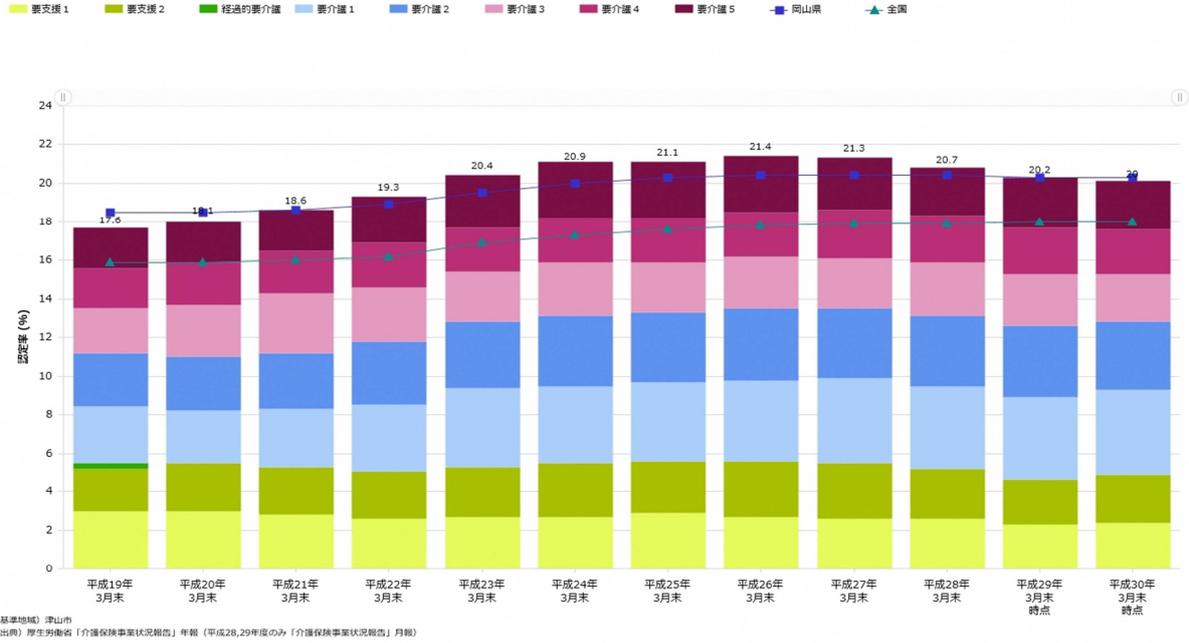


(基準地域) 津山市
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成28,29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

*厚労省「見える化」システム

津山市における認定率の推移（※第1号被保険者）

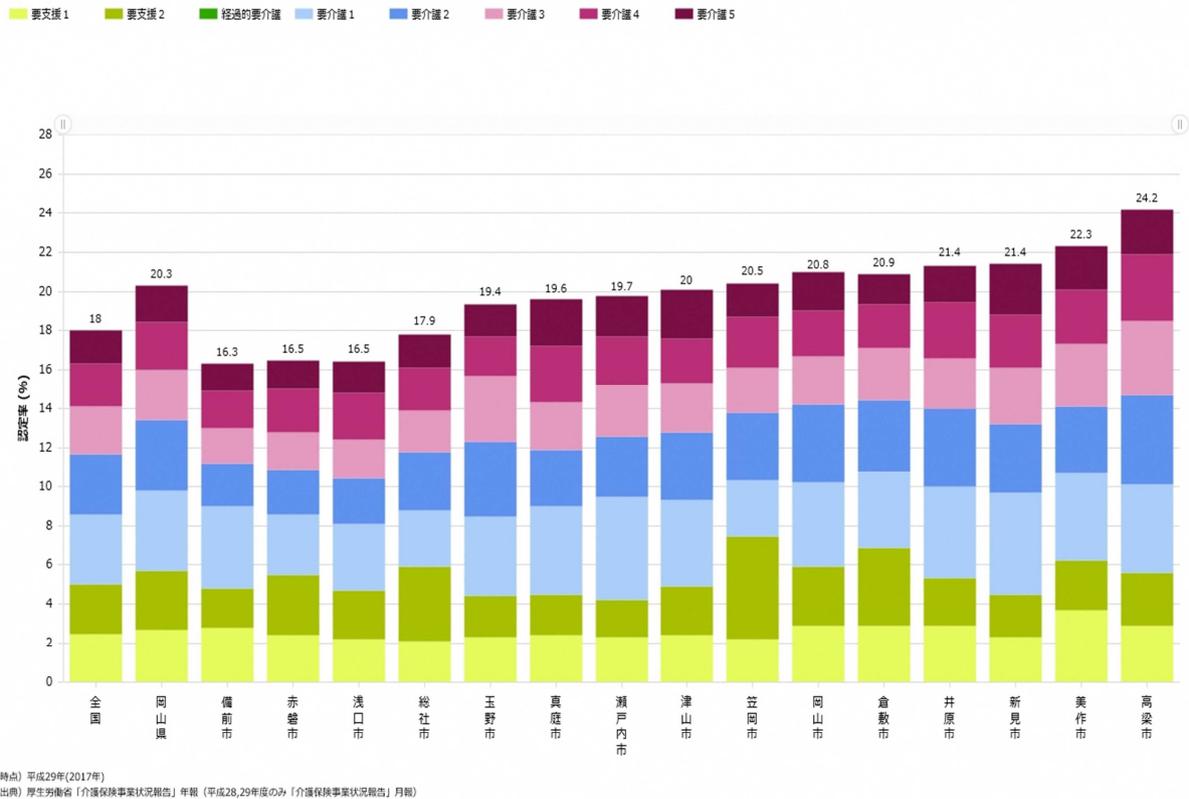
認定率（要介護度別）



*厚労省「見える化」システム

岡山県内 15 都市の認定率比較（※第1号被保険者）

認定率（要介護度別）



*厚労省「見える化」システム(平成30年3月末時点)

2 介護保険サービス事業者の状況

●居宅介護支援事業者

在宅サービスを希望する利用者の介護（予防）サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づいてサービス事業者との連絡調整を行ったり、施設入所を希望する場合には施設への紹介やその他の便宜を提供する事業者

事業者数	45 事業所
------	--------

●介護予防支援事業者

要支援1・2の認定となった方に対し、サービス計画を作成し、介護予防を実施する事業者の紹介、連絡調整を行う事業者

津山市地域包括支援センター（サブセンター）	1ヶ所（8ヶ所）
-----------------------	----------

●在宅サービス

サービスの種類	事業者数
訪問介護	29 事業所
訪問入浴介護	3 事業所
訪問看護	83 事業所
訪問リハビリテーション	67 事業所
通所介護（デイサービス）	24 事業所
通所リハビリテーション（デイケア）	139 事業所
短期入所生活介護（ショートステイ）	12 施設
短期入所療養介護（ショートステイ）	8 施設
特定施設入居者生活介護	10 施設
認知症対応型共同生活介護	20 事業所
地域密着型通所介護	18 事業所
認知症対応型通所介護	3 施設
小規模多機能型居宅介護	7 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	4 施設
福祉用具の貸与・購入	9 社

●施設サービス

サービスの種類	事業者数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	9 施設
介護老人保健施設（老人保健施設）	7 施設
介護療養型医療施設（療養型病床群等）	0 施設
介護医療院	0 施設

※事業所、施設の数はい平成30年4月1日現在

3 介護サービスの利用状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス受給者数

区分	年月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
要支援 1		415 人	394 人	405 人	411 人	276 人
要支援 2		536 人	539 人	547 人	492 人	356 人
(小計)		(951 人)	(933 人)	(952 人)	(903 人)	(632 人)
要介護 1		838 人	861 人	901 人	952 人	972 人
要介護 2		728 人	768 人	796 人	821 人	844 人
要介護 3		444 人	438 人	465 人	493 人	420 人
要介護 4		284 人	274 人	260 人	294 人	263 人
要介護 5		248 人	218 人	215 人	225 人	218 人
(小計)		(2,542 人)	(2,559 人)	(2,637 人)	(2,785 人)	(2,717 人)
合計		3,493 人	3,492 人	3,589 人	3,688 人	3,349 人

*介護保険事業状況報告(3 月月報分)

(2) 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

区分	年月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
要支援 1		3 人	2 人	4 人	1 人	4 人
要支援 2		9 人	5 人	6 人	7 人	15 人
(小計)		(12 人)	(7 人)	(10 人)	(8 人)	(19 人)
要介護 1		96 人	90 人	93 人	221 人	234 人
要介護 2		142 人	127 人	148 人	251 人	234 人
要介護 3		120 人	134 人	138 人	200 人	192 人
要介護 4		93 人	105 人	83 人	108 人	103 人
要介護 5		93 人	80 人	77 人	86 人	82 人
(小計)		(544 人)	(536 人)	(539 人)	(866 人)	(845 人)
合計		556 人	543 人	549 人	874 人	864 人

*介護保険事業状況報告(3 月月報分)

(3) 施設介護サービス受給者数

区分	年月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
要介護 1		46 人	38 人	45 人	52 人	54 人
要介護 2		80 人	89 人	79 人	82 人	65 人
要介護 3		171 人	199 人	195 人	190 人	201 人
要介護 4		253 人	325 人	331 人	309 人	312 人
要介護 5		400 人	427 人	402 人	412 人	436 人
合計		950 人	1,078 人	1,052 人	1,045 人	1,068 人

*介護保険事業状況報告(3 月月報分)

居宅介護サービス・地域密着型サービス受給者の推移



*介護保険事業状況報告

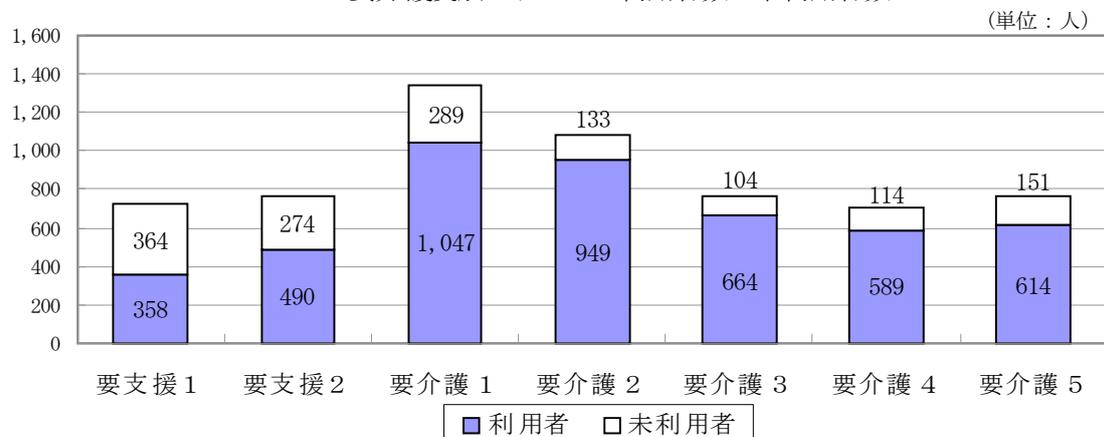
施設サービス受給者の推移



*介護保険事業状況報告

(4) サービス利用、未利用の状況

要介護度別・サービス利用者数・未利用者数



(平成 30 年 3 月分)

(5) 介護サービス給付費の状況

第6期計画期間における介護予防サービス及び介護サービスのサービス種類ごとの給付実績は、次のとおりです。

ア 介護予防サービス

区分	第6期計画期間			平成30年度 (推計)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
①介護予防サービス				
介護予防訪問介護	推計(千円)	60,761	61,215	19,790
	実績(千円)	52,129	48,199	26,985
介護予防訪問入浴介護	推計(千円)	0	0	0
	実績(千円)	0	0	0
介護予防訪問看護	推計(千円)	2,045	1,888	1,985
	実績(千円)	1,992	2,976	3,655
介護予防訪問 リハビリテーション	推計(千円)	0	0	0
	実績(千円)	451	216	237
介護予防居宅療養管理指導	推計(千円)	871	1,145	1,333
	実績(千円)	663	499	782
介護予防通所介護	推計(千円)	226,901	250,387	101,213
	実績(千円)	148,347	133,875	72,497
介護予防通所 リハビリテーション	推計(千円)	65,007	68,935	76,328
	実績(千円)	55,285	65,585	74,948
介護予防短期入所生活介護	推計(千円)	1,571	1,929	2,307
	実績(千円)	2,190	1,975	1,824
介護予防短期入所療養介護 (老健)	推計(千円)	412	412	412
	実績(千円)	712	560	300
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	推計(千円)	0	0	0
	実績(千円)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	推計(千円)	10,039	10,506	10,830
	実績(千円)	12,918	14,109	16,833
特定介護予防福祉用具 購入費	推計(千円)	5,049	5,638	6,240
	実績(千円)	4,083	3,013	2,976
介護予防住宅改修	推計(千円)	24,952	26,017	28,083
	実績(千円)	16,409	14,271	12,182
介護予防特定施設入居者 生活介護	推計(千円)	21,831	22,995	22,995
	実績(千円)	20,543	26,966	30,583
②地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型 通所介護	推計(千円)	0	0	0
	実績(千円)	245	295	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	推計(千円)	10,119	13,512	15,743
	実績(千円)	4,725	6,542	11,858
介護予防認知症対応型 共同生活介護	推計(千円)	0	0	4,779
	実績(千円)	0	1,263	2,734
③介護予防支援	推計(千円)	51,138	54,898	59,084
	実績(千円)	48,233	46,879	37,930
介護予防サービス合計	推計(千円)	480,284	519,065	345,931
	実績(千円)	368,925	367,223	296,324
	実績/推計(%)	76.8	70.7	85.7

イ 介護サービス

区分	第6期計画期間			平成30年度 (推計)	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
①居宅サービス					
訪問介護	推計(千円)	553,094	579,749	616,212	509,440
	実績(千円)	493,210	491,302	515,500	
訪問入浴介護	推計(千円)	28,506	28,772	28,619	25,006
	実績(千円)	21,918	23,064	21,172	
訪問看護	推計(千円)	120,774	123,574	128,787	130,838
	実績(千円)	113,582	125,471	130,334	
訪問リハビリテーション	推計(千円)	15,331	16,377	18,714	10,319
	実績(千円)	8,096	9,996	7,561	
居宅療養管理指導	推計(千円)	13,508	14,015	14,683	21,582
	実績(千円)	15,685	16,922	20,122	
通所介護	推計(千円)	1,178,878	974,234	1,025,063	796,076
	実績(千円)	1,088,141	801,195	779,425	
通所リハビリテーション	推計(千円)	471,084	510,945	559,371	515,350
	実績(千円)	473,790	493,060	499,592	
短期入所生活介護	推計(千円)	230,212	245,866	264,816	204,238
	実績(千円)	202,463	195,671	215,689	
短期入所療養介護 (老健)	推計(千円)	87,320	95,670	87,825	82,911
	実績(千円)	83,457	79,883	73,491	
短期入所療養介護 (病院等)	推計(千円)	406	394	380	0
	実績(千円)	0	31	0	
福祉用具貸与	推計(千円)	202,010	219,904	237,301	203,847
	実績(千円)	181,797	193,343	198,573	
特定福祉用具購入費	推計(千円)	13,112	13,918	14,897	11,588
	実績(千円)	11,813	11,107	10,125	
住宅改修費	推計(千円)	34,625	36,516	39,697	25,115
	実績(千円)	30,253	26,903	22,329	
特定施設入居者生活介護	推計(千円)	558,772	623,095	623,095	581,603
	実績(千円)	491,731	549,896	572,255	264
②地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	推計(千円)	0	0	0	0
	実績(千円)	0	0	0	
夜間対応型訪問介護	推計(千円)	0	0	0	0
	実績(千円)	0	0	0	
認知症対応型通所介護	推計(千円)	48,882	50,511	52,406	52,362
	実績(千円)	40,393	53,213	54,333	
小規模多機能型居宅介護	推計(千円)	270,582	307,630	323,699	225,548
	実績(千円)	224,182	215,461	225,833	
認知症対応型共同生活介護	推計(千円)	927,319	925,527	925,527	931,330
	実績(千円)	909,021	890,379	918,829	
地域密着型特定施設 入居者生活介護	推計(千円)	230,607	232,540	232,558	215,079
	実績(千円)	210,994	204,438	214,006	
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	推計(千円)	2,538	2,533	2,533	0
	実績(千円)	5,393	3,084	44	
看護小規模多機能型居宅 介護	推計(千円)	0	0	0	0
	実績(千円)	0	0	0	
地域密着型通所介護	推計(千円)	—	317,761	334,340	339,748
	実績(千円)	—	306,099	306,138	
③施設サービス					
介護老人福祉施設	推計(千円)	1,981,484	1,978,117	1,978,269	2,056,301
	実績(千円)	1,980,205	1,985,159	2,033,370	
介護老人保健施設	推計(千円)	1,077,037	1,074,956	1,074,956	1,231,488
	実績(千円)	1,113,600	1,075,471	1,098,961	
介護医療院	推計(千円)	—	—	—	0
	実績(千円)	—	—	—	
介護療養型医療施設	推計(千円)	209,734	209,329	209,329	26,337
	実績(千円)	193,015	204,293	204,289	
④居宅介護支援	推計(千円)	367,790	383,221	401,418	370,257
	実績(千円)	354,650	362,413	358,281	
介護サービス合計	推計(千円)	8,623,605	8,965,154	9,194,495	8,566,363
	実績(千円)	8,247,389	8,317,854	8,480,252	
	実績/推計(%)	95.6	92.8	92.2	

ウ その他費用

区分		第6期計画期間			平成30年度 (推計)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
特定入所者介護サービス費	推計(千円)	295,252	287,420	298,514	354,933
	実績(千円)	369,030	358,388	341,678	
高額介護サービス費	推計(千円)	183,770	198,210	213,784	190,924
	実績(千円)	175,884	184,675	183,829	
高額医療合算介護サービス費	推計(千円)	32,201	35,540	39,225	35,433
	実績(千円)	31,900	32,303	31,260	
審査支払手数料	推計(千円)	10,393	10,926	11,486	9,576
	実績(千円)	10,131	7,937	10,144	
その他費用合計	推計(千円)	521,616	532,096	563,009	590,866
	実績(千円)	586,945	583,303	566,911	
	実績/推計(%)	112.5	109.6	100.7	

4 第1号被保険者保険料の賦課及び納付の状況

(1) 第1号被保険者保険料

第6期計画期間及び第7期計画期間において、介護保険サービスの経費を賄うために必要となる第1号被保険者保険料は、高齢者本人及びその世帯の収入状況に応じて、下表のとおり10段階に区分しています。

区分		第6期計画期間 (平成27年度～平成29年度)		第7期計画期間 (平成30年度～平成32年度)	
市民税 世帯非課税	市民税 本人非課税	1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下 年額(円) 31,320	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下 年額(円) 31,860	
		2	課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下 45,240	課税年金収入額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円超120万円以下 46,020	
		3	課税年金収入額+合計所得金額が120万円超 52,200	課税年金収入額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円超 53,100	
		4	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下 52,200	課税年金収入額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下 56,640	
		5	課税年金収入額+合計所得金額が80万円超 69,600	課税年金収入額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円超 70,800	
市民税 世帯課税	市民税 本人課税	6	合計所得金額が125万円未満 83,520	合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円未満 84,960	
		7	合計所得金額が125万円以上190万円未満 90,480	合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円以上200万円未満 92,040	
		8	合計所得金額が190万円以上290万円未満 104,400	合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が200万円以上300万円未満 106,200	
		9	合計所得金額が290万円以上600万円未満 118,320	合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が300万円以上600万円未満 120,360	
		10	合計所得金額が600万円以上 139,200	合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が600万円以上 141,600	

(2) 第1号被保険者保険料の所得段階別人数

(平成30年3月末現在)

区分	特別徴収	普通徴収	併徴者	計	構成比率
第1段階	3,723人	719人	126人	4,568人	15.2%
第2段階	3,127人	107人	152人	3,386人	11.2%
第3段階	2,621人	106人	203人	2,930人	9.7%
第4段階	2,103人	423人	60人	2,586人	8.6%
第5段階	4,625人	105人	181人	4,911人	16.3%
第6段階	4,741人	517人	314人	5,572人	18.5%
第7段階	2,611人	268人	93人	2,972人	9.9%
第8段階	1,445人	205人	49人	1,699人	5.6%
第9段階	901人	142人	24人	1,067人	3.5%
第10段階	348人	84人	8人	440人	1.5%
計	26,245人	2,676人	1,210人	30,131人	100.0%

(3) 第1号被保険者保険料の収納状況

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収納率	
25	現 年 分	特別徴収	1,401,616,962	1,401,616,962	0	100.00
		普通徴収	148,980,784	133,875,760	0	89.86
		計	1,550,597,746	1,535,492,722	0	99.03
	滞納繰越分	28,766,248	8,223,773	6,148,170	28.59	
	合計	1,579,363,994	1,543,716,495	6,148,170	97.74	
26	現 年 分	特別徴収	1,449,886,138	1,449,886,138	0	100.00
		普通徴収	149,665,335	134,596,260	0	89.93
		計	1,599,551,473	1,584,482,398	0	99.06
	滞納繰越分	29,476,239	7,801,202	6,640,449	26.47	
	合計	1,629,027,712	1,592,283,600	6,640,449	97.74	
27	現 年 分	特別徴収	1,767,400,260	1,767,400,260	0	100.00
		普通徴収	170,624,873	152,518,741	0	89.39
		計	1,938,025,133	1,919,919,001	0	99.07
	滞納繰越分	30,103,663	8,350,590	6,990,589	27.74	
	合計	1,968,128,796	1,928,269,591	6,990,589	97.97	
28	現 年 分	特別徴収	1,818,168,350	1,818,168,350	0	100.00
		普通徴収	166,640,473	149,004,789	2,280	89.42
		計	1,984,808,823	1,967,173,139	2,280	99.11
	滞納繰越分	32,847,736	9,561,149	7,165,912	29.11	
	合計	2,017,656,559	1,976,734,288	7,168,192	97.97	
29	現 年 分	特別徴収	1,853,412,050	1,853,412,050	0	100.00
		普通徴収	159,647,590	144,650,930	0	90.61
		計	2,013,059,640	1,998,062,980	0	99.26
	滞納繰越分	33,754,079	12,238,762	6,116,803	36.26	
	合計	2,046,813,719	2,010,301,742	6,116,803	98.22	

5 地域支援事業

●地域介護予防活動支援事業

地域ぐるみで介護予防を進める、各町内会の公会堂等を単位とした「めざせ元気!!こけないからだ講座」を実施します。この講座は、筋力向上をきっかけに、元気な時から切れ目ない介護予防を継続できるとともに、高齢者が地域の気軽に集える場所で交流することにより、認知症・うつ・閉じこもり予防にも効果があります。

市では、講座活動を推進するために、体操に必要な重錘バンドや冊子・音楽CDを貸し出す等の物的支援と、介護予防インストラクターの派遣等人的支援を行っています。

講座の実施主体はあくまでも住民であります。地域の活動継続を見守り・支援するため、市や地域包括支援センターの職員が定期的に訪問して体力測定や介護予防・健康教育の講話等を実施したり、リーダー研修会の場で情報を発信したりしています。

めざせ元気!!こけないからだ講座	H27年度	H28年度	H29年度
実施箇所数	194箇所	199箇所	202箇所
参加者数(実人数)	3,800人	3,930人	3,903人
参加者数(延人数)	111,088人	109,210人	109,481人

【内容】めざせ元気!!こけないからだ体操

中級編・上級編の体操指導

骨粗鬆症予防、腰痛予防、認知症予防等についての健康教育

地域づくり支援 包括支援センター業務 介護保険制度 総合事業説明
など

●総合相談支援業務

各種制度・施策やサービス提供機関の情報を的確に収集、提供し、高齢者の様々な相談に対応している。

地域包括支援センター訪問件数	H27年度	H28年度	H29年度
実施箇所数	3,473箇所	3,815箇所	4,928箇所

●認知症施策の推進

認知症に関する正確な知識・支援方法・サービスなどの情報提供を行うとともに、事業者や各種団体を対象とした研修会や、認知症サポーターやキャラバンメイトの養成講座を実施し、地域における認知症の理解者が増えるよう取り組んでいます。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度
認知症サポーター養成講座	実施回数	46 回	46 回	47 回
	受講人数	1,176 人	1,008 人	1,093 人
認知症キャラバンメイト養成講座	実施回数	1 回	0 回	1 回
	受講人数	33 人	0 人	41 人

●生活支援サービスの体制整備

生活支援サービスの充実に向けて、元気高齢者を対象に生活支援の担い手となる「生活支援サポーター」の養成を行い、高齢者の社会参加を支援します。

平成 29 年度には、生活支援サービスを担う事業主体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の構築を図るため、第 1 層のコーディネーターを社会福祉協議会に配置し、定期的な情報共有・連携強化、生活支援サービスの検討・開発提案、取り組み協議の場として第 1 層協議体を設置しました。

生活支援サポーター事業	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施圏域数	5 圏域	8 圏域	8 圏域
生活支援サポーター累計人数	104 人	179 人	172 人

●個別地域ケア会議の実施

個別ケースの事例検討を通じて、多職種によるケアマネジメント支援とともに課題解決に向けた施策化を目指す仕組みとして「個別地域ケア会議」を実施します。

要支援者等の新規にサービスを利用するケースを中心に、自立支援に向けたプランになっているか、利用者の笑顔が見えるプランになっているか、専門職種の視点も入れたケアプラン原案の検討を行い生活の質の向上を目指します。

*会議構成メンバー	H28 年度	H29 年度
アドバイザー（医師・薬剤師・リハビリ専門職・管理栄養士・歯科衛生士・包括主任ケアマネ）・プラン作成者・サービス提供事業者・保険者など	38 回 (119 事例)	49 回 (157 事例)

●在宅医療・介護連携推進事業

この事業は、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する「地域包括ケアシステム」を構築するための事業のひとつとして、介護保険法により市町村が主体となって取り組むことが求められたものです。

平成 27 年度までは岡山県が津山市医師会に委託して「在宅医療連携推進事業」として取り組みが進められてきましたが、平成 28 年度からは津山市が主体となり、「津山市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、津山市医師会や美作保健所と連携しながら円滑な事業推進の取り組みを行っています。

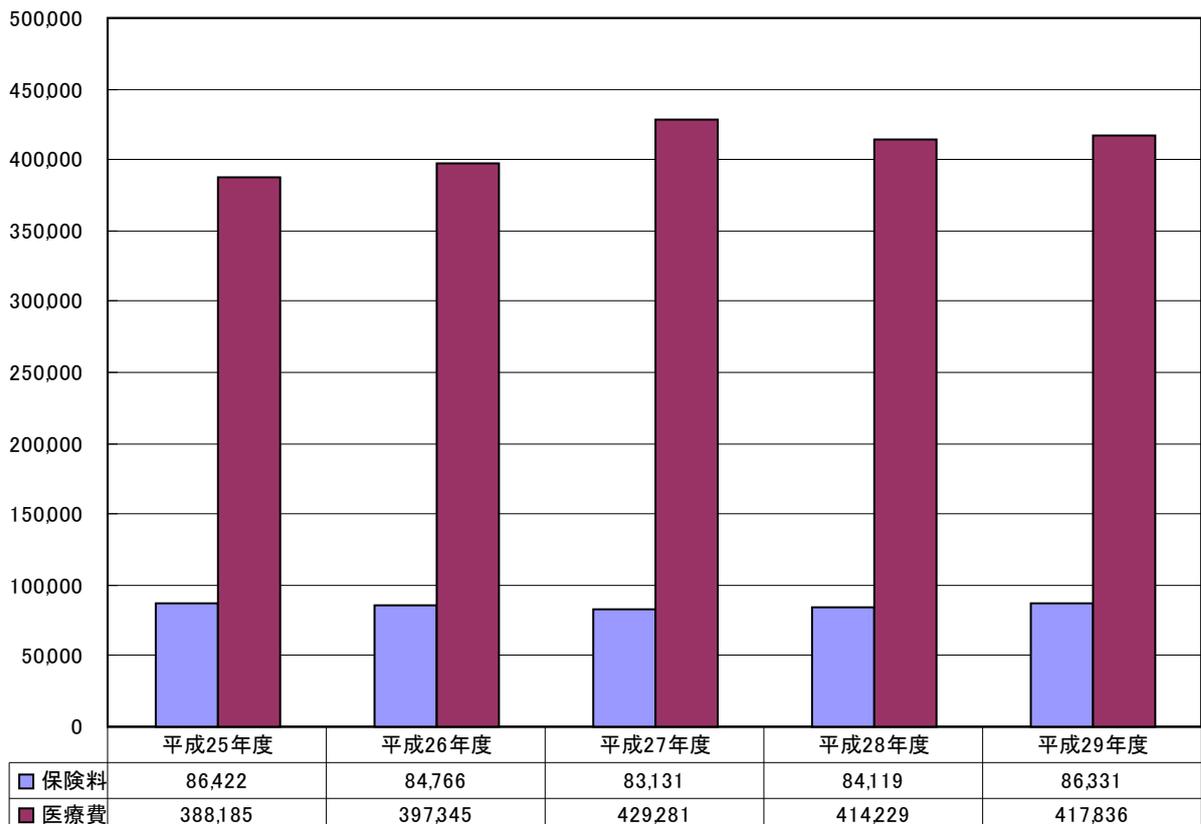
事業概要	(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
	各職種の代表と行政による代表者会議の開催と 5 つの専門部会の開催
	①在宅医療・介護連携推進協議会 2 回
	②目的別専門部会 社会資源調査部会 2 回
	研修部会 4 回
	情報共有システム検討部会 1 回
	医療連携体制検討部会 1 回
	入退院支援ルール策定部会 1 回
	(2) 地域の医療・介護の資源の把握
	津山市の社会資源調査を行い情報発信した。
	①医療機関・事業所のサービス提供体制等の継続調査を行い情報更新した。津山市のホームページに移行掲載して情報発信した。
②社会資源情報の活用状況の調査を行った。	
(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	
津山市医師会の協力を得て、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の検討を行った。	
①在宅医療支援 時間外対応ルールの検討。	
②入退院時支援ルールの手引き配布後の活用状況の実態調査や意識調査を行い、内容や運用方法を検討した。	
(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援	
医療介護従事者の連携をはかる情報共有ツールについて、MCS（メディカルケアステーション）を利用したタイムリーな情報共有ツール活用のための検討と、基本情報の情報共有について検討。	
(5) 医療・介護関係者の人材育成	
・資質向上研修会 1 回	
・多職種連携研修会 2 回	
(6) 地域住民への普及啓発	
・市民フォーラム 1 回	
(7) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	
関係市町村との連携を図るため、広域連携が必要な事項について検討。（美作保健所）	

国民健康保険

国民健康保険は、勤労者等の被用者を対象とする被用者保険に加入していない一般住民を対象とする地域保険で、疾病・負傷等に関して必要な保険給付を行うものである。

津山市の国民健康保険事業は、昭和35年10月に発足し、平成17年2月28日に加茂町・阿波村・勝北町・久米町と合併を行い、平成30年4月の国保制度改正での広域化により、都道府県と市町村が共同保険者となり運営をする形となった。平成30年4月1日現在、被保険者世帯数 12,790 世帯、被保険者数 19,738 人が加入しており、住民全体の 19.43%が国民健康保険の被保険者であり、地域医療保険として市民福祉向上のため果たすべき役割は非常に大きいものがある。

年度別医療費・保険料の動向
(被保険者1人当り調定額)



国民健康保険の特徴

- 国保の加入・脱退は、届出が必要である。
- 医療費の7割給付や現物給付のほかにも、申請により受けられる給付がある。
- 国保のしくみ
国保の運営は、県と市町村で行っている。その費用は、おもに加入世帯が納める保険料によって支えられている。

○被保険者（加入の届出を含む）

・一般状況

(年度末国民健康保険加入状況)

年 度	(1)年度末全市状況		(2)年度末国民健康保険加入状況					
	世帯数	人口	世帯数	加入率	対前年比	被保険者数	加入率	対前年比
	世帯	人口	世帯	%	%	人	%	%
25	44,530	105,557	14,177	31.84	-1.56	22,978	21.77	-3.12
26	44,664	104,717	13,868	31.05	-2.18	22,286	21.28	-3.01
27	44,829	103,954	13,414	29.92	-3.27	21,938	21.10	-1.56
28	44,778	102,294	13,068	29.18	-5.77	20,426	19.97	-8.35
29	44,988	101,598	12,790	28.43	-4.65	19,738	19.43	-10.03

年 度	(3)年度末国民健康保険被保険者数					
	一般		対前年比	退職		対前年比
	人	%	%	人	%	%
25	21,280	92.61	-1.93	1,698	7.39	-15.98
26	20,732	93.03	-2.58	1,554	6.97	-8.48
27	20,644	94.10	-0.42	1,294	5.90	-16.73
28	19,904	97.44	-3.99	522	2.56	-66.41
29	19,502	98.80	-5.53	236	1.20	-81.76

・資格異動届出状況

(被保険者増減内訳・増)

年 度	資 格 取 得						
	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者離脱	そ の 他	計
	人	人	人	人	人	人	人
25	704	3,162	83	96	0	80	4,125
26	650	3,080	89	86	0	40	3,945
27	598	2,869	69	95	1	51	3,683
28	615	2,856	51	67	3	50	3,642
29	588	2,743	54	62	4	52	3,503

(被保険者増減内訳・減)

年 度	資 格 喪 失						計	差 増	引 減
	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢	そ の 他			
	人	人	人	人	人	人	人	人	
25	662	3,011	92	168	831	102	4,866	-741	
26	575	2,843	76	197	839	103	4,633	-688	
27	574	2,872	76	188	950	96	4,756	-1,073	
28	516	2,557	92	142	975	147	4,429	-787	
29	547	2,440	69	146	903	86	4,191	-688	

(異動届出書件数)

年 度	取 得 届	喪 失 届	氏 名 変 更 届	世 帯 変 更 届	住 所 変 更 届	世 帯 主 変 更 届	合 計	対前年比
								%
	件	件	件	件	件	件	件	%
25	3,038	3,785	117	313	364	340	7,957	-4.96
26	2,869	3,709	106	308	350	301	7,643	-3.95
27	2,714	3,790	118	268	307	269	7,466	-2.32
28	2,666	3,648	85	265	301	233	7,198	-3.59
29	2,638	3,428	70	219	278	236	6,869	-4.57

下記の場合は、14日以内に届出が必要

	こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の
国 保 加 入	他市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、特別永住者証明書、印鑑
国 保 脱 退	他市町村に転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に入ったとき (被扶養者になったとき)	印鑑、国保保険証及び職場の健康保険証
	死亡したとき	印鑑、保険証
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	在留カード、特別永住者証明書、印鑑
そ の 他	市内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	印鑑、保険証、在学証明書
	修学のため、別に住所を定めるとき	
保険証を紛失したとき	印鑑、本人を証明するもの(免許証など)	

○マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類の持参も必要。

○保険給付(一部負担金)

・本人一部負担金

一般被保険者	0歳～就学前	2割負担
	6歳(就学前を除く)～69歳	3割負担
	70歳以上	2割負担※1(一定以上所得者は3割負担※2)

※1 ただし、昭和19年4月1日以前生まれの方は1割になる。

※2 一定以上所得者・課税所得が145万円以上の方及び同じ世帯の対象者の方。ただし、課税所得が145万円以上でも、年収が70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が2人以上で520万円未満の人(一人世帯の場合は、年収383万円未満)の場合は、申請により1割又は2割負担となる。

・入院中の食事の一部負担(1食あたり)

一般加入者		460円
住民税非課税世帯等 (70歳以上では低所得Ⅱの人)	90日まで	210円
	91日以上	160円
70歳以上で低所得Ⅰの人		100円

(住民税非課税世帯等の方は「標準負担額減額認定証」(70歳以上の人で低所得者Ⅱ、Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の申請が必要)

低所得Ⅱ・・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)

低所得Ⅰ・・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、各種所得等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

・療養費

医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具代やあんま、はり、きゅう、マッサージなどの施術料をいったん全額自己負担で支払った場合、申請により認められれば、後から保険給付分が払い戻しされる。

平成18年4月1日より、小児弱視等の治療用眼鏡が療養費の対象(9歳未満の小児)

・出産育児一時金

国保被保険者が出産したとき、その世帯主に対し404,000円を支給(ただし、産科医療補償制度を利用している分娩機関で出産した場合、16,000円の追加支給。)

・葬祭費

国保被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に対し50,000円を支給

・海外療養費

短期間の海外渡航中の病気やけがの治療について、帰国後申請により療養費として給付

○高額療養費

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をすれば次の基準額を超えた分が払い戻される。

平成30年4月現在

1. 69歳までの被保険者の場合

上位所得者	所得 901万円超	ア	252,600円+医療費が 842,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%
	所得 600万円超 901万円以下	イ	167,400円+医療費が 558,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%
一般	所得 210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+医療費が 267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%
	所得 210万円以下（住 民税非課税世帯を 除く）	エ	57,600円
住民税非課税世帯		オ	35,400円

同じ世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、それらを合計してこの表の額を適用する。

- ・過去12ヶ月以内に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合、次の額を超えた部分を支給する。なお、平成30年4月から県内の市町村間で異動した場合は転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含める。

上位所得者	所得 901万円超	ア	140,100円
	所得 600万円超 901万円以下	イ	93,000円
一般	所得 210万円超 600万円以下	ウ	44,400円
	所得 210万円以下（住 民税非課税世帯を 除く）	エ	44,400円
住民税非課税世帯		オ	24,600円

2. 70歳以上の被保険者の場合（後期高齢者医療該当者を除く）

所得区分	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院含む）
	現役並み所得者	平成30年7月まで 57,600円
現役並み所得者Ⅲ 〔課税所得690万円以上〕	平成30年8月から 252,600円+（医療費の総額-842,000円）×1% 〔140,100円〕（注2）	
現役並み所得者Ⅱ 〔課税所得380万円以上〕	平成30年8月から 167,400円+（医療費の総額-558,000円）×1% 〔93,000円〕（注2）	
現役並み所得者Ⅰ 〔課税所得145万円以上〕	平成30年8月から 80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1% 〔44,400円〕（注2）	
一 般	平成30年7月まで 14,000円 〔年間限度額144,000円（注3）〕	57,600円 〔44,400円〕（注2）
	平成30年8月から 18,000円 〔年間限度額144,000円（注3）〕	
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	8,000円	15,000円

（注1）「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

（注2）過去12か月以内に世帯単位で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

なお、高額療養費の支給対象となるのは、保険診療部分のみであり、食事代、差額ベッド代等は含まれない。また、同一の病院、診療所、薬局ごとで分け、さらに同一の病院、診療所であっても、医科と歯科及び入院と外来とはそれぞれ別で計算される。

・高額の治療が長期間必要なとき

血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全の人は「特定疾病療養受療証」を申請すれば、病院での毎月の自己負担限度額が10,000円までとなる。（平成18年10月から、70歳未満の上位所得者は20,000円）

○保険料

保険料は、次の各区分（均等割・平等割・所得割）の合計で決定する。

区 分	内 容
① 均等割	被保険者1人あたり
② 平等割	被保険者1世帯あたり
③ 所得割	前年の総所得金額等-33万円

平成29年度

	医療分	後期高齢者 医療支援分	介護分
均等割	27,900円	8,400円	8,000円
平等割	21,700円	6,200円	4,500円
所得割	8.80%	2.90%	2.50%
賦課最高限度額	540,000円	190,000円	160,000円

平成30年度

	医療分	後期高齢者 医療支援分	介護分
均等割	27,460円	8,240円	7,880円
平等割	21,160円	6,020円	4,190円
所得割	8.70%	2.80%	2.40%
賦課最高限度額	580,000円	190,000円	160,000円

※ 保険料は、その所得に応じて均等割、平等割の2割、5割、7割減額の軽減制度がある。ただし、所得の申告がされていることが条件となる。

・保険料の納期限（平成30年度）

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月28日	4月1日

○特定健康診査、特定保健指導

平成20年4月より事業開始。

40歳以上75歳未満の国保被保険者に対して受診券などを送付し、生活習慣病などの疾病予防に役立てるため実施している。

40歳以上75歳未満の国保被保険者以外の方は、社会保険・健康保険組合等それぞれが加入している機関で同様に実施される。

平成29年度結果

・特定健康診査

対象人数	受診者数	受診率
13,956人	3,884人	27.8%

・特定保健指導

対象人数	利用者数	利用率
468人	76人	16.2%

○その他の保健事業

市民の健康意識の向上や健康寿命の延伸、重大な病気の早期発見や早期治療など、国保被保険者の健康増進を図ることによる医療費の抑制に努めるため、保健事業に取り組んでいる。

- ・市広報「津山」への記事掲載

平成14年度から、単独の広報紙作成から市広報へ掲載する方式に変更。国保に関するタイムリーなニュースを掲載している。

- ・血圧計

1階市民ロビーに設置しており、来庁者が自由に計測できるようになっている。

- ・医療費通知

国保被保険者に対して2カ月おきに郵送している。

- ・体組成計

平成17年度に生活習慣病予防として機器を購入。対象者の各部位ごとの肥満の特徴、推定筋肉量を測ることが出来、運動の必要性などを指導する際の動機付けに活用している。健康福祉まつりや糖尿病教室の際にあわせて活用している。

- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）普及促進

平成21年度には、ジェネリック医薬品希望カードを配布し、国保啓発パンフレットにジェネリック医薬品に関するページを掲載した。

平成22年度には、前記に加えて健康セミナーを開催し、ジェネリック医薬品の普及を図った。

平成23年度には、津山薬剤師会にジェネリックカードを配布し、各薬局で活用していただくようにした。

平成24年度には、ジェネリック医薬品差額通知の送付を始めた。

平成26年度からは更新用保険証にジェネリック医薬品希望シールを同封し普及を図っている。

- ・専門嘱託員（保健師等）による保健事業推進

平成24年度から嘱託保健師等を活用し、重複頻回受診抑制のための訪問指導、糖

尿病予防のための指導、特定健診の受診勧奨などを行っている。

平成30年度も2名体制（看護師・管理栄養士）で実施中。

○後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人全員と一定の障害がある65歳以上の人で申請により認定された人が加入する高齢者の医療制度です。

	後期高齢者医療制度
根拠条例	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
対象者	75歳以上の人
	65歳以上で (1) 1級～3級の身体障害者手帳を持っている人 (2) 4級の身体障害者手帳を持つ人のうち音声・言語障害、下肢障害（一部）のある人 (3) 療育手帳の重度障害（A） (4) 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級 (5) 国民年金法等における障害年金の1級・2級 上記の人のうち、広域連合の認定を受けた人

医療機関での負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・一般・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの人・・・かかった医療費の1割 ・現役並み所得の人・・・かかった医療費の3割
------------------	--

所得区分	現役並み所得者	住民税の課税所得が145万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者。ただし、被保険者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の人は、申請により1割負担。現役並み所得の被保険者（世帯に他の被保険者がいない場合に限る）であって、世帯内の70歳以上75歳未満の人も含めた収入合計額が520万円未満の人も、申請により1割負担。
		現役並み所得者Ⅲ：課税所得690万円以上
		現役並み所得者Ⅱ：課税所得380万円以上
		現役並み所得者Ⅰ：課税所得145万円以上
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）	
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人及び老齢福祉年金受給者	

平成29年度

(1) 加入状況（月末）

月	65～74歳 (障害認定)	75歳以上	合計
3	414人	15,457人	15,871人
4	412人	15,443人	15,855人
5	405人	15,433人	15,838人
6	411人	15,435人	15,846人
7	413人	15,461人	15,874人
8	413人	15,481人	15,894人
9	406人	15,520人	15,926人
10	408人	15,510人	15,918人
11	412人	15,500人	15,912人
12	412人	15,469人	15,881人
1	413人	15,502人	15,915人
2	412人	15,519人	15,931人
3	416人	15,547人	15,963人

(2) 異動（増）

県外転入	年齢到達	障害認定	生保廃止	その他	県内転入	計
33人	1,060人	66人	20人	7人	36人	1,222人

(3) 異動（減）

県外転出	死亡	障害認定取消	生保開始	その他	県内転出	計
30人	1,004人	4人	34人	9人	49人	1,130人

(4) 限度額適用・標準負担額減額認定申請受付

月	受付件数
4	36
5	52
6	131
7	101
8	58
9	59
10	38
11	63
12	47
1	50
2	44
3	65
合計	744

【高額療養費制度】

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が次の自己負担限度額を超えた場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。なお、2回目以降の申請手続きは必要ありません。振込口座を変更される場合は、市役所の担当窓口で手続きをしてください。

所得区分	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院含む）
現役並み所得者	平成30年7月まで 57,600円	平成30年7月まで 80,100円+1%（注1） 〔44,400円〕（注2）
現役並み所得者Ⅲ 〔課税所得 690万円以上〕	平成30年8月から 252,600円+（医療費の総額-842,000円）×1% 〔140,100円〕（注2）	
現役並み所得者Ⅱ 〔課税所得 380万円以上〕	平成30年8月から 167,400円+（医療費の総額-558,000円）×1% 〔93,000円〕（注2）	
現役並み所得者Ⅰ 〔課税所得 145万円以上〕	平成30年8月から 80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1% 〔44,400円〕（注2）	
一 般	平成30年7月まで 14,000円 〔年間限度額144,000円（注3）〕	57,600円 〔44,400円〕（注2）
	平成30年8月から 18,000円 〔年間限度額144,000円（注3）〕	
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	8,000円	15,000円

（注1）「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

（注2）過去12か月以内に世帯単位で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

（注3）毎年8月～翌年7月が対象となります。

【入院時食事代】

所得区分	1食あたりの食事代	
①現役並み所得者及び一般	460円 ※1	
②低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	90日までの入院	210円
	過去12か月で 90日※2を超える入院	160円
③低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	100円	

※1 難病指定の人などは260円です。

※2 低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）の認定期間内の入院に限ります。認定期間内の入院が90日を超えた場合に改めて申請をすることで、1食あたり160円になります。（以前加入の医療保険において区分Ⅱに相当する認定証の交付を受けている入院期間も含む）

○ ②、③の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

【療養病床に入院したとき】

療養病床に入院した場合は、食費と居住費の一部を自己負担します。

所得区分	1食あたりの食費	1日当たりの居住費
④現役並み所得者及び一般	460円 ※ ³ ※ ⁴	370円
⑤低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	210円 ※ ⁵	370円
⑥低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	130円	370円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※³ 一部医療機関では420円の場合もあります。

※⁴ 難病指定の人などは260円です。

※⁵ 所得区分が「低所得者Ⅱ（過去12カ月で90日※²を超える入院）」であり、入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器、静脈栄養等が必要な人や難病の人など）の食事代は1食160円になります。

○ 難病指定の人などの居住費は0円です。

○ ⑤、⑥の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

国民年金

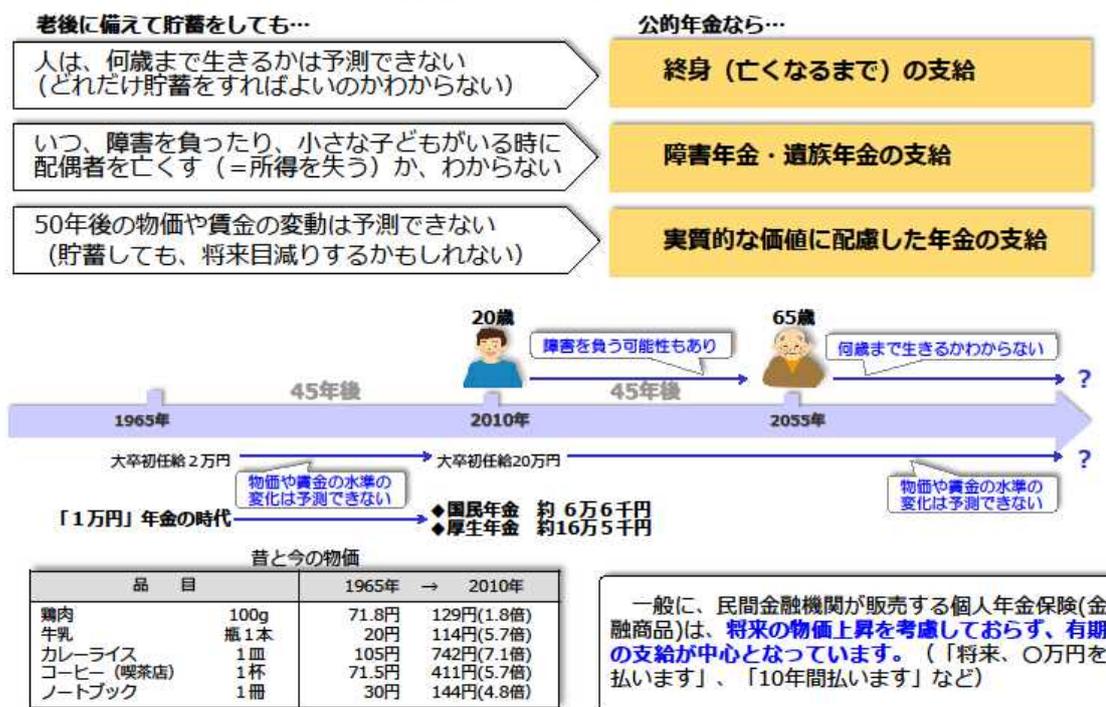
私たちの人生には、自分や家族の加齢、障害、死亡など、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに備えるための仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、自分自身の老後に自分だけで備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで生きられるのか、長い人生の間に、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくのかは予測できません。

公的年金制度には、国民年金、厚生年金があり、市町村役場では主に国民年金業務を行っています。国民年金制度は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、原則として全員国民年金に加入しなければならないこととなっています。

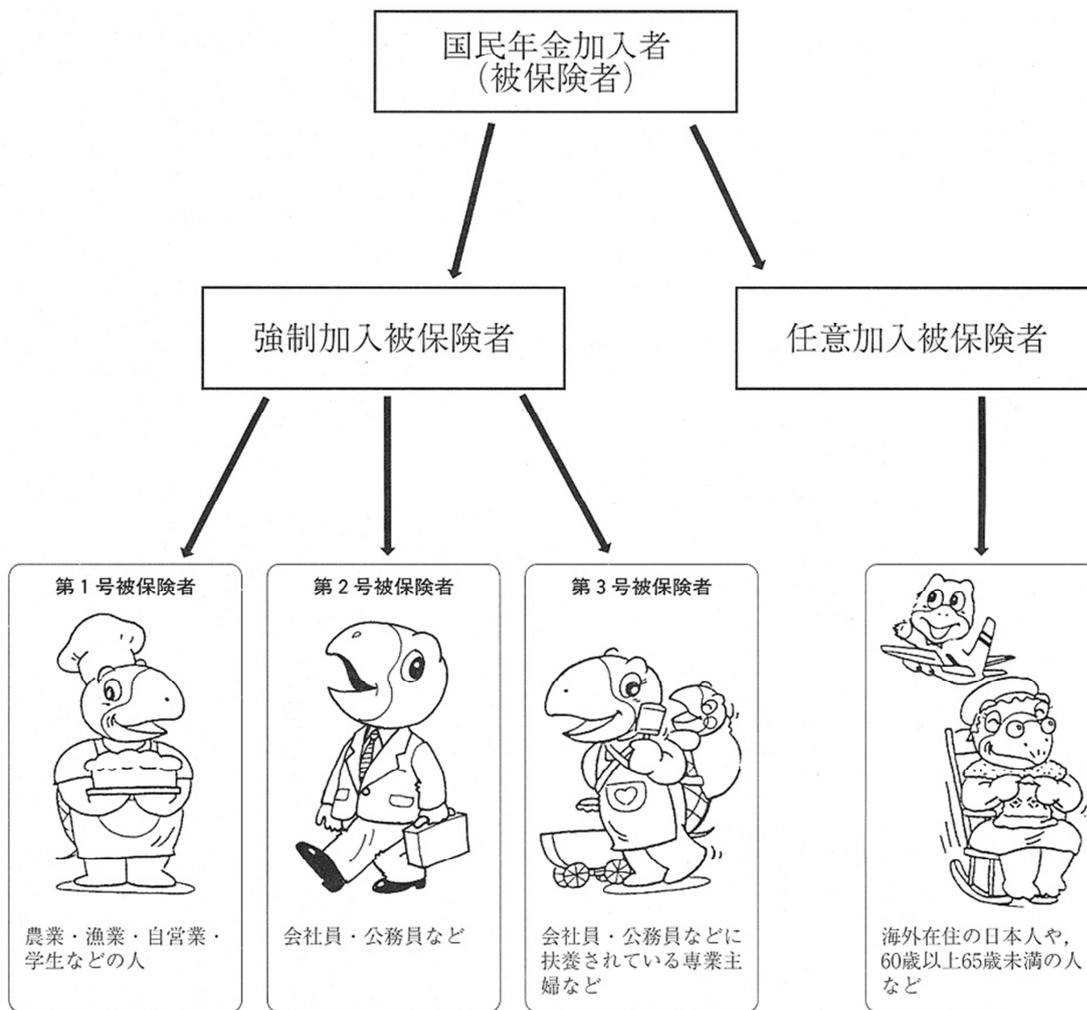
このように、国民年金等の公的年金制度は、予測することができない将来のリスクを、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

公的年金制度の特徴



1. 国民年金に加入する人

国民年金の加入者を「被保険者」といい、必ず加入することになる「強制加入被保険者」と、希望して加入できる「任意加入被保険者」の2種類に分かれ、このうち強制加入被保険者は、職業によってさらに3種類に分かれます。



被保険者年度別加入状況表

(単位：人)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 号被保険者	11, 825	11, 225	10, 628	10, 071	9, 610
第 3 号被保険者	6, 682	6, 514	6289	5, 948	5, 786
任意加入被保険者	146	139	121	128	109
合 計	18, 653	17, 878	17038	16, 147	15, 505

2. 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の月々の保険料は **16,340円**（平成30年度）です。

また、保険料を前払い（前納）すると保険料が安くなります。口座振替はさらに**保険料が安くなります**。

納付方法	1ヶ月分	6ヶ月分	1年分	2年分
現金支払(月々)	16,340円	98,040円	196,080円	393,000円
現金・クレジット カード支払 (前納) 【割引額】		97,240円 【800円】	192,600円 【3,480円】	378,580円 【14,420円】
口座振替(前納) 【割引額】	16,290円 【50円】	96,930円 【1,110円】	191,970円 【4,110円】	377,350円 【15,650円】

(1) 保険料免除制度

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が **1/2**（平成20年度分までは1/3）として計算されます。

◆全額免除となる所得の「めやす」◆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
 （扶養親族等の数 + 1） × 35万円 + 22万円

申請者本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

一部免除制度（一部納付制度）

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- ・ 4分の3免除 → 年金額 5/8（平成20年度分までは1/2）
- ・ 半額免除 → 年金額 3/4（平成20年度分までは2/3）
- ・ 4分の1免除 → 年金額 7/8（平成20年度分までは5/6）

◆一部納付となる所得の「めやす」◆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の3免除 → 78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 半額免除 → 118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 4分の1免除 → 158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

※全額免除、一部免除ともに、10年以内でしたら追納することができます。ただし、3年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わります。

納付猶予制度

学生納付特例制度

納付猶予制度は本人と配偶者の所得が一定以下の50歳未満の方が、また、学生納付特例制度は本人所得が基準以下の学生の方が利用できる制度です。

将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、申請により保険料の納付が猶予される制度です。将来の年金額を増やすために、10年以内でしたら追納することができます。ただし、3年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わります。

(単位：人)

免除制度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全額免除	2,355	2,233	1,997	1,954	1,825
4分の3免除	288	272	188	169	183
半額免除	172	189	121	110	119
4分の1免除	71	88	48	53	49
若年者納付猶予	412	360	311	366	382
学生納付特例	1,183	1,173	1,121	1,082	1,112

※若年者納付猶予制度は平成 28 年 7 月から、納付猶予制度になりました。

3. 基礎年金給付

65歳から一生涯老齢基礎年金が支給されます。(終身保障)

老 齢

基 礎 年 金

平成 30 年度年金額 779,300円 (満額)

20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の全期間保険料を納めた人は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低10年間(120月)あることが必要です。*老齢基礎年金の計算式は次のとおりです。

779,300円 × [保険料納付月数 + (保険料全額免除月数 × 1/2 (平成20年度分までは1/3)) + (保険料1/4納付月数 × 5/8 (平成20年度分までは1/2)) + (保険料半額納付月数 × 3/4 (平成20年度分までは2/3)) + (保険料3/4納付月数 × 7/8 (平成20年度分までは5/6))] ÷ 加入可能年数 × 12

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには障害基礎年金が、また、万一本人がなくなったときは、残された配偶者や子に遺族基礎年金が支給されます。

障害
基礎年金

平成30年度年金額 (定額)	974,125円 (1級)
	779,300円 (2級)

国民年金加入中の病気やケガで障害等級表 (1級・2級) による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

- (注1) 子の人数によって加算 (1人につき: 224,300円、3人目以降: 74,800円) があります。
- (注2) 平成23年4月から加算の範囲が拡大され、受給権発生後に生計を維持する子を有した場合には、法が施行された平成23年4月1日から加算の対象となります。

遺族
基礎年金

平成30年度年金額	1,003,600円 (子が1人)
(基本額 (定額))	: 779,300円 + 子1人の加算額 224,300円

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

- (注1) 子は18歳到達年度の末日まで、又は障害がある場合は20歳まで支給されます。
- (注2) 配偶者に支給される場合は、子の人数によって加算 (1人につき 224,300円、3人目以降: 74,800円) があります。

* 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、初診日又は死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと及び平成29年8月以降は、死亡した人の保険料納付済期間等が原則25年以上が必要です。

4. 国民年金の独自給付

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの基礎年金給付は、被保険者の種別にかかわらず、すべての国民に共通する年金給付ですが、第1号被保険者及び任意加入被保険者にのみ支給されるものとして次のような給付があります。

付加年金

付加保険料（400 円）を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されます。

■支給される年金額

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

200 円×付加保険料納付月数

したがって、40 年間付加保険料を納付した人の年金額は次のとおりです。

$$\begin{array}{rcl} (\text{老齢基礎年金}) & (\text{付加年金の額}) & \\ 779,300 \text{ 円} & + & 200 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} = 875,300 \text{ 円} \end{array}$$

寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10 年以上婚姻関係があった妻に、60 歳から 65 歳までの間支給されます。

■支給される年金額

寡婦年金の額は、夫の第 1 号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の 4 分の 3 です。

死亡一時金

3 年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に支給されます。

■支給される金額

死亡一時金の額は、保険料を納付した期間に応じて、120,000 円～320,000 円と定められています。

特別一時金

障害年金等の受給権者であって、昭和 61 年 4 月 1 日前に国民年金に任意加入した人または法定免除された保険料を追納した人については、保険料の納付期間に応じて特別一時金が支給されます。

■支給される金額

特別一時金の額は、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間に係る国民年金の保険料の額の合計額を基準として、一時金の対象となる保険料納付済期間に応じて、28,100 円～704,500 円と定められています。

短期在留外国人の脱退一時金

国民年金の加入期間が 6 ヶ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者資格を喪失して、日本国内に住所を有しなくなった日から 2 年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

■支給される金額

平成 29 年 4 月以降に基準月のある脱退一時金の請求があった場合の額は、保険料を納付した期間等に応じて、49,020 円～294,120 円と定められています。

5. 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成 17 年 4 月から福祉的措置として「特別障害給付金」を支給する制度が創設されました。

特別障害給付金

特別障害給付金の支給対象となる人は、次のいずれかに該当する人です。なお、障害基礎年金などを受給することができる人は対象になりません。

- (1) 平成 3 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- (2) 昭和 61 年 3 月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた被用者等の配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）がある人

■支給される給付金額

特別障害給付金制度で支給される額は、障害基礎年金の場合と同様に障害の程度に応じて 1 級に該当する場合と 2 級に該当する場合で異なり、次のようになっています。

- (1) 1 級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人 月額 51,650 円 (2 級の 1.25 倍)
- (2) 2 級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人 月額 41,320 円

6. 年金等の受給者数

(単位：人)

給付の種別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
老齢基礎年金	27,847	28,609	29,069	29,534	30,000
障害基礎年金	2,169	2,167	2,168	2,188	2,197
遺族基礎年金	257	257	244	239	224
特別障害給付金	10	8	7	7	6

子育て支援

津山ファミリー・サポート・センター

津山ファミリー・サポート・センターは、育児の応援をしてほしい方（依頼会員）と応援したい方（提供会員）がお互いに助けたり、助けられたりして育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。

所在：津山市新魚町17 アルネ・津山5階 津山男女共同参画センター「さん・さん」内
電話：31-8753

年度別会員数

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
依頼会員	561人	560人	560人	548人	542人
提供会員	330人	367人	387人	396人	430人
両方会員	112人	99人	88人	77人	56人
計	1,003人	1,026人	1,035人	1,021人	1,028人

年度別活動状況

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
活動件数	1,799件	1,517件	1,299件	1,202件	814件

親子ひろば「すくすく」

2歳までの子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」です。親子や子ども同士が一緒に遊んだり、親同士が子育ての情報交換をする場を提供しています。利用時間内は自由に出入りでき、予約の必要はありません。室内には専任の保育士が2名常駐しています。

所在：津山市山北800 津山すこやか・こどもセンター2階

開設日時：月曜日～金曜日（祝・休日は除く） 9：30～12：00 13：00～15：30

運営委託先：津山市社会福祉協議会

年度別利用者数

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用組数	8,426組	7,541組	7,582組	7,430組	6,300組
利用人数	18,250人	16,400人	16,608人	16,252人	13,669人

親子ひろば「わくわく」

小学校未修学の子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」です。(株)おもちゃ王国が運営する「おもちゃ大使館」内に設置しており、保育士等のスタッフが3名以上常駐しています。未就学児の親子は「おもちゃ大使館」も無料で利用することができ、豊富な知育玩具や大型遊具で楽しく遊べます。

所在：津山市新魚町17 アルネ・津山3階

開設日時：毎週火曜日以外 ※H29年度

(火曜日が祝日のときは開設。元日は休み) 10:00～16:00

運営委託先：(株)おもちゃ王国

年度別利用者数

区分	平成29年度
利用組数	24,653組
利用人数	51,536人

一時預かりルーム「にこにこ」

保護者が用事や買い物、リフレッシュをしたいときなどに、おおむね生後6か月から小学校就学前までの子どもを2名の保育士が専用施設で一時的に預かります。

所在：津山市新魚町17 アルネ・津山44

開設日時：毎週火曜日以外 ※H29年度

(火曜日が祝日のときは開設。元日は休み) 10:00～19:00

運営委託先：(株)おもちゃ王国

利用料：

年齢区分	最初の2時間	以後30分ごと	上限
3歳以上	400円	150円	1,900円
3歳未満	700円	150円	2,200円

年度別利用者数

区分	平成29年度
利用人数	1,450人

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、保護者が昼間就労等で家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後や長期休み中に安全な遊び場や生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置しています。

児童クラブは現在、市内27小学校区に設置され、全学区対応クラブが2施設あります。

1. 平成30年度児童クラブ設置学区

東小、北小、南小、弥生小、高野小、林田小、鶴山小、大崎小、向陽小、一宮小、河辺小、佐良山小、高田小、西小、広野小、成名小、高倉小、加茂小、勝加茂小、新野小、広戸小、秀実小、誠道小、中正小、喬松小、院庄小、清泉小

2. 全学区対応クラブ

放課後児童健全育成センター津山、地域児童健全育成施設わらべ

3. 児童クラブの運営は、津山市と委託契約を結んだ運営委員会及び法人の25団体が行っています。

年度別実施状況

(年度末現在)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施クラス数	34クラス	34クラス	36クラス	36クラス	36クラス
在籍児童数	1,267人	1,241人	1,230人	1,283人	1,301人

(大規模クラブはクラスを分割して保育を行っている)

就学前教育・保育

子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう、保育者の資質や専門性を高めるための研修、研究等を実施し、保育園（所）・幼稚園の保育・教育の質の向上を図ります。

津山市における就学前教育保育カリキュラム活用に関する取組

「津山市における幼児教育の理念と展望」を反映した「津山における就学前教育・保育カリキュラム」に基づき、公立私立保育園（所）・認定こども園・幼稚園において、平成25年4月からカリキュラムの活用に取り組んでいます。

平成30年度は、カリキュラム委員会主催の平成29年度就学前教育・保育カリキュラム公開保育研修会を開催します。

同研修会では、倉敷市立短期大学保育学科 木戸啓子教授を指導・助言者として招き、総社保育園の公開保育研修会を開催し、カリキュラムの活用・検証を図るとともに幼児教育・保育の質の向上を目指します。また、当該研修会は保育園（所）・認定こども園・幼稚園・小学校の職員が参加し、幼児教育の理解と重要性について認識を深め、就学前の育ちを小学校につなげることについて、研修を深めることも目的としています。

保育園（所）・幼稚園合同研修会

保育現場からのニーズに応じて、美作大学准教授居原田洋子氏による「就学前教育・保育職員研修平成30年度1・2・3年目職員研修会」、松蔭大学講師山下文一氏による「地域家庭の連携を深める子どもの育ちをつなぐお便り」、川崎医療短期大学講師重松孝治氏による「気になる幼児への特別支援の視点を取り入れた保育を探る～一斉保育と個別支援の両面から～」等に関する研修会を企画し、市内外の公立私立保育園（所）・認定こども園・幼稚園を対象に合同研修会を実施して、質の高い保育・教育を担う保育者の育成に努めます。

保育園（所）・幼稚園の指導に関する取組

- ・市内公立私立保育園（所）・認定こども園・幼稚園の園訪問を実施し、各園の経営方針に基づく取組みや地域性、施設管理状況、保育実践、特別な支援を要する幼児や食物アレルギー対応状況について把握に努め、必要に応じて指導を行っています。【各園1～2回・特別支援に関する訪問：該当園1回】

- ・公立幼稚園における研究指定園等「第59回岡山県幼稚園こども教育研究大会」の研究指導や公立保育所・幼稚園の職員（新採用職員・年齢別の担任・特別支援補助員等）の指導、公立幼稚園等における合同保育実践園の取組の指導等を実施しています。【年間50回程度】
- ・保育所長会、幼稚園長会、主任会、津山市立幼稚園教育研究会等の会議に参加し、公立私立保育園（所）・幼稚園の管理に当たっています。【年間70回程度】

特別な支援を必要とする子どもへの支援に関する取組

- ・津山市特別支援教育センター通級指導教室幼児部と連携し、巡回相談・教育相談の利用促進や在籍園訪問等による保育現場での実情から、早期発見早期対応の取組やインクルーシブ教育の現状把握に取り組んでいます。関係団体との情報交換を行い、必要に応じた対応を検討します。【幼児部ミーティング8回、津山市特別支援教育推進センター・ミーティング3回】また、昨年度から「スキルUP研修会」を公立保育所・認定こども園・幼稚園の職員を対象に年4回開催し、教育相談等について研修し専門性を高めています。

児 童 館

児童館は、0歳から18歳までの全ての児童が、遊びを通してその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域における子育て支援を行い、子供会、親子クラブ、放課後児童クラブ等の地域組織活動の育成・助長を図るなど、様々な児童の健全育成に必要な活動を行うことを目的とした児童厚生施設です。建物には集会室、遊戯室、図書室などを設けています。

活動内容は、運動や遊具による遊び、創作活動、季節の行事並びに親子クラブなどの自主的グループによる活動も実施されています。

阿波児童館

所在地 津山市阿波1782-1（平成7年4月開館）

敷地面積 871.96㎡ 建築面積 197.64㎡ 電話 46-2076（FAX兼用）

加茂児童館（ぐりむ児童館）

所在地 津山市加茂町中原97-1（昭和61年4月開館）

敷地面積 2,474㎡ 建築面積 296.68㎡ 電話 42-3168（FAX兼用）

中央児童館

所在地 津山市山北765（昭和53年4月開館）

敷地面積 800.00㎡ 建築面積 225.56㎡ 電話 22-2099（FAX兼用）

南児童館（ワイワイ児童館）

所在地 津山市横山26-2（平成13年5月開館）

敷地面積 861.00㎡ 建築面積 237.02㎡ 電話 24-4400（FAX兼用）

○阿波児童館

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児 童	1,691人	1,241人	762人	409人	1,279人
保 護 者	238人	193人	158人	179人	396人
団 体	89人	190人	367人	159人	130人
計	2,018人	1,624人	1,287人	749人	1,805人
月 平 均	168人	135人	107人	62人	150人
1 日 平 均	13人	9人	6人	4人	9人

○加茂児童館

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児 童	5,352人	4,401人	3,378人	5,463人	4,620人
保 護 者	2,154人	2,052人	1,613人	2,750人	2,188人
団 体	681人	1,853人	1,329人	1,492人	1,716人
計	8,187人	8,306人	6,320人	9,705人	8,524人
月 平 均	682人	692人	790人	809人	710人
1 日 平 均	28人	28人	32人	33人	29人

○中央児童館

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児 童	13,661人	13,670人	14,305人	13,998人	13,368人
保 護 者	6,586人	6,161人	7,020人	5,988人	7,229人
団 体	3,555人	3,488人	3,446人	2,832人	2,820人
計	23,802人	23,319人	24,771人	22,818人	23,417人
月 平 均	1,984人	1,943人	2,064人	1,902人	1,951人
1 日 平 均	81人	80人	85人	79人	80人

○南児童館

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児 童	8,345人	9,667人	10,776人	9,949人	10,284人
保 護 者	3,701人	4,648人	5,450人	5,141人	4,787人
団 体	2,593人	3,018人	2,956人	3,059人	2,245人
計	14,639人	17,333人	19,182人	18,146人	17,316人
月 平 均	1,219人	1,444人	1,598人	1,512人	1,443人
1 日 平 均	50人	59人	66人	63人	59人

児 童 福 祉

児童福祉法は、すべての児童が国・地方公共団体及び保護者によって等しく生活を保障され、心身ともに健全に育成されることを目的として制定されています。

近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の増加、家庭や地域子育て機能の低下など、児童及び家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、次世代を担う子供を安心して生み育てられる環境づくりが急務の政策課題となっています。そうした中で、市においては児童福祉施設の充実、保育所特別保育事業の実施、児童手当、児童扶養手当等の支給、母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の実施、心身障害児の福祉増進などに努めています。

(1) 保育所（園）・認定こども園

保育所（園）は、保護者が就労や病気などにより、家庭において保育ができない場合に保護者に代わって保育を行う施設です。保育の実施は、保育を希望する保護者からの申請に基づき、保育の入所基準に従って決定されます。

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。0歳から2歳児は保育のみ、3歳から5歳児は、保護者の就労などの状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けることとなります。

いずれの施設も、保育料は保護者の負担能力に応じた金額で算定します。

保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 入 所 状 況 （平成30年4月1日現在）

公私立 の 別	施設数	定 員 (人)	入 所 人 員 (人)							充足率 (%)
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳～	計	
公立保育所	3	210	10	33	52	51	53	61	260	123.8
私立保育所	22	2,320	118	370	452	459	477	494	2,370	102.2
計	25	2,530	128	403	504	510	530	555	2,630	104.0
公立認定 こども園	2	340	11	46	50	63	69	79	318	93.5
私立認定 こども園	2	190	6	36	40	50	38	33	203	106.8
計	4	530	17	82	90	113	107	112	521	98.3
合計	29	3,060	145	485	594	623	637	667	3,151	103.0
乳 幼 児 人 口			774	813	839	846	828	892	4,992	
乳幼児人口に占める 入所率 (%)			18.7	59.7	70.8	73.6	75.3	74.8	63.1	

年度別入所状況 (年度末現在)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入 所 人 員	3,320人	3,299人	3,380人	3,360人	3,414人
入所委託費計	(千円) 2,246,600	(千円) 2,253,664	(千円) 2,545,137	(千円)	(千円)

※ 認定こども園は、平成28年4月から実施

(2) 障害児保育 (16か所)

保育が必要な障害児で、保育所での集団保育が可能な限り、保育所に受け入れて、健常児と一緒に保育することが児童の福祉を図る上で望ましいとされることから実施しています。一般的な条件としては、中程度までの障害児で集団保育が可能であり、日々通所できる場合となっています。

年度別実施状況 (年度末現在)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実 施 園 数	25か所	24か所	23か所	22か所	17か所

(4) 延長保育 (29か所)

保護者の勤務や通勤時間等の理由で、保育の延長が必要な児童を対象に保育時間を延長して、午後7時までの保育を実施しています。

年度別実施状況 (年度末現在)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数	31,700人	29,083人	35,324人	33,016人	27,025人

※ 平成27年度より短時間認定利用者含む

(5) 一時預かり事業 (13か所)

育児疲れの解消や保護者の急病時、就労形態の多様化に伴う継続的な保育など、入所児童以外の児童の一時的な保育需要に対応するため、緊急・一時的に保育を希望する場合に利用することができます。

①非定型的保育サービス

保護者の就労（再就職の準備）・職業訓練・就学形態等により、家庭における保育が週に3日程度まで断続的に困難となる児童に対する保育

②緊急保育サービス

保護者の傷病、入院、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭、ボランティア活動、地域社会活動、文化体育活動など社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的

に保育を必要とする児童に対する保育

③私的理由による保育サービス

保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育

年度別実施状況 (年度末現在)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数	11,506人	9,395人	10,520人	9,717人	7,717人
休日保育			446人	420人	222人
合計			10,966人	10,137人	7,939人

(6) 休日保育 (1か所)

保育の実施児童であって、保護者が休日等において保育できない場合に、事前に休日保育事業の実施保育所に申込みをした上で利用することができます。

年度別実施状況 (年度末現在)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用者数	547人	503人	548人	588人

※ 平成27年度より一時預かり事業に移行。

(7) 病児保育 (病児対応型) (2か所)

病気回復期にある児童を病院に付設された専用室において、一時的に預かり、保護者の子育て支援と就労支援を図ることを目的に、平成14年度から実施しています。

年度別実施状況 (年度末現在)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数	820人	666人	829人	821人	931人

(8) 病児保育 (体調不良児対応型) (12か所)

保育所に通所している児童が、保育中に微熱を出すなど、「体調不良」となった場合において、看護師等を配置して安心かつ安全な体制を確保しています。

年度別実施状況 (年度末現在)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施園数	11か所	11か所	12か所	12か所	12か所

(9) 子育て支援センター事業（4か所）

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援・地域への出前保育などを実施しています。

年度別実施状況

(年度末現在)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
やよい子育て支援センター	1,450組	1,878組	1,634組	1,944組	1,685組
地域子育て支援センター（勝北）	1,673組	1,745組	1,292組	1,131組	1,366組
すこやか子育て相談センター（みどりの丘）	950組	991組	675組	1,245組	1,704組
子育て支援センター（久米）	1,004組	1,030組	1,187組	1,558組	1,442組

助産施設

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保健上入院助産を受けることが必要であるが、経済的理由により、入院できない妊産婦を入所させて助産を受けさせることができる施設として、市内に1カ所あります。

年度別実施状況 (年度末現在)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
定員	1人	2人	2人	2人	2人
措置人数	2人	2人	7人	3人	2人

児童手当(特例給付)

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。

○対象となる児童および手当額

1. 支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給

中学校修了前までの児童を養育している方(父または母、養育者)が受給者となります。

※父母の両方が養育しているときは、生計の主体者が受給者となります。

2. 支給額は、3歳未満は月額15,000円

3歳から小学校修了までは第1・2子は月額10,000円、第3子以降は月額15,000円
中学生は一律月額10,000円

3. 支給月は、毎年2月・6月・10月の10日(休日の場合は、その前日)にそれぞれの月の前月までの4カ月分がまとめて支給されます。

年度別支給状況(2月末現在)

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童手当	受給者数	7,759人	7,634人	7,526人	7,409人	7,217人
	児童数	13,621人	13,386人	13,245人	12,953人	12,601人
特例給付	受給者数	219人	223人	241人	251人	253人
	児童数	383人	402人	424人	439人	434人
合計	受給者数	7,978人	7,857人	7,767人	7,660人	7,470人
	児童数	14,004人	13,788人	13,669人	13,392人	13,035人

児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母のいない家庭の児童もしくは実質的に父又は母が不在の状態にある家庭の児童が心身ともにすこやかに成長するように、その児童の父又は母、もしくは父母にかわってその児童を養育している人に支給される制度です。

1. 対象となる児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で、次のいずれかに該当する児童です。
 - (1) 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
 - (2) 父又は母が死亡した児童
 - (3) 1年以上にわたり父又は母が生死不明か、父又は母から遺棄されている児童
 - (4) 1年以上にわたり父又は母が法律により拘禁されている児童
 - (5) 父又は母が重度の障害の状態にある児童
 - (6) 婚姻によらないで生まれた児童
 - (7) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
2. 手当の額は、全部支給の場合は第1子が月額42,500円、一部支給の場合は42,490円から10,030円の間で所得等に応じて手当額が設定されます。また平成28年8月分以降は第2子（月額5,000円）、第3子以降（月額3,000円）の多子加算分について増額し、所得等に応じた手当額が設定されることとなりました。第2子は全部支給で月額10,040円、一部支給の場合は10,030円～5,020円、第3子以降は全部支給の場合は月額6,020円、一部支給の場合は6,010円～3,010円で請求する人の所得等によって決定されます。
3. 手当を請求する人、又は同居の扶養親族の所得が一定金額以上あるときは、手当は一部又は全額支給されません。
4. 支給月は、毎年4月・8月・12月にそれぞれの月の前月までの4か月分がまとめて支給されます。

年度別支給状況

(年度末現在)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給件数	1,211件	1,159件	1,125件	1,097件	1,063件

遺児激励金

義務教育中の児童で、保護者の双方又は一方と死別した児童に対し、その児童の保護者又は保護者に代って監護養育をしている者に支給し、遺児となった児童の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

(支給額)

1. 入学激励金 1人につき 10,000円（小・中学校に入学するとき）
2. 卒業激励金 " 10,000円（中学校を卒業するとき）
3. 保護者死亡見舞金 " 10,000円（遺児となったとき）

年度別支給状況

(年度末現在)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入学激励金	4人	7人	7人	5人	7人
卒業激励金	6人	7人	8人	9人	4人
保護者死亡見舞金	3人	1人	5人	1人	2人
合計	13人	15人	20人	15人	13人

母子及び父子並びに寡婦福祉

平成26年10月1日から母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、父子家庭に対する支援が拡充されました。母子及び父子並びに寡婦福祉法は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の向上を図ることを目的として制定されています。法の基本理念として国・地方公共団体は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進についての責務を有し、すべての母子家庭及び父子家庭の児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母や父の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも母子家庭の母に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとなっています。

市では生活の安定と向上のために各福祉資金の貸付制度、母子・父子自立支援員による身上相談や自立に必要な指導業務、就労支援を行っています。

母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金貸付制度

1. 母子及び寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための資金を貸付けする制度です。また、平成26年10月1日からは父子福祉資金貸付制度が創設され、父子に対しても修学資金、生活資金等を貸し付けることができるようになりました。

1) 貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

2) 貸付利率

無利子、又は年1%

年度別利用状況(新規)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
貸付件数	11件	17件	20件	20件	10件

母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉の増進と自立支援のために、次の業務を行っています。

1. 母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付け並びに償還に関する相談
2. 児童の養育・就学及び就職の問題や家庭紛争・再婚など生活一般に関する身上相談
3. その他

年度別相談件数

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活一般	725件	489件	515件	453件	445件
児 童	108件	49件	65件	36件	70件
生活援護	263件	150件	314件	152件	214件
そ の 他	61件	32件	24件	19件	3件
計	1,157件	720件	918件	660件	732件

平成23年度から父子相談件数含む。

母子福祉協力員

おおむね小学校区に1名の母子福祉協力員を配置し、生活に追われて地域から孤立しがちな社会的・経済的に弱い立場にある母子家庭に対して、恒常的に訪問し、生活全般にわたる相談を行っています。地域における母子家庭の福祉の向上を図ることを目的とし、現在、16名の協力員に業務を委嘱しています。※平成30年度より、父子家庭、寡婦世帯等も含めたひとり親家庭等福祉協力員として制度改正。

年度別活動状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪 問 件 数	354件	223件	209件	230件	204件

自立支援教育訓練給付金

自立支援教育訓練給付金事業とは、母子家庭の母や父子家庭の父の就労を促進するために指定された講座を受講した場合、終了後に受講料の一部を支給し、母子家庭や父子家庭の自立を支援する制度です。

1. 対象となるのは市内に在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父です。（ただし、父子家庭の父は平成25年4月から適用とする）
※所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります。
2. 対象となる講座は雇用保険制度による教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座です。
3. 受講料の60%（ただし、上限200,000円。12,000円に満たない場合は支給無し。）を受講終了後に支給します。
4. 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座について事前相談が必要です。

年度別支給状況

(年度末現在)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支 給 件 数	2件	1件	1件	0件	0件

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父の就労に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため給付金を支給し、母子家庭や父子家庭の自立を支援する制度です。

1. 対象となるのは市内に在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父です。（ただし、父子家庭の父は平成25年4月1日以降に修業を開始した者とする）

※所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります。

2. 対象となる資格は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等です。
3. 高等職業訓練促進給付金の支給額は、市町村民税非課税世帯が月額100,000円、市町村民税課税世帯が月額70,500円、支給対象期間は3年間を上限とする。
高等職業訓練修了支援給付金の支給額は、市町村民税非課税世帯は50,000円、市町村民税課税世帯は25,000円。
4. 給付金の支給を受けるためには、養成機関に入学する前に事前相談が必要です。
既に修業されている方で、給付を希望される方は、速やかにご相談ください。
5. 申請時期は高等職業訓練促進給付金の場合、修業を開始した日以後。高等職業訓練修了支援給付金は訓練終了後30日以内となります。

年度別支給状況 (年度末現在)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高等職業訓練促進給付金	4件	2件	0件	1件	2件
高等職業訓練修了支援給付金	2件	2件	0件	0件	0件

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または児童の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験の合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する制度です。

1. 対象となるのは、市内に在住の20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親または20歳未満の児童です。
2. 対象講座は、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座に限ります。
3. 受講修了時給付金の支給額は、受講費用の20%（ただし、上限100,000円。4,000円に満たない場合は支給無し。）

合格時給付金の支給額は、受講費用の40%（ただし、上限150,000円。受講修了時

給付金と合格時給付金の合計が150,000円を超える場合、150,000円から受講修了時給付金の額を控除した額。)

4. この制度を受けようとする者は、対象講座の受講について事前相談が必要です。

年度別支給状況 (年度末現在)

区 分	平成28年度	平成29年度
受講修了時給付金	0件	0件
合格時給付金	0件	0件

※ 平成28年度から開始された制度のため、平成27年度以前の支給はありません。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

就職活動や病気などで、一時的に日常生活に支障が生じている母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、家庭生活支援員の派遣等を無料で行う制度です。

1. 対象となるのは、市内に在住の生活保護受給世帯または市町村民税非課税世帯の母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で、就職活動や病気などの理由で一時的に生活援助または保育サービスを必要とする家庭です。
2. 支援の内容は、生活援助（食事の世話、住居の掃除、生活必需品の買物等）と子育て支援（乳幼児の保育、子育てに必要な便宜等）です。
3. 家庭生活支援員の派遣等を受けようとする者は、あらかじめ利用登録をしていただく必要があります。

年度別支給状況 (年度末現在)

区 分	平成28年度	平成29年度
生活援助	3件	5件
子育て支援	0件	0件

※ 平成28年度から開始された制度のため、平成27年度以前の支給はありません。

養育費確保支援事業補助金

養育費の確保の促進を図るため、弁護士事務所等を利用して養育費の請求を行うひとり親家庭の親に対し、弁護士費用の一部を支給する制度です。

1. 対象となるのは市内に在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当の支給を受けている方です。
2. 補助対象となる費用は、弁護士事務所等へ支払った弁護士費用のうち着手金及び実費です。
3. 支給額は、上記の補助対象費用の80%（上限10万円）です。
4. 補助金の支給を受けようとする場合には、弁護士事務所等へ弁護士費用を支払う前に

申請していただく必要があります。

年度別支給状況（年度末現在）

区 分	平成29年度
支 給 件 数	1件

※ 平成29年度から開始された制度のため、平成28年度以前の支給はありません。

医 療 福 祉

子ども医療

出生の日から中学校修了までの子どもにかかる保険診療分の医療費の自己負担額を公費で負担する制度です。

対象児童	外来	入院
出生の日から 中学校修了まで の子ども	無料	無料

子ども医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	197,007 件	204,633 件	197,316 件	201,819 件	206,520 件
公費負担額	350,441,299 円	362,306,892 円	348,210,234 円	354,189,164 円	406,750,197 円

- ※1) H 9. 4. 1 改正 対象児を 1 歳未満⇒ 3 歳未満へ引き上げ、所得制限を設定
- ※2) H11. 4. 1 改正 助成率を 8/10⇒10/10 へ引き上げ（所得制限適用分は単市負担）
- ※3) H13. 10. 1 改正 償還給付から現物給付
- ※4) H15. 4. 1 改正 対象児を 3 歳未満⇒ 4 歳未満へ引き上げ
- ※5) H16. 4. 1 改正 対象児を 4 歳未満⇒ 5 歳未満へ引き上げ
- ※6) H17. 4. 1 改正 対象児を 5 歳未満⇒ 6 歳未満へ引き上げ
- ※7) H18. 4. 1 改正 対象児を 6 歳未満⇒小学校就学前までに引き上げ
- ※8) H22. 10. 1 改正 「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に変更
入院診療分について、対象児を小学校就学前⇒中学校 3 年生修了までに引き上げ
- ※9) H23. 7. 1 改正 外来診療分について、対象児を小学校就学前⇒小学校 3 年生修了までに引き上げ
- ※10) H24. 4. 1 改正 外来診療分について、対象児を小学校 3 年生修了まで⇒小学校 6 年生修了までに引き上げ
- ※11) H25. 4. 1 改正 外来診療分について、対象児を小学校 6 年生修了まで⇒中学校 3 年生修了までに引き上げ
- ※12) H29. 7. 1 改正 外来診療分について、小・中学生の外来診療分を無料化

未熟児養育医療

未熟児として生まれ、医師が入院養育を必要と認めた場合に、その医療費の自己負担分について給付を行うものです。入院は指定養育医療機関に限られ、退院までの全期間（最長で満 1 歳の誕生日の前日まで）が給付の対象となります。

未熟児養育医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	13 件	22 件	57 件	58 件	58 件
公費負担額	3,076,632 円	1,727,978 円	6,390,330 円	5,277,216 円	5,492,328 円

※平成 25 年 4 月 1 日から事務が、県から権限移譲されました。

ひとり親家庭等医療

所得税が非課税であるひとり親家庭の親及び児童、あるいは父母のない児童並びにその児童と同居して養育している配偶者のない者に、医療費の自己負担額の一部を公費で負担する制度です。(対象となる「児童」とは、18歳未満の者又は高等学校に在学している場合は18歳になる年度末までが対象となります。18歳以上で高校に在学している場合、20歳になる年度末まで延長できる場合があります。)

公費負担額は医療費の自己負担額から一部負担金(定率制・定額制の医療機関によって異なります。)を差し引いた額となります。

ひとり親家庭等医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	25,304 件	25,883 件	25,558 件	26,366 件	21,308 件
公費負担額	58,840,475 円	60,066,011 円	59,695,128 円	59,847,246 円	48,178,150 円

※1) H13.10.1 改正 償還給付から現物給付へ

ひとり親家庭等医療費受給者

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ひとり親家庭等の父母	1,013 人	993 人	976 人	951 人	908 人
ひとり親家庭等の児童	1,625 人	1,586 人	1,580 人	1,556 人	357 人
父母のない児童	4 人	2 人	3 人	2 人	2 人
合 計	2,642 人	2,581 人	2,559 人	2,509 人	1,267 人

※平成 29 年度以降分に掲載の児童数は、子ども医療費の資格を有する児童数を除いています。

津山市立保育所・認定こども園

保育所・認定こども園運営事業

1. 施設の概要

<保育所>

名称	所在地	定員	園児数(4/1現在)	建築年度
みどりの丘保育所	津山市大田831-4	120名	142名	H28新築
公郷保育所	〃 加茂町公郷1565	30名	34名	S51 〃
倭文保育所	〃 里公文1754-1	60名	70名	H21 〃

(倭文保育所の運営は民間委託)

<認定こども園>

勝北風の子こども園	〃 新野東600-1			H20 〃
	1号	30名	24名	
	2・3号	200名	181名	
久米こども園	〃 南方中1744-1			H11 〃
(久米こども園の運営は民間委託)	1号	15名	6名	
	2・3号	140名	135名	

2. 特別保育事業

市立保育所・認定こども園では次の特別保育事業を実施しています。

(1) 障害児保育事業

(2) 延長保育事業

公郷保育所以外で午後7時まで延長しています。

(3) 一時預かり事業

勝北風の子こども園、久米こども園で実施しています。

3. 地域子育て支援センター事業

市立保育所・認定こども園ではみどりの丘保育所、勝北風の子こども園、久米こども園で実施しています。電話やインターネットなどを利用しての子育て相談、地域への出前保育等、子育て中の家庭への支援を行っています。

みどりの丘保育所	「地域子育て支援センター」(平成29年4月開設) TEL 27-2241 (FAX 27-0300)
勝北風の子こども園	「地域子育て支援センター」(平成21年4月開設) TEL 36-5115 (FAX 36-8845)
久米こども園	「地域子育て支援センター」(平成11年4月開設) TEL 57-2501 (FAX 57-2308)

津山市立幼稚園

幼稚園の教育

幼稚園は子どもが初めて出会う学校であり、幼稚園教育要領に基づき、小学校入学までの幼児に集団で生活することを通じて、さまざまな教育を行っています。

1. 施設の概要

名称	所在地	定員	園児数(4/1 現在)	建(改)築年度
西幼稚園	津山市小田中1364-1	140名	11名	S42
東幼稚園	津山市林田767-1	210名	27名	S53
河辺幼稚園	津山市国分寺1122	140名	23名	H2
大崎幼稚園	津山市金井11-10	70名	12名	H1
院庄幼稚園	津山市院庄1041	70名	3名	H12
鶴山幼稚園	津山市小田中184	210名	29名	S40
田邑幼稚園	津山市上田邑11	0名	休園中	S53
佐良山幼稚園	津山市皿672	140名	4名	S39
高田幼稚園	津山市下横野1172-5	70名	15名	S57
清泉幼稚園	津山市綾部393-1	70名	4名	S44
成名幼稚園	津山市野村135-8	70名	21名	S55
二宮幼稚園	津山市上田邑11	70名	13名	S52
加茂幼稚園	津山市加茂町塔中147-1	105名	6名	H5
阿波幼稚園	津山市阿波1788-1	105名	休園中	H10
計		1,470名	168名	

2. 入園状況

(平成29年4月1日現在)

施設数	定員(名)	入園児数(名)				在籍率 (%)
		3歳	4歳	5歳	合計	
12	1,365		71	97	168	12.3
幼児人口			828	892	1,720	
幼児人口に占める 入園率(%)			8.5	10.8	9.7	

3. 未就園児交流事業

幼稚園では地域に親しまれ、身近な遊び場として利用される幼稚園づくりを目指して、未就園児を対象に園庭や施設を開放しています。(絵本の読み聞かせ、園行事への参加、幼稚園児との交流等)

4. 預かり保育事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育て支援を目的として、市立3園(東幼稚園・鶴山幼稚園・加茂幼稚園)で預かり保育を実施しています。

児 童 相 談

児童相談窓口

児童福祉法の改正により市町村も児童相談業務を担うこととなり、児童相談窓口が設置され、児童虐待の通告先となりました。また、関係機関と連携しながら、児童虐待だけでなく、養育支援が特に必要である児童や、妊婦に対する支援も行うこととなっています。保健師2名、児童相談員2名を配置し、子育ての悩み、子どもの発達、性格・行動・しつけ、非行、子どもの虐待など児童の抱える問題、課題を児童相談所等の関係機関と連携を図りながら相談指導しています。

相 談 種 類 別 受 付 件 数

(件)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度
養 護	虐待	122	113	84	87	117
	その他	80	120	122	109	120
保健		6	15	58	106	103
障害		2	1	4	1	4
非行		5	0	0	0	2
育 成	性格	5	0	0	3	0
	不登校	7	11	8	8	7
	適性	15	17	4	0	0
	育児・しつけ	21	35	35	26	12
その他		6	2	10	0	3
計		269	314	325	340	368

※平成23年度からの受付件数は福祉行政報告例による。

地 域 医 療

救 急 医 療

- ① 津山市では、津山市医師会や津山圏域消防組合、津山・英田圏域内の医療機関などの協力により、傷病程度に応じ夜間や休日などの診療時間外においても安心して受診できる救急医療体制を整備しています。

○一次（初期）救急医療体制

- ・《夜間当番》

津山中央病院及び津山第一病院により夜間の初期救急患者に対する医療を実施。

- ・《休日昼間当番》

当番の医療機関により休日昼間の初期救急患者に対する医療を実施。

○二次（重症）救急医療体制

休日昼間の一次救急医療で対応できない重症患者に対する救急医療体制。津山・英田圏域内6医療機関による当番制で実施。

○三次（重篤）救急医療体制

津山中央病院救命救急センターにおいて、24時間体制で重篤患者に対する医療を実施。

○小児救急医療体制

24時間体制で小児救急医療体制を確保するため、津山中央病院において平成20年10月から小児救急医療拠点病院運営事業を実施。地域の開業医の協力による支援体制も整えられています。

- ② 津山歯科医師会の協力により、下記のとおり休日歯科救急診療体制を整備しています。

○休日歯科救急診療体制

津山歯科医療センターにおいて当番制により、休日昼間の歯科救急患者に対する医療を実施。

○障がい者歯科診療

原則毎月第1・2・4日曜日に実施。

○高齢者歯科検診

原則毎月第1日曜日に実施。

○親子歯科教室

奇数月の第3日曜日に実施。

○在宅訪問歯科診療

随時実施。

保 健 指 導

予 防 接 種

なるべく早い時期に予防接種を受けて、病気の感染を予防することが必要です。

【定期接種】

予防接種法に基づく、予防接種です。

種 類	対 象	接 種 場 所
ヒブ(インフルエンザ菌b型)	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	県内の協力 医療機関
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
四種混合 ※1	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者、11歳～13歳未満(追加:二種混合)	
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者(標準として生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間で接種)	
麻しん・風しん	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校入学前の一年間	
日本脳炎 ※2	1期 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2期 9歳～13歳未満の者	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	
水痘 (水ぼうそう)	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	
子宮頸がん (ヒトパピローマウイルス感染症)	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	
インフルエンザ	65歳以上の者及び60～64歳で一定の障害を有する者 ※3	
高齢者肺炎球菌	65歳の者及び60～64歳で一定の障害を有する者 ※3 ※平成30年度までの間は、各該当年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者を対象	

※1 四種混合はジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオの4種類のワクチンが入った予防接種。

※2 日本脳炎の予防接種は、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期接種ができます。また、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで、1期が終了されていない方は9歳以上13歳未満まで1期の残りの回数と2期の接種をすることができます。

※3 満60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人(身体障害者手帳1級相当)

【任意接種】

予防接種法に基づかない予防接種で、本人または保護者の希望により接種するものです。

種 類	対 象	接 種 場 所
小児のインフルエンザ	1歳から中学3年生相当の年齢の者	市内の協力医療機関
高齢者肺炎球菌	満70歳以上	
大人の風しん	風しん抗体検査を受けた検査結果が陰性であり、以下のいずれかに該当する者 ①妊娠を希望している昭和43年4月2日から平成7年4月1日生まれの女性とその夫 ②現在妊娠している女性の夫	

献 血

医学が進歩した現在においても、輸血用血液を人工的につくることはできません。

献血は、病気や怪我などで輸血を必要としている方に、血液を無償で提供するボランティアです。

《献血のできる人》

200ml 献血は16歳から、400ml 献血は男性17歳から、女性18歳からできます。

(65歳以上の人は、60～64歳で献血経験のある人)

《定期献血》

と き 毎月第4金曜日

10:00 ～ 11:30

12:30 ～ 15:30

場 所 市役所1階市民ホール

※ 現在は400ml 献血のみの受付となっています。

※ 採血した血液で、生化学検査、血球計数検査(献血者全員)を実施し、本人に通知があります。

市民の献血状況（延べ人数）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人 数	3,782 人	3,873 人	3,572 人	3,417 人	3,475 人

母子保健対策事業

◎ 乳幼児健康診査

乳幼児の心身の発育・発達状態の診察、育児相談等を実施しています。（無料）

健 診	対 象	場 所	通 知 方 法 等
乳児健康診査	4 か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
	6～7 か月になる月	県内協力医療機関	親子（母子）健康手帳の無料券を利用して個人で随時受診
	9～10 か月になる月		
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 7 か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
3 歳 児健康診査	3 歳 1 か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり

乳幼児健康診査受診率

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
乳 児健康診査	98.8%	97.1%	96.4%	98.1%	97.5%
1 歳 6 か月児健康診査	99.3%	98.4%	96.7%	97.6%	96.7%
3 歳児健康診査	96.6%	96.6%	95.9%	99.1%	98.4%

◎ 妊婦医療機関健診

妊娠中は、健康管理のため定期的に健診を受ける必要があります。

妊婦一般健診（妊娠中受診券 14 枚）

妊婦歯科検診（偶数月 第 3 木曜日 津山歯科医療センター 要予約）

◎ 乳幼児・妊産婦相談

○場 所 津山すこやか・こどもセンター

と き 毎週月曜日 10 時～11 時 30 分

○場 所 加茂児童館（グリム児童館）

と き 偶数月第 2 水曜日 11 時 30 分～12 時

奇数月第 2 金曜日 11 時 30 分～12 時

○場 所 勝北保健福祉センター

と き	原則毎月第4火曜日 10時～11時30分
○場 所	久米保健センター
と き	毎月第1火曜日 10時～11時30分
内 容	身長・体重測定、検尿、離乳食指導、予防接種説明、その他育児に関することや妊娠中の相談など。

※ 地域の公民館、公会堂でも実施しています。(随時)

※ 行事等に変更する場合があります。

◎ 乳幼児電話相談

育児に関することを気軽に相談できます。

保健師・栄養士が相談に答えます。

TEL. 32-2069 (平日8時30分～17時15分)

◎ 妊娠届出

お母さんとお子さんの健康を守るため、妊娠された方に、届け出により親子(母子)健康手帳を交付します。健康記録として診察や保健指導の記録に、また、健康状態、健診結果などの覚え書として利用します。

* 各支所、出張所でも親子(母子)健康手帳の交付を行っています。

◎ 訪問指導

新生児、ハイリスク妊産婦、ハイリスク乳児等に対して、保健師等が訪問します。

◎ 妊婦学級(妊婦ほんぽこ学級)

妊娠中に気をつけたいことや育児についてなど、みんなで楽しく学習します。

年4回実施(1クール3回コース)。

会場は1回目、男女共同参画センターさん・さん(アルネ津山5階)、2・3回目、津山すこやか・こどもセンター。

申し込みが必要になります。費用負担は1回目のみ調理実習材料代500円。

◎ 離乳食教室

7～11か月ごろの離乳食の調理方法と進め方を勉強します(申し込みが必要)。

会 場 津山すこやか・こどもセンター 年10回

◎ 子育て世代包括支援センター(妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口)

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援をします。母子保健コーディネーター(保健師等)が、妊娠や出産、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、出産・育児に向けて安心して過ごせるようにサポートします。

健康増進法関係事業

平成18年の医療制度改革で老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

平成19年度末に老人保健法が廃止され、特定健康診査、特定保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法に基づく事業として引き続き実施することとされました。

平成10年度から市町村の独自事業として実施してきたがん検診は、平成20年度から健康増進法に基づく健康増進事業に位置付けられました。

◎ 健康教育

生活習慣病予防・転倒予防・認知症予防のことなど、健康に関する正しい知識を広めるために、津山すこやか・こどもセンター、公民館などで講話を実施します。また、出前健康づくり講座として、町内会やグループを対象に保健師、栄養士、作業療法士などを派遣します。

◎ 健康相談

と き	毎週月曜日 10時～11時30分
場 所	津山すこやか・こどもセンター
内 容	血圧測定、尿検査、身体測定、体脂肪測定、その他健康に関する相談

◎ 健康診査

津山市国民健康保険特定健診は、国民健康保険の事業ですが、健診実施については健康増進課が保険年金課と共同で所管しています。

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健診を行い、早期介入し、重症化の予防を行うための健診です。

高齢者健診については、高齢者の健康的な生活の確保・介護予防の視点から、糖尿病等の生活習慣病等の早期発見を目的とする健診です。

がん検診等は、がんの早期発見・早期治療を目的として実施しています。

(医療機関での健(検)診) (集団検診も実施しています(別料金))

検診名	対 象 者 ・ 内 容	実施場所・期間	料 金	
			69歳以下	70歳以上
津山市国保 特定健診	津山市国保被保険者で年度内に40～74歳になる者 ☆問診・身体測定・診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質、肝機能、血糖、クレアチニン、尿酸、貧血)・心電図	津山市、苫田郡、勝田郡、美作市の医療機関 6月～1月	津山市国保被保険者 1,000円	津山市国保被保険者 500円
津山市健康 診査	津山市に住民票があり、年度内に75歳になる者	市内の医療機関 6月～1月	—	500円
	津山市に住民票がある生活保護受給者	市内の医療機関 6月～1月	無料	無料
	☆問診・身体測定・診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質、肝機能、血糖、クレアチニン、尿酸、貧血)・心電図			
津山市高齢 者健康診査	津山市に住民票があり、年度内に76歳以上になる者 ☆問診・身体測定・診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質、肝機能、血糖、クレアチニン、尿酸、貧血)	市内の医療機関 6月～1月	—	500円
胃がん検診	40歳以上 胃部エックス線検査(バリウム) ただし、40～49歳の者も医師が胃部エックス線検査が困難と判断した場合に限り、内視鏡検査受診可能	市内の医療機関 6月～1月	3,700円	1,300円
	50歳以上の偶数年齢 胃内視鏡検査	市内の医療機関 6月～1月	4,500円	1,500円
結核・ 肺がん検診	結核：65歳以上 肺がん：40歳以上	市内の医療機関 6月～1月	1,100円	400円
大腸がん 検診(便潜 血検査)	40歳以上	市内の医療機関 6月～1月	1,400円	500円

子宮頸がん検診	20歳以上の女性	市内の産婦人科医療機関及び検診機関 6月～1月	1,900円	600円
乳がん検診	40歳以上の女性 ★視触診(偶数年齢)	市内の実施医療機関 6月～1月	900円	300円
	40歳以上の女性 ★視触診とマンモグラフィ併用検診(奇数年齢)	市内の実施医療機関 6月～1月	2,400円	800円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の方で、肝炎ウイルス検診を受けたことがない者	市内の実施医療機関 6月～1月	B・C1,100円 C 1,000円 B 600円	500円 400円 300円
前立腺がん検診	50～69歳の男性	市内の実施医療機関 6月～1月	700円	—

- ・ がん検診の対象者欄年齢は、平成31年4月1日時点での年齢です。
- ・ 津山市広報で健（検）診の啓発をします。
- ・ がん検診等の料金は、生活保護世帯（要申請）、県市民税非課税世帯（要申請）は無料になります。
- ・ 医療機関や集団健（検）診を受診する場合は予約が必要です。

健康診査受診率

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
津山市健康診査	11.9%	12.9%	10.5%	10.8%	15.3%
胃がん検診	13.3%	12.8%	12.8%	12.8%	4.8%
子宮頸がん検診	14.2% (18.1%)	15.3% (19.3%)	12.3% (16.1%)	12.6% (15.6%)	6.7% (9.8%)
乳がん検診	16.8%	17.4%	15.8%	16.1%	7.4%
肺がん検診	23.8%	23.9%	25.1%	24.8%	11.8%
大腸がん検診	22.4%	22.9%	24.1%	22.1%	10.1%

※ 子宮頸がん検診（ ）は妊婦健診時の子宮頸がん検診受診者数を加えた割合(平成30年4月1日時点)がん検診の対象者数は平成29年度から全住民が対象となりました。

◎ 訪問指導

健診の要指導者等（健診後のフォローアップ対象者、健康相談を受けた者を含む）や介護予防の観点から支援が必要な者、及び介護に携わる家族を中心に、保健師等が実施しています。

精神保健福祉関係事業

精神障害者の福祉サービスは、障害福祉課が対応し、継続支援が必要な人の相談・支援を健康増進課で対応しています。

事業名	事業内容
患者会・家族会 (しろつめ草の会)	出かける場所の提供と、仲間づくり・情報交換・ピアカウンセリングの場として、茶話会等を実施しています。
相談	随時、電話・窓口等で受け付けています。
家庭訪問	支援が必要な人及び家族等を対象として実施しています。

年度区分	年	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	保健師の 訪問・相談状況	実人員	261 人	394 人	232 人	214 人
	相談	157 人 (延べ 881 人)	309 人 (延べ 945 人)	169 人 (延べ 995 人)	127 人 (延べ 1,204 人)	114 人 (延べ 499 人)
	訪問	215 人 (延べ 631 人)	179 人 (延べ 601 人)	163 人 (延べ 583 人)	179 人 (延べ 646 人)	107 人 (延べ 346 人)

健康づくり推進事業

市民が生涯を通じて、健康で生きがいのある生活を実現することを目的に、市民の健康づくりや要援護者・家庭の地域援護ネットワーク活動の総合的かつ効率的な推進を図るため、「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」（平成 5 年度）を設置し、その地域組織として市内 4 4 連合町内会支部ごとに「市民の健康と福祉のまちづくり支部推進会議」を組織化しています。単位町内会ごとに設置された支部推進会議を町内会役員、民生・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ役員などで構成し、支部推進会議活動、健康づくり活動、子育て支援活動、食育活動、高齢者あんしん活動などの事業を行っています。

また、生活習慣病やがんを予防し、寝たきりや認知症など介護の必要な状態にならないよう健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るための健康づくりを推進するために平成 15 年 3 月に策定した「健康つやま 2 1」計画を「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」と連携し事業推進に努めています。平成 25 年 3 月には「第 2 次健康つやま 2 1」を策定し、引き続き「すべての市民が共に支え合い、健やかで幸せに暮らせる津山」を目指して健康づくりを推進します。

食育推進事業

食育基本法第18条第1項、津山市食育推進会議条例に基づき、平成19年12月に「津山市食育推進計画」を策定し、食育を推進しています。平成25年3月には「第2次津山市食育推進計画」を策定し、今後も引き続き「健康で心豊かな生活が送れるしあわせな市（まち）」を目指して、家庭を中心として地域、教育現場（保育所、幼稚園、学校）、生産者・食品関連事業者等さまざまな分野において総合的に食育を推進し、また行政の各部署が横断的な連携を図りながら、関係機関・団体との協働で津山らしさを生かした食育を推進します。

計画の中には市民がわかりやすく親しみを持って食育に取り組めるように「食育指針つやま」を定め、具体的な数値目標を掲げています。

事業名	回数	延べ人員
津山市食育推進会議	2	30
津山市食育推進チーム会議	2	20
津山市食育推進本部事務局会議	2	22
食育推進イベント	8	881

(平成29年度 食育推進事業)

愛育委員・栄養委員

◎愛育委員

愛育委員活動は、戦後の劣悪な生活環境により、乳児や妊産婦の死亡率が高い状況の中、「赤ちゃんをなんとか守らなければ」という地域の女性たちによる強い思いから、地域と密着した母子保健活動を推進することを目指し、始まりました。津山市では昭和31年の佐良山地区に始まり、昭和35年4月には全25地区315名で津山市愛育委員協議会が発足しました。昭和37年には岡山県愛育委員連合会に加盟し、津山市愛育委員連合会と改称しました。平成17年2月には市町村合併に伴い、26支部から44支部となっています。

時代の変遷とともに乳幼児訪問の母子保健活動をはじめ、一人暮らし高齢者に対する声かけ訪問、生活習慣病予防、感染症予防など活動分野も広がっています。これらの活動を通じて、豊かさが実感できる健康で明るい社会を築くとともに、地域に住むすべての人々の健康づくりへの支援を行うボランティアとして、きめ細かな活動をしています。

◎栄養委員

戦後の食糧不足が続く中、栄養失調等も多く、地域の女性たちの「生きるための栄養改善運動」が自然発生的に開始され、津山市においても組織化の気運が高まり、昭和37年7月、津山市栄養改善協議会が誕生しました。(婦人会が母体で、全市的ではありません)

た。) 昭和 53 年 4 月には、旧津山市栄養改善協議会を発展的に解消し、全市 25 地区 513 名の委員が選出され、津山市栄養改善協議会として新たに発足しました。愛育委員とは兼務であり、平成 17 年 2 月の市町村合併により、26 支部から 44 支部になっています。

社会環境やライフスタイルの変化により、多様化する健康や食に関する課題に対応するため、健全な食生活の実践、健康寿命の延伸、食文化の継承などを目指し、生涯を通じた健康づくり・食育を推進しています。「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、行政機関や団体等と連携・協力しながら地域に密着した活動を行っています。

平成 30 年度津山市愛育委員連合会及び津山市栄養改善協議会

《スローガン》

「第 2 次健康おかやま 2 1」「健やか親子 2 1 (第 2 次)」「第 2 次健康つやま 2 1」「第 2 次津山市食育推進計画」を推進しましょう。

地域で抱きしめる子育てを愛言葉で活動しましょう。

《重点目標》

- ① 母と子の健康づくりのための支援をしましょう。
- ② メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を中心とした生活習慣病予防の推進をしましょう。
- ③ 女性のがん予防の推進をしましょう。
- ④ 正しい食生活の普及啓発と食育の推進に努めましょう。
- ⑤ 生涯自分の歯で食べる 8020 運動の推進をしましょう。
- ⑥ みんなの健康を守るため、禁煙の輪を広げましょう。
- ⑦ 地域全体で健康づくりに取り組みましょう。
- ⑧ 心の健康づくりの推進をしましょう。

津山市愛育委員連合会・津山市栄養改善協議会の委員数

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人 員	1,086 名	1,050 名	1,054 名	1,052 名	1,008 名

※ 委員は、町内会から選出された健康づくりボランティアで、任期は 2 年

地域療育推進事業（療育センター）

児童発達支援事業所「てけてけ」

目 的 心身に障害やその疑いのある幼児に対し、基本的な生活動作の習得と、集団生活への適応を目指して、児の身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じた適切な指導及び訓練を行うことです。

対 象 児 津山市内に在住している就学前の幼児（障害福祉サービスにかかる通所給付費の支給決定を受けていることが必要）。

利用負担額 厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の1割で、利用者負担額上限額内。

内 容

グループ療育

毎週1回1時間程度

集団への参加、適応を目的とし対人社会性の向上を目指す。

- 物や人への興味を拡大していく。
- 遊びの経験を通しルールや他者とのかかわり方を学ぶ。
- 体の使い方、動かし方を学ぶ。
- 道具の扱い方、作る楽しさを学ぶ。

個別療育

各専門スタッフが幼児の状態に応じた練習のなかで発達を促す。

- 心理療法（臨床心理士・保育士）** … 月1～2回各40分
遊びや教材を通じて、興味の拡大や対人関係の改善など社会性の発達、ソーシャルスキル、認知的な側面についての発達を促す。
- 言語療法（言語聴覚士）** 月1回40分
話ことば、ジェスチャー、文字、コミュニケーション全般の発達を促す。
- 作業療法（作業療法士）** 月1回40分
日常生活に必要な様々な動作が円滑に行えるよう運動や遊びを通じて働きかける。

療育検診

療育を受けている幼児を対象に行う定期検診。

- 医師（旭川児童院）による診察とスタッフによる発達検査。
- 診断を行い、今後の療育の方向性を検討する。

《年度別療育利用状況》

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療育相談	138件	132件	104件	79件	83件
児童発達支援 月毎件数合計	972人	1,017人	994人	921人	782人
児童発達支援 延べ件数合計	2,541人	2,364人	2,416人	2,292人	1,845人

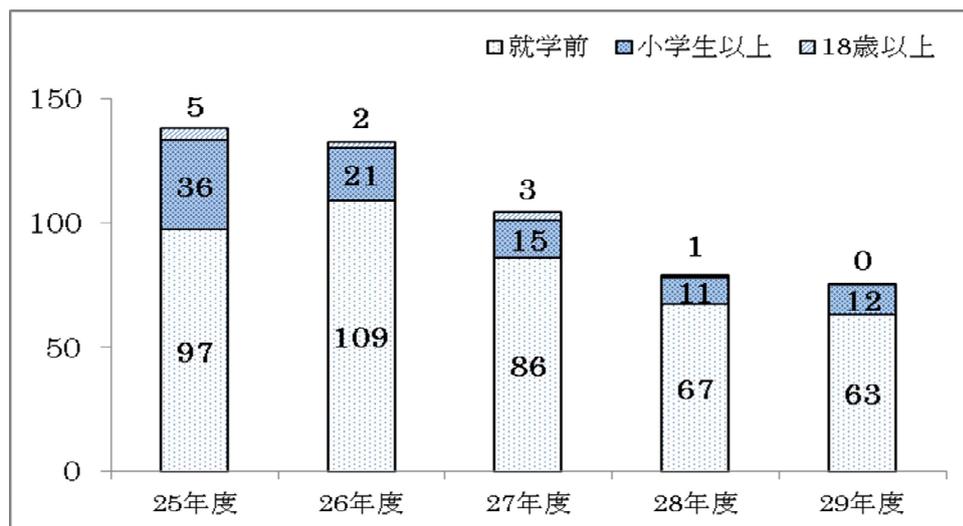
*延べ件数に欠席時対応加算含まない。

療育相談

療育についての総合的な相談対応。

- 相談は原則 18 歳以下の児童等。
- 幼児、児童の発達についての不安や悩みへの相談、療育情報の提供を行う。
- 保育士、幼稚園教諭、学校教諭等への療育相談、技術提供・指導を行う。

《利用状況》



	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就学前	97 件	109 件	86 件	67 件	63 件
小学生以上	36 件	21 件	15 件	11 件	12 件
18 歳以上	5 件	2 件	3 件	1 件	0 件
合計	138 件	132 件	104 件	79 件	75 件

巡回相談

目的

就学前、就学後を通じ、子どもたちが過ごしている園や学校で日常の様子を見ながら対象児の特性に応じた対応方法を共有するため、現場に出向いて相談支援を行います。対象児に関わる担任のみならず、園・学校全体での理解と支援技術の向上を図ります。

巡回相談場所	回数 (校数・園数)	人数 (延べ)
幼稚園	1 回 (1 園)	15 人
保育所 (園)	7 回 (6 園)	40 人

療育研修会

目 的

障害のある子どもたちに合った適切な支援は、より良い育ちや自立した生活を送ること、豊かな将来につながる大切なものです。また、生まれ育った地域で安心して暮らしていくためには、障害児とその家族を地域全体で支える意識の醸成やシステム構築が欠かせません。そのため、津山地域自立支援協議会の活動として、様々な視点から研修テーマを設定し、適切な支援につながる理解を深め、障害児の健やかな育ちを支援することを目的に研修会を開催します。

《内 容》

子どもたちのより良い育ちを支えるためには、まず保護者自身が安心して相談できる、現状を共有できる場が必要と考え、保護者同士の交流や意見交換をすることを目的に取り組みます。

実施時期	対象	内容	参加者数
29.7.5	保護者・ 支援者	◆地域ネットカフェ〔夜バージョン〕 テーマ；ちょっと先のことを考えてみよう！ ①福祉サービスの仕組みについて ②誕生寺支援学校のようなす（ビデオ紹介等） 講話後、3グループで話し合い	保護者 17人 託児 0人 支援関係者 13人
29.9.19	保護者	◆ペアレント・プログラム（講演） お母さんのストレス対処について ～ワールドカフェ形式で	保護者 14人 託児 1人 支援関係者 10人
29.10.25	保護者	◆ペアレント・プログラム① 自分自身を振り返ってみよう 良いところ、努力しているところ、困った ところの視点で	保護者 4人 託児 1人 支援関係者 10人
29.11.7	保護者	◆ペアレント・プログラム② 子どもを振り返ってみよう 良いところ、努力しているところ、困った ところの視点で	保護者 4人 託児 4人 支援関係者 11人
30.2.6	保護者・ 支援者	◆地域ネットカフェ テーマ；先輩ママの話を聞こう！ 子育て経験者の選択、家族の関わり方、 サービス利用等について聞く 講話後、2グループで話し合い	保護者 8人 託児 3人 発表者 3人 支援関係者 13人

津山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とあります。民間福祉団体である社会福祉協議会は、地域の中で福祉を目的とする活動を住民の皆さんを中心としたネットワークを築く中で展開し、それぞれの地域の特性を活かしたぬくもりのある福祉のまちづくりをすすめております。

高齢者・障害者・子育て支援、地域住民のふれあい活動や福祉サービス事業など、津山市社会福祉協議会の事業を以下の柱を基本計画としすすめてきました。

◎基本計画

1. 福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開
2. 住民・団体の自主的参加活動の促進
3. 福祉の教育、福祉コミュニティづくり
4. 支援を必要とする方への地域福祉活動
5. 福祉支援の体制づくり
6. 介護保険法、障害者自立支援法による指定事業
7. 社会福祉協議会の充実強化

□ 福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開

- ・ 広報紙の発行・・・・・・・・・・年4回 全戸配布
- ・ 福祉調査活動の実施
- ・ 情報パンフレットの作製
- ・ 福祉総合相談センター事業・・・・（本所）福祉総合相談 毎月第2水曜日
（加茂）心配ごと相談 毎月第3水曜日
（勝北）心配ごと相談 毎月第3木曜日
（久米）心配ごと相談 毎月20日
- ・ 福祉台帳の整備・・・・・・・・・・高齢者緊急連絡先表
- ・ 社会福祉大会の開催・・・・年1回（秋）開催
- ・ ホームページの開設

□ 住民・団体の自主的参加活動の促進

- ・ ボランティア講座の開催・・・・・・技能講座（手話・点字・朗読・要約筆記）
メンタルサポーター養成講座
その他のボランティア講座
- ・ ボランティアグループの育成援助・・・・24サークル
- ・ ボランティア保険加入助成・・・・・・313名分
- ・ ボランティア活動の需給調整・・・・相談件数98件（高齢者23件・障害者33件・
子ども11件・その他31件）
- ・ 当事者組織の育成援助・・・・・・津山市介護者の会
津山市認知症の人と家族の会
一人暮らし老人の会「すみれ会」
- ・ 高齢者、障害者の社会参加活動の促進・・生活支援サポーター事業 利用回数49回
- ・ 大学・NPO団体との連携
- ・ おもちゃ図書館の開設・・・・・・・・・・毎月第1日曜日、第3土曜日

□ 福祉の教育、福祉コミュニティづくり

- ・ 津山流住民主体の小地域ケアシステム構築事業
- ・ 住民主体の地域福祉活動助成事業
- ・ 市民の健康と福祉のまちづくり推進会議との連携
- ・ 緊急連絡カードの設置
- ・ 地域の福祉を考えるつどい・・・・・・・・・・・・・ 随時
- ・ 地域リーダー福社会議
- ・ 福祉教育推進校の指定・・・・・・・・・・・・・ 19校
- ・ 出前福祉体験教室・・・・・・・・・・・・・ 延べ60校、2,245名
- ・ 夏のボランティア体験事業の実施・・・・・・・・・・・・・ 57箇所、709名
- 支援を必要とする方への地域福祉活動
 - ・ 介護用具の貸し出し・・・・・・・・・・・・・ 540件
 - ・ 高齢者の料理教室の開催・・・・・・・・・・・・・ 5回
 - ・ さわやかテレホンサービス・・・・・・・・・・・・・ 毎週月・火曜日
 - ・ 介護者リフレッシュ事業・・・・・・・・・・・・・ 3回
 - ・ 障害児体験教室・・・・・・・・・・・・・ 5日間
 - ・ おめでとう訪問事業・・・・・・・・・・・・・ 555件
 - ・ 子育て器具の貸し出し事業・・・・・・・・・・・・・ 740件
 - ・ 親子クラブへの支援・・・・・・・・・・・・・ 14クラブ
 - ・ 権利擁護センター・・・・・・・・・・・・・ 相談件数132件、対応実績589件
- (市受託事業)
 - ・ 妊産婦ケア事業・・・・・・・・・・・・・ 利用者延4名
 - ・ 地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・ 相談件数11,479件
 プラン作成延件数10,673件
 (包括8,105件、委託2,568件)
 - ・ 福祉バスの運行・・・・・・・・・・・・・ 利用者延1,774名
 - ・ 親子ひろば すくすくの開設・・・・・・・・・・・・・ 利用者延13,669名
 - ・ 介護用品支給事業(紙おむつ等)・・・・・・・・・・・・・ 利用者延188名
 - ・ 生活支援コーディネーター
- (県社協受託事業)
 - ・ 日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・・・・ 契約件数49件
 - ・ 生活福祉資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・ 貸付件数1件
 - ・ 歳末たすけあい運動・・・・・・・・・・・・・ 募金額4,529,908円
- 介護保険事業
 - ・ 介護プラン作成センターの経営・・・・・・・・・・・・・ 利用者延1,490名
 - ・ 訪問介護サービスセンターの経営・・・・・・・・・・・・・ 利用者延1,339名
 - ・ 訪問入浴サービスセンターの経営・・・・・・・・・・・・・ 利用者延1,551名
 - ・ デイサービスセンターの経営・・・・・・・・・・・・・ 利用者延1,836名
- 障害者自立支援事業
 - ・ 訪問介護サービスセンターの経営・・・・・・・・・・・・・ 利用者延115名
- 社会福祉協議会の充実強化
 - ・ 自主財源の確保
 - ・ 広報活動の強化
 - ・ 施設の管理運営

(津山市総合福祉会館・津山老人福祉センター・加茂町福祉センター・阿波保健福祉センター・勝北高齢者共同作業所)

社会福祉施設等一覧表

平成30年4月1日現在

種別	社会福祉施設・事業所	所在地	運営主体	認可年月日	定員	電話
救護施設	津山広済寮	小田中1412	(福)広済会	S32.11.21	80	22-2606
	三楽園	一方218-1	(福)江原恵明会	H9.4.1	30	22-7347
授産施設	友楽荘	一方216-4	(福)江原恵明会	S60.4.8	30	23-8333
施設入所支援・生活介護	障害者支援施設あすなろ園	西下1003-1	(福)慈風会	H23.4.1	入所生活 80 95	36-3606
	障害者支援施設ココロみのり	二宮999	(福)津山みのり学園	H21.4.1	入所生活 80 80	28-0522
	障がい者支援施設みすず荘	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H23.1.1	入所生活 50 55	26-3118
	障害者支援施設ライフみのり	二宮999	(福)津山みのり学園	H21.4.1	入所生活 30 60	28-0522
	津山ひかり学園ひかりの杜	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H19.4.1	入所生活 60 60	26-1091
生活介護	津山市障害者福祉センター 神南備園	大谷600	<指定管理> (福)千寿福祉会	H27.4.1	生活 20	24-9402
生活介護・就労継続支援B型 就労継続支援A型	どんぐり工房	下高倉西1823-1	(NPO)どんぐりコロコロ	H21.4.1	生活 10 就労B10	29-0012
	ウィズユース	東一宮651-3	(NPO)児島地区 障害者地域活動センター	H25.11.1	20	35-3511
	社会就労センター ワークスみのり	二宮999-10	(福)津山みのり学園	H23.4.1	20	28-2515
	青空ワークス	国分寺988-1	(福)鶯園	H29.4.1	10	20-1477
就労継続支援A・B型	津山ひかり学園ひかりの丘	川崎1566-1	(福)津山社会福祉事業会	A:H27.4.1 B:H19.4.1	就労A10 就労B40	26-7525
	トラストワークス	二宮646	(NPO)トラストワークス	A:H29.5.1 B:H19.4.1	就労A10 就労B30	28-1717
就労継続支援B型	ウィッシュランド	新野東557-2	(NPO)もっこくらぶ	H23.4.1	30	36-7116
	きぼう作業所	久米川南3083	(NPO)きぼう福祉会	H24.4.1	20	57-9754
	社会就労センター さくらワークヒルズ	勝部563	(福)共栄会	H18.10.1	24	31-3221
	社会就労センター セルプ弥生	勝部609-1	(福)共栄会	H23.4.1	20	24-1588
	就労継続支援作業所ウィズ	田町115	(社医)高見徳風会	H25.10.1	40	22-3192
	就労継続支援B型事業所 ホイ	瓜生原322	(福)千寿福祉会	H22.4.1	20	26-3118
	就労継続支援B型 ワークショップ津山	東新町6	(福)愛徳福祉会	H23.4.1	20	22-4325
	就労支援センター きんかえも	小田中676-1	(NPO)じゃがいもの木	H19.10.1	30	24-2745
	障害福祉サービス事業所 セルプみのり	二宮999	(福)津山みのり学園	H23.4.1	20	28-0522
	自立支援センター であい工房母恵夢	院庄910	(NPO)希福祉会	H20.4.1	40	28-3251
	津山しらうめの会 共同作業所	椿高下99-1	(NPO)津山しらうめの会	H24.4.1	20	24-9012
	ふれんど久米	中北下1300	(NPO)ふれんど久米	H24.4.1	20	57-7768
	輪輪かけはし	加茂町小中原143	(NPO)かも・かけはし	H23.4.1	12	42-3004
	ワーキングメイト	上河原210-2-3	(NPO)灯心会	H23.5.1	20	22-0880
	フォレック	下高倉西1861-5	(NPO)クローバー	H24.9.1	20	29-3666
	スキダマリンク	林田29-22	(一社)スキダマリンク	H29.5.1	20	35-0075
	共同生活援助	グループホーム じゃがいも畑	小田中676-1	(NPO)じゃがいもの木	H19.9.1	25
グループホーム母恵夢		院庄910	(NPO)希福祉会	H25.6.1	14	28-3251
サンコート		津山口309-2	(福)江原恵明会	H18.10.1	29	23-5355
指定共同生活援助事業所 姫山の里		瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H19.4.1	23	26-3118

種 別	社会福祉施設・事業所	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
共同生活援助	みのり共同生活事業所	二宮999	(福)津山みのり学園	H18.10.1	38	28-0522
	メゾンきさらぎ	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H27.2.1	55	26-1091
障害者地域活動支援センター	地域生活支援センター ネクスト津山	津山口308-5	(一財)江原積善会	H18.10.1	登録制	22-1177
養護老人ホーム	と き わ 園	井口100-1	<指定管理> (福)江原恵明会	S29.1.6	80	22-4973
	塩 手 荘	市場2151	勝田郡老人福祉施設組合	S48.7.2	60	36-4992
特別養護老人ホーム	鶯 園	瓜生原337-1	(福)鶯園	S48.7.30	110	26-0888
	高 寿 園	下高倉西1581-1	(福)津山福社会	S56.3.31	80	29-0115
	サンライフみのり	二宮999	(福)津山みのり学園	H7.6.1	90	28-1007
	日 本 原 荘	新野東1797	(福)日本原荘	S42.4.10	118	36-3838
	第 3 日 本 原 荘	新野東1798-1	(福)日本原荘	S59.6.1	50	36-3838
	緑 山 荘	加茂町小中原115	(福)加茂光陽会	S62.4.1	60	42-3662
	愛 和 荘	桑下1272-3	(福)愛和会	H7.6.2	80	57-9800
	の ど か	神戸262-2	(福)桜楽会	H26.6.1	60	28-8511
	ミ ・ カ サ	北町44-1	(福)江原恵明会	H26.12.1	60	23-3111
老人保健施設	弥 生 ケ 丘	沼683-1	(社医)高見徳風会	H元.4.26	97	24-5555
	ケアガーデン津山	河辺332-1	(医)蘭和会	H10.12.2	50	21-7711
	の ぞ み 苑	川崎1307	(医)東浩会	H5.12.13	50	26-8877
	津山ナーシングホーム	野介代1656-1	(福)日本原荘	H8.11.1	92	31-7111
	か も の 郷	加茂町中原61	(医)慈恵会	H30.4.1	50	42-3133
	おとなの学校 岡山校	日本原352	(社医)清風会	H2.4.2	35	36-3390
	サンホームつやま	田町27	(医)西下病院	H21.4.1	29	22-5104
軽費老人ホーム	イーエスガーデン	津山口307	(福)江原恵明会	H元.9.1	50	25-2000
	第 2 日 本 原 荘	新野東1798-1	(福)日本原荘	S56.4.1	50	36-3838
ケアハウス	サンシティうぐいす	国分寺988-1	(福)鶯園	H4.4.20	50	26-8100
	ケアハウス北辰	林田1664	(福)菜花の里	H12.4.1	50	31-2350
	ケアハウスオークパーク	一方216-3	(福)江原恵明会	H14.9.1	50	23-0989
	ケアハウス上河原	上河原344-1	(福)福愛会	H17.9.1	50	32-1150
有料老人ホーム	白 梅 寮	瓜生原535-2	(福)鶯園	S62.11.6	60	26-0888
	ユウユウハウス下横野	下横野2604-2	(株)ダンケ	H19.3.1	30	27-7500
	特 定 施 設 の ど か	神戸262-1	(有)のどか宅老所	H20.10.1	29	28-7474
	サンホームおおだ	大田83-5	(医)西下病院	H20.10.1	24	32-9150
	アーバンライフ二階町	二階町23-3	(一財)津山慈風会	H21.5.1	29	35-2000
	ユウユウハウス中島	中島179-1	(株)ゆうゆう	H22.3.1	30	28-7100
	土 居 の 里	下高倉西2370-1	(有)土居の里	H19.9.1	16	29-2734
	土居の里(2号棟)	下高倉西2364-1	(有)土居の里	H25.3.1	13	29-2374
	サン・オークス津山	紫保井1463-1	(株)両備ヘルシーケア	H23.5.1	48	20-1515
特 定 施 設 蓉 厚 苑	加茂町塔中105	(有)スピリッツ	H24.3.1	29	42-2125	

種 別	社会福祉施設・事業所	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
有料老人ホーム	咲 楽 苑	日本原199	(株)N a t u r a l	H24. 4. 1	18	36-7728
	ハートリンク津山口	津山口208-1	(株)ハートリンクケア	H29. 2. 1	19	35-0077
	スローリビング津山	二宮656-1	(株)サンブレラ	H29. 4. 1	25	35-2287
	勝 福	日上沖ケ原1675-5	(株)勝北	H28. 4. 1	11	29-1504
グループホーム (認知症対応型)	グループホームのどか	神戸262-1	(NPO)高齢者介護研究会 のどか宅老所	H13. 2. 1	9	28-7555
	グループホームほほえみ	下高倉西549-43	(有)ゼロズ	H12. 9. 1	18	29-0078
	グループホームうぐいす	瓜生原331	(福)鶯園	H13. 12. 1	18	21-8500
	グループホーム愛	桑下1227-2	(福)愛和会	H18. 10. 1	18	57-8002
	グループホーム生き生き館津山	大谷611-2	(福)生き生き館	H16. 4. 1	18	32-3101
	グループホーム久米	久米川南2551-1	(有)フロンティア	H17. 4. 1	18	57-7088
	グループホーム敬愛	東一宮22-10	(有)敬愛	H15. 12. 1	18	27-7761
	グループホーム国府の里	総社34-1	(福)総社保育園	H17. 9. 1	18	23-6650
	グループホーム作楽	神戸571-1	(財)共愛会	H29. 9. 1	18	28-7110
	グループホームさくらんぼ	日上1468-1	和楽路(有)	H17. 7. 1	18	26-8666
	グループホーム淳厚苑	加茂町塔中105	(有)スピリッツ	H15. 10. 27	9	42-3033
	グループホーム じーちゃん・ばーちゃんのお家	大谷295-1	(有)すえ広企画	H16. 7. 1	18	22-6588
	グループホーム杉宮	杉宮820-1	(福)加茂光陽会	H18. 2. 1	18	29-7811
	グループホーム総社	総社309	(福)総社保育園	H15. 9. 13	18	22-2888
	グループホームねむの樹	高野本郷1691-3	(有)ソウルメイト岡山	H16. 7. 1	18	26-3453
	グループホームのどか	下高倉西544-1	(有)のどか宅老所	H16. 8. 1	18	29-7787
	グループホーム日だまりハウス	桑下1312-1	(有)翔和	H16. 3. 1	9	57-3020
	グループホーム日だまりハウス別館	桑下1316-1	(有)翔和	H17. 6. 1	9	57-3020
	グループホームみすず	瓜生原326-1	(福)千寿福社会	H18. 10. 1	18	26-7370
	グループホーム津山	小田中138-1	(福)鶯園	H19. 6. 1	18	22-3988
福祉センター	加茂福祉センター	加茂町小中原143	(福)津山市社会福祉協議会	—	—	42-3311
	阿波福祉センター	阿波1198	(福)津山市社会福祉協議会	—	—	46-2016
	勝北福祉センター	新野東567	(福)津山市社会福祉協議会	—	—	36-6969
	久米福祉センター	中北下1300	(福)津山市社会福祉協議会	—	—	57-8133
老人福祉センター	津山老人福祉センター	皿867	(福)津山市社会福祉協議会	S47. 4. 26	—	28-1781
老人福祉施設	ふれあいサロン	南新座34	<指定管理> NPOワーカーズコープ	H元. 7. 1	—	24-3600
	高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」	加茂町小中原143	<指定管理> (一財)津山市都市整備公社	—	—	42-7330
	阿波保健福祉センター(浴室棟)	阿波1198	<指定管理> (一財)あばグリーン公社	—	—	46-7111
	久米高齢者生活福祉センター 「やすらぎの丘」	桑下1228-6	(福)愛和会(委託)	—	—	57-8760
その他老人福祉施設	老人福祉センター陶芸・木彫の家	皿870-3	津山市	S59. 4. 2	—	28-1781
	津山市シルバー人材センター	山北638-1	(社団)津山市シルバー 人材センター	H元. 4. 1	—	23-5378
	勝北高齢者共同作業所	新野東1126-1	津山市	H3. 3. 30	—	36-5785
地域包括 支援センター	津山市地域包括支援センター	山北520	(福)津山市社会福祉協議会	—	—	23-1004

種 別	社会福祉施設・事業所	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	東 部 サ ブ セ ン タ ー	瓜生原331	〃	—		26-7822
	西 部 サ ブ セ ン タ ー	二宮999	〃	—		28-4135
	南 部 サ ブ セ ン タ ー	井口100-1	〃	—		31-1135
	北 部 サ ブ セ ン タ ー	山北520	〃	—		23-1004
	中 央 部 サ ブ セ ン タ ー	山北520	〃	—		23-1004
	加 茂 サ ブ セ ン タ ー	加茂町小中原143	〃	—		42-5135
	勝 北 サ ブ セ ン タ ー	新野東567	〃	—		36-6135
	久 米 サ ブ セ ン タ ー	中北下1300	〃	—		57-2135
児 童 養 護 施 設	わ か ば 園	二宮128	(福)わかば園	S24. 5. 10	70	28-0610
	立 正 青 葉 学 園	西寺町77	(宗)妙勝寺	S30. 4. 1	30	22-2317
	津 山 二 葉 園	林田1695-3	(福)菜花の里	H 1. 4. 1	50	24-1200
助 産 施 設	津 山 中 央 福 祉 産 院	川崎1756	(財)津山慈風会	S34. 5. 22	2	21-8111
幼 稚 園	西 幼 稚 園	小田中1364-1	津山市	S15. 4. 1	140	22-3624
	東 幼 稚 園	林田767-1	津山市	S28. 4. 1	210	22-2237
	河 辺 幼 稚 園	国分寺1122	津山市	S31. 4. 1	140	26-4003
	大 崎 幼 稚 園	金井11-10	津山市	S31. 4. 1	70	26-3899
	院 庄 幼 稚 園	院庄1041	津山市	S32. 4. 1	70	28-1364
	鶴 山 幼 稚 園	小田中184	津山市	S35. 4. 1	210	22-2352
	田 邑 幼 稚 園	上田邑11	津山市	H28. 4. 1から休園中		
	佐 良 山 幼 稚 園	皿672	津山市	S40. 4. 1	140	28-3169
	高 田 幼 稚 園	下横野1172-5	津山市	S43. 4. 1	70	27-1219
	清 泉 幼 稚 園	綾部393-1	津山市	S44. 4. 1	70	29-2741
	成 名 幼 稚 園	野村135-8	津山市	S45. 4. 1	70	29-2727
	二 宮 幼 稚 園	上田邑11	津山市	S46. 4. 1	70	28-0686
	加 茂 幼 稚 園	加茂町塔中147-1	津山市	S39. 4. 1	105	42-3036
	阿 波 幼 稚 園	阿波1788-1	津山市	H25. 4. 1から休園中		
	明 星 幼 稚 園	平福875-1	(学法)明星学園	S37. 12. 13	150	28-1093
	美 作 大 学 附 属 幼 稚 園	北園町75	(学法)美作学園	S42. 4. 1	205	22-7500
保 育 所	み ど り の 丘 保 育 所	大田831-4	津山市	S24. 8. 1	120	27-0300
	公 郷 保 育 所	加茂町公郷1565	津山市	S51. 3. 31	30	42-2939
	倭 文 保 育 所	里公文1754-1	(福)江原恵明会	S27. 4. 1	60	57-3021
	津 山 保 育 園	山下30-6	(福)津山社会福祉事業会	S23. 8. 1	150	22-3376
	作 陽 保 育 園	大谷412-9	(福)作陽保育園	S49. 10. 1	120	22-4446
	城 西 保 育 園	小田中1381-3	(福)津山社会福祉事業会	S41. 4. 1	120	22-2408
	城 北 保 育 園	上河原217-5	(福)城北保育園	S46. 5. 18	150	23-0353
	津 山 乳 児 保 育 園	小田中1380-6	(福)津山社会福祉事業会	S48. 4. 1	60	22-6942
	や よ い 保 育 園	勝部343-2	(福)やよい保育園	S49. 10. 1	170	23-0306

種 別	社会福祉施設・事業所	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
保 育 所	総 社 保 育 園	総社27-1	(福)総社保育園	S50. 5. 16	110	23-8233
	高 倉 ひ か り 保 育 園	下高倉西813-2	(福)高倉ひかり保育園	S51. 8. 25	120	29-0276
	田 邑 保 育 園	下田邑114-3	(福)田邑保育園	S51. 5. 7	70	28-2729
	K O K K O 保 育 園	津山口327	(福)江原恵明会	S52. 3. 31	90	24-1011
	高 野 第 二 保 育 園	高野山西553-1	(福)高野福祉会	S52. 11. 1	120	26-4368
	二 宮 保 育 園	二宮2170	(福)二宮福祉会	S53. 4. 1	90	28-3245
	広 野 保 育 園	田熊2169	(福)広野保育園	S52. 3. 31	90	29-0036
	林 田 保 育 園	川崎859-1	(福)林田福祉会	S54. 4. 1	90	26-2130
	大 崎 保 育 園	西吉田36-1	(福)大崎ゆりかご会	S55. 1. 1	90	26-4977
	国 分 寺 保 育 園	国分寺454-2	(福)河辺福祉会	S55. 4. 1	120	26-2032
	城 東 保 育 園	川崎732-3	(福)城東福祉会	S25. 10. 1	110	22-3977
	高 野 保 育 園	高野本郷1457-8	(福)高野福祉会	S29. 6. 30	180	26-1037
	福 岡 保 育 園	横山1232	(福)さつき会	S30. 4. 6	90	22-8053
	東 津 山 保 育 園	川崎170-1	(福)東津山愛育会	S37. 4. 1	90	26-2100
	田 町 保 育 園	田町29	(宗)日本キリスト教団津山教会	S24. 4. 10	60	22-5553
	加 茂 保 育 園	加茂町小中原41	(福)郁々会	H23. 11. 20	70	42-3027
	認定こども園 (幼保連携型)	勝北風の子こども園	新野東600-1	津山市	H28. 4. 1	200
幼保連携型認定こども園 しらゆり幼稚園		上河原153	(学法)しらゆり学園	H28. 3. 16	80	24-4711
認定こども園 (保育所型)	久 米 こ ど も 園	南方中1744-1	(福)江原恵明会	H29. 4. 1	140	57-2501
	院 庄 さ く ら こ ど も 園	院庄1039-1	(福)院庄さくらこども園	H29. 4. 1	90	28-2475
児 童 館	津 山 市 立 中 央 児 童 館	山北765	津山市	S53. 4. 1		22-2099
	津 山 市 立 南 児 童 館	横山26-2	津山市	H13. 5. 1		24-4400
	津 山 市 立 加 茂 児 童 館	加茂町中原97-1	津山市	S61. 4. 1		42-3168
	津 山 市 立 阿 波 児 童 館	阿波1782-1	津山市	H 7. 4. 1		46-2076
児 童 ク ラ ブ	東小ひまわり児童クラブ	山北740 (東小内)	運営委員会	S46. 7. 1		23-4277
	西小のびのび児童クラブ	小田中1360 (西小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		23-8804
	南小こぼと児童クラブ	昭和町2丁目73-1 (南小内)	運営委員会	S42. 9. 1		24-3449
	津山北小ひなづる児童クラブ	山北 2 3 8 (北小内)	運営委員会	H 6. 4. 1		23-9245
	林田たんぼぼ児童クラブ	川崎 8 4 2 - 3 (東松原第2会館内)	運営委員会	H 6. 4. 1		23-9367
	鶴山小学校ひよこ児童クラブ	志戸部188-1 (民家)	運営委員会	H 7. 4. 1		24-2812
	やよいなかよし児童クラブ	大田91-10 (民家)	運営委員会	H 6. 4. 1		35-3500
	向陽ひまわり児童クラブ	二宮608-1 (向陽小内)	運営委員会	H 8. 5. 1		28-8040
	さらっこ児童クラブ	皿675-3 (佐良山公民館内)	運営委員会	H 9. 4. 1		28-5558
	一宮小あおぞら児童クラブ	東一宮87-1 (一宮小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		27-2720
	高田小げんき児童クラブ	下横野1075 (高田小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		27-2671
	たかの児童クラブ	高野本郷1459-1 (民家)	(福)高野福祉会	H 6. 4. 1		26-1037
	河 辺 小 児 童 ク ラ ブ	国分寺505 (河辺小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		21-0211

種 別	社会福祉施設・事業所	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
児 童 ク ラ ブ	大 崎 児 童 ク ラ ブ	金井76 (大崎小内)	運営委員会	H 6. 4. 1		26-5102
	広 野 児 童 ク ラ ブ	田熊2169 (広野保育園内)	(福)広野保育園	H12. 4. 1		29-0036
	清 泉 児 童 ク ラ ブ	堀坂254-6 (民家)	(福)広野保育園	H27. 4. 1		29-7520
	地域児童健全育成施設わらべ	林田1695-3	(福)菜花の里	H13. 4. 1		31-1700
	成 名 児 童 ク ラ ブ	野村135-2 (成名小内)	運営委員会	H15. 4. 1		29-1811
	高倉わくわく児童クラブ	下高倉西12 (高倉小内)	運営委員会	H17. 4. 1		29-1118
	勝加茂放課後児童クラブ	中村125 (勝加茂小内)	運営委員会	H16. 7. 1		29-3467
	か も つ こ 児 童 ク ラ ブ	加茂町塔中80 (加茂小内)	運営委員会	H16. 4. 1		42-2553
	学 童 保 育 日 本 原 荘	新野東1787-17	(福)日本原荘	H15. 4. 1		36-3838
	放課後児童健全育成センター津山	山北471	(一財)神伝流津山游泳会	H18. 4. 1		32-0439
	久 米 児 童 ク ラ ブ	南方中1744-1 (久米こども園)	(福)江原恵明会	H29. 10. 1		35-0025
	秀実っ子いきいき児童クラブ	里公文1676-7 (松文ふれあい学習館内)	運営委員会	H19. 4. 1		57-3730
	さくらっ子児童クラブ	神戸322	運営委員会	H21. 4. 1		28-2250
	障害児入所支援・生活介護	津山ひかり学園ひかりの風	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H24. 4. 1	入所 54
障害児者日中一時支援事業所	ふ れ あ い の 丘 ゆ う あ い	紫保井904-5	(NPO)ふれあいの丘 ゆうあい	H11. 3. 13	30	22-5635
児 童 発 達 支 援	児 童 発 達 支 援 事 業 所 あ ゆ り	小田中1857-7	(福)津山みのり学園	H24. 4. 1	10	35-2122
	児 童 発 達 支 援 事 業 所 「てけてけ」	山北800	津山市	H24. 4. 1	20	32-2174
児 童 発 達 支 援 ・ 放 課 後 デ イ サ ー ビ ス	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー キ ッ ズ ミ の り	二宮918	(福)津山みのり学園	児H24. 4. 1 放H24. 4. 1	児 20 放 10	28-3413
	多 機 能 型 事 業 所 s o c i o	西吉田400-8	(福)大崎ゆりかご会	児H28. 5. 1 放H25. 6. 1	児 10 放 10	26-2477
	ラ ル ー チ ェ め ぐ み	川崎594-5	(福)津山社会福祉事業会	児H27. 3. 1 放H27. 3. 1	児 10 放 20	35-3708
	おひさま津山河辺事業所	河辺1707-11	(株)ミツバファクトリー	H30. 3. 1	児 10 放 10	35-3163
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス 事 業 所 L i e b e	総社58-7	(福)鶯園	H26. 4. 1	10	32-6488
	n e x t s o c i o	西吉田491-9	(福)大崎ゆりかご会	H30. 4. 1	10	32-8733
	おひさま津山事業所	沼450 B棟102号	(株)HUGHUG	H27. 7. 1	10	24-0889
	おひさま津山沼事業所	沼450 B棟101号・201号	(株)ミツバファクトリー	H28. 10. 1	10	24-9555
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス ポ ロ カ	東一宮31-13	(福)白樺会	H29. 1. 1	10	32-8080
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス ポ ロ カ 上 河 原 事 業 所	上河原527-1	(福)白樺会	H30. 4. 1	10	32-8330
	キ ッ ズ ゆ う ゆ う	野村315-6	(有)いちばん館	H29. 3. 1	10	29-2323
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス リ ヤ	神戸480-2 2階	(株)セラヴィ	H30. 4. 1	10	32-8577
会 館	津 山 市 福 岡 会 館	横山1232-1	津山市	S35. 4. 1		22-2828
	津 山 市 加 茂 中 原 会 館	加茂町中原87-1	津山市	S57. 4. 1		42-3224
	津 山 市 公 郷 会 館	加茂町公郷1604-7	津山市	S57. 4. 1		42-3269
	津 山 市 大 久 保 会 館	久米川南2902-1	津山市	S46. 4. 1		57-2351
	津 山 市 柳 会 館	南方中556-2	津山市	S56. 4. 1		57-2474

津山市の高齢者人口の推移

(4月1日現在)

年	総人口(人)	65歳以上 高齢者数(人)	65歳以上の 比率	65歳以上の寝たき り(人)
19	110,454	26,231	23.75%	1,101
20	109,718	26,398	24.06%	1,135
21	108,898	26,678	24.50%	1,146
22	108,139	26,973	24.94%	1,268
23	107,387	26,836	24.99%	1,341
24	106,628	27,268	25.57%	1,395
25	105,762	27,987	26.46%	1,452
26	104,958	28,788	27.43%	1,491
27	104,108	29,370	28.21%	1,507
28	103,150	29,790	28.88%	1,448
29	102,294	30,110	29.43%	1,482
30	101,598	30,232	29.76%	1,437

※65歳以上の寝たきり高齢者の人数は、3月31日現在の要介護4、要介護5の第1号被保険者数

平成30年度中に100歳を迎える人 44人

100歳以上の人(平成30年4月1日現在) 70人

津山市児童人口の推移

年 度	総 人 口 (4月1日現在)	18歳未満 の人口	18歳未満 の比率	出 生 数 (3月31日現在)	合計特殊出生率
7	89,329人	19,958人	22.34%	1,010人	1.72人
8	89,244人	18,268人	20.47%	1,000人	1.67人
9	89,613人	19,261人	21.49%	942人	1.53人
10	89,450人	18,812人	21.03%	961人	1.52人
11	89,672人	18,571人	20.71%	968人	1.53人
12	89,623人	18,288人	20.41%	954人	1.62人
13	89,988人	18,084人	20.10%	1,020人	1.71人
14	89,880人	17,847人	19.86%	974人	1.67人
15	89,864人	17,565人	19.55%	951人	1.56人
16	89,894人	17,380人	19.33%	915人	1.66人
17	111,149人	20,531人	18.47%	1,087人	1.57人
18	110,911人	20,173人	18.19%	1,040人	1.61人
19	110,454人	19,852人	17.97%	1,068人	1.59人
20	109,718人	19,539人	17.81%	1,026人	1.61人
21	108,898人	19,261人	17.69%	953人	1.56人
22	108,139人	18,947人	17.52%	979人	1.71人
23	107,387人	18,706人	17.42%	938人	1.62人
24	106,628人	18,409人	17.26%	935人	1.69人
25	105,762人	18,112人	17.13%	880人	1.62人
26	104,958人	18,805人	17.92%	850人	1.68人
27	104,108人	17,498人	16.81%	900人	1.68人
28	103,150人	17,265人	16.74%	863人	—
29	102,294人	16,934人	16.55%	800人	—

【資料】人口・出生数（平成20年度～）：市民課、合計特殊出生率：岡山県衛生統計年報

環境福祉部職員職種別一覧表（福祉関係）

平成30年4月1日現在

区分 職種	管理職					一般職								総計
	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	計	係長級	主任級	その他	計	嘱託職員	臨時職員	パート職員	計	
合計	1	3	2	10	15	13	24	22	59	36	3	6	45	119
事務職	1	2	2	9	13	11	22	20	53	11	3	6	20	86
保健師	-	1	-	1	2	1	2	2	5	-	-	-	-	7
看護師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
助産師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栄養士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調理員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
支援員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	5	5
介護員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作業療法士	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1
心理士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ピアカウンセラー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
母子相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家庭児童相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童厚生員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童クラブ指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
手話通訳者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
療育指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運転手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間監視員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間支援員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間介護員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト点検員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
レセプト並替業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護認定調査員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	13	13
生活指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コーディネーター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1

こども保健部職員職種別一覧表

平成30年4月1日現在

区分 職種	管 理 職					一 般 職				そ の 他				総 計
	部 長 級	次 長 級	課 長 級	課 長 補 佐 級	計	係 長 級	主 任 級	そ の 他	計	嘱 託 職 員	臨 時 職 員	パ ー ト 職 員	計	
合 計	1	3	8	14	26	30	33	36	99	50	43	6	99	224
事 務 職	1	2	4	6	13	6	7	4	17	3	6	-	9	39
保 健 師	-	1	3	3	7	3	8	8	19	1	-	-	1	27
看 護 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
栄 養 士	-	-	-	-	-	2	5	-	7	3	-	-	3	10
保 育 士	-	-	-	2	2	4	2	9	15	7	11	2	20	37
指 導 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2
調 理 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
幼 稚 園 教 諭	-	-	-	2	2	8	6	8	22	12	8	-	20	44
教 育 保 育 士	-	-	1	-	1	5	3	6	14	4	10	2	16	31
介 護 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作 業 療 法 士	-	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	2
心 理 士	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	2
ピアカウンセラー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
母子父子相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
児 童 相 談 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家庭児童相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
児 童 厚 生 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	2	11	11
通 級 指 導 員	-	-	-	-	-	2	-	-	2	3	-	-	3	5
児童クラブ指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
ファミリーサポートセンター コーディネータ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2
手 話 通 訳 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
療 育 指 導 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管 理 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 転 手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜 間 監 視 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜 間 介 護 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト点検員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト並替業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介 護 認 定 調 査 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生 活 指 導 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保 育 従 事 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
生 活 支 援 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	4

※こども保健部外の兼務職員を除く

津山市福祉関係機構図

平成30年4月1日現在

環境福祉部 (福祉関係)	
正規職員	74名 ※1
嘱託職員	36名
臨時職員	3名
パート職員	6名
計	119名

社会福祉事務所

生活福祉課	
正規職員	19名
嘱託職員	11名
臨時職員	0名
パート職員	6名
計	36名

社会援護係	
正規職員	5名
嘱託職員	5名
臨時職員	0名
パート職員	6名
※ 5会館	

保護係	
正規職員	11名
嘱託職員	1名

自立相談支援センター	
正規職員	2名
嘱託職員	5名

高齢介護課	
正規職員	24名
嘱託職員	15名
臨時職員	1名
計	40名

正規職員	24名
嘱託職員	15名
臨時職員	1名

障害福祉課	
正規職員	11名
嘱託職員	4名
計	15名

正規職員	11名
嘱託職員	4名

保険年金課	
正規職員	20名
嘱託職員	6名
臨時職員	2名
計	28名

国民健康保険係	
正規職員	13名
嘱託職員	3名
臨時職員	2名

高齢者医療係	
正規職員	4名
嘱託職員	1名

国民年金係	
正規職員	2名
嘱託職員	2名

※1 環境福祉部参与(社会福祉事務所長)を含む。

支所関係課

地域振興部

加茂支所 市民生活課	
正規職員	11名 ※2
嘱託職員	2名
再任用	1名

勝北支所 市民生活課	
正規職員	14名
嘱託職員	1名

久米支所 市民生活課	
正規職員	12名
嘱託職員	1名
臨時職員	1名

阿波出張所 地域振興課	
正規職員	5名
嘱託職員	2名

(事務職)

※ 会館

福岡会館	
嘱託職員	1名
パート職員	1名

加茂中原会館	
嘱託職員	1名
パート職員	1名

公郷会館	
嘱託職員	1名
パート職員	1名

大久保会館	
嘱託職員	1名
パート職員	1名

柳会館	
嘱託職員	1名
パート職員	2名

※2 各支所の支所長は含まない。

こども保健部

正規職員 125名
 嘱託職員 50名
 臨時職員 43名
 パート職員 6名
 計 224名

こども課

正規職員 86名
 嘱託職員 41名
 臨時職員 40名
 パート職員 6名
 計 173名

こども政策係

正規職員 10名
 嘱託職員 6名

児童館

中央児童館 正規職員 1名
 南児童館 嘱託職員 7名
 加茂児童館 臨時職員 2名
 阿波児童館 パート職員 2名

※

子育て支援係

正規職員 5名
 嘱託職員 3名
 臨時職員 1名

分室

嘱託職員 2名

幼児教育係

正規職員 8名
 臨時職員 1名

保育所

みどりの丘 正規職員 20名
 保育所 嘱託職員 7名
 公郷保育所 臨時職員 13名
 パート職員 2名

認定こども園

勝北風の子こども園 正規職員 18名
 嘱託職員 4名
 臨時職員 11名
 パート職員 2名

幼稚園

西幼稚園 正規職員 24名
 東幼稚園 嘱託職員 12名
 河辺幼稚園 臨時職員 12名
 大崎幼稚園
 院庄幼稚園
 鶴山幼稚園
 田邑幼稚園 (休園)
 佐良山幼稚園
 高田幼稚園
 清泉幼稚園
 成名幼稚園
 二宮幼稚園
 加茂幼稚園
 阿波幼稚園 (休園)

※

こども子育て相談室

正規職員 4名
 嘱託職員 2名
 計 6名

正規職員 4名
 嘱託職員 2名

健康増進課

正規職員 35名
 嘱託職員 7名
 臨時職員 3名
 計 45名

保健指導係

正規職員 29名
 嘱託職員 1名
 臨時職員 2名

食育係

正規職員 3名
 嘱託職員 2名

療育センター

正規職員 3名
 嘱託職員 4名
 臨時職員 1名

※ 保育所

みどりの丘 保育所	正規職員	17名	(事務職1、保育士13、保健師1、 栄養士2)
	嘱託職員	4名	(保育士3、看護師1)
	臨時職員	11名	(保育士9、保育従事者1、事務員1)
	パート職員	2名	

公郷保育所	正規職員	3名	(保育士)
	嘱託職員	3名	(栄養士1、調理員1、保育士1)
	臨時職員	2名	(保育士)

勝北風の 子こども園	正規職員	18名	(事務職1、保育教諭15、栄養士1 保健師1)
	嘱託職員	4名	(保育教諭4)
	臨時職員	11名	(保育教諭10、事務員1)
	パート職員	2名	

※ 児童館

中央児童館	嘱託職員	3名
	臨時職員	0名

南児童館	正規職員	1名
	嘱託職員	2名
	臨時職員	1名

加茂児童館	嘱託職員	2名
	臨時職員	1名

阿波児童館	パート職員	2名
-------	-------	----

※ 幼稚園

西幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	1名

東幼稚園	正規職員	3名
	臨時職員	3名

河辺幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	1名
	臨時職員	1名

大崎幼稚園	正規職員	3名
	嘱託職員	0名
	臨時職員	1名

院庄幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	2名

鶴山幼稚園	正規職員	3名
	臨時職員	4名

田邑幼稚園	(休園中)
-------	-------

佐良山幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	2名

高田幼稚園	正規職員	3名
	臨時職員	0名

清泉幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	1名

成名幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	1名
	臨時職員	1名

二宮幼稚園	正規職員	1名
	嘱託職員	2名
	臨時職員	1名

加茂幼稚園	正規職員	2名
	嘱託職員	2名
	臨時職員	1名

阿波幼稚園	(休園中)
-------	-------